

第十一類 教育 第二章 社會教育

ノ異動アリタルトキハ其ノ都度市長ニ之ヲ報告スヘシ

第六條 補助金ヲ交付シタル年度内ニ於テ市長指定ノ施設ヲ爲サヌ又ハ事業不能ニ歸シタルトキハ補助金ノ全部若ハ一部ヲ返還セシムルコトアルヘシ

第七條 補助ヲ受ケタル青年團ハ年度終了後二月以内ニ收支決算書及事業報告書ヲ市長ニ提出スヘシ

第十二類 福利厚生



# 第十二類 福利厚生

## 第一章 救 恤

### 救護事務取扱ニ關スル件(抄)

制 定 昭七、一、六告示一

(前略)  
救護法ニ依ル救護ニ關シ被救護者其ノ他ノ者ヨリ申出又ハ提出スル書類ハ所轄區長ヲ經由スヘシ

### 救護事務取扱規程

制 定 昭一八、三、三一通一二四

昭和十一年達第七一號救護事務取扱規程左ノ通改正シ昭和十八年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

#### 第一條 救護事務取扱規程

救護法(以下法ト稱ス)ニ依ル救護事務ノ取扱ハ別段ノ定アルモノノ外本規程ニ依ル

第二條 救護ノ申請ハ本人又ハ其ノ親族其ノ他ノ縁故者ヲシテ方面委員又ハ區長ニ第一號様式又ハ口頭ニ依リ之ヲ爲サシムベシ  
方面委員前項ノ規定ニ依ル申請ヲ受ケタルトキハ速ニ第二號様式ニ依リ必要ナル事項ヲ調査シ救護ノ種類、方法、程度及豫定期間等ニ付意見ヲ具シテ之ヲ區長ニ進達スベシ

第十二類 福利厚生 第一章 救恤

〔大例一三號〕

第三條 區長前條ノ規定ニ依ル申請ヲ受ケタルトキハ其ノ實情ヲ調査シ必要アリト認ムルトキハ直ニ救護ヲ開始スベシ  
區長前項ノ救護ヲ開始スルニ當リテハ之ニ必要ナル戶籍記載事項證明、扶養義務者調査、診斷書其ノ他必要ナル書類ヲ具スルヲ要ス但シ急遽救護開始ノ要アル場合ニ於テハ開始後遲滞ナク必要書類ヲ追完スベシ

第四條 方面委員救護ノ必要アリト認ムルトキハ其ノ申請ナキ場合ト雖モ第二條第二項ノ規定ニ準ジ其ノ救護ニ付意見ヲ具シテ區長ニ進達スルコトヲ得

第五條 區長救護ノ必要アリト認ムルトキハ其ノ申請及方面委員ノ進達ナキ場合ト雖モ救護ヲ開始スルコトヲ得

第六條 區長警察官署ヨリ棄兒又ハ迷子ノ身柄引渡ヲ受ケタルトキハ第三號様式ニ依ル調査ヲ作製シ救護ヲ開始スベシ

第七條 區長居宅救護ヲ開始スルトキハ直接若ハ方面委員ヲ經由シテ指令書ヲ交付スベシ  
收容救護ハ財團法人大阪市弘濟會其ノ他ノ救護施設又ハ私人ノ家庭若ハ適當ナル施設ニ委託シテ之ヲ爲スベシ

第八條 左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ハ第二條ノ申請者又ハ之ニ代ル者ヲシテ直ニ其ノ方面委員ニ届出デシムベシ  
一 被救護者又ハ其ノ世帯主ノ居住地又ハ現在地ニ異動アリタルトキ  
二 被救護世帯ノ構成ニ異動アリタルトキ又ハ收支ノ狀況ニ著シク異動アリタルトキ



三 救護ヲ受ケベキ事由消滅シタルトキ  
方面委員前項ノ規定ニ依ル届出アリタルトキ又ハ届出ナシ場合ト雖  
モ其ノ事實ヲ知リタルトキ其ノ他救護ノ停止、停止ノ解除又ハ救護  
ノ種類、方法、程度及豫定期間ノ變更ヲ爲ス必要アリト認ムルトキ  
ハ意見ヲ具シテ之ヲ區長ニ報告スベシ

第九條 救護法施行規則第十條ノ届出ハ區長及方面委員ニ對シ之ヲ爲  
サシムベシ

區長前條第二項ノ報告及前項ノ届出ヲ受ケタルトキハ其ノ適否ヲ調  
査シ救護ノ廢止、停止、變更及其ノ必要ナル處置ヲ講ズベシ  
區長前項ノ規定ニ依リ居宅救護ニ於ケル生活扶助ノ廢止、停止又ハ  
停止ノ解除ヲナストキハ直接又ハ方面委員ヲ經由シテ指令書ヲ交付  
スベシ

第十條 區長前條第二項ノ處置ヲ爲スニ當リ被救護者ノ居住地又ハ現  
在地ノ異動ガ他ノ市町村又ハ區ニ涉ルトキハ救護臺帳ノ謄本ヲ添へ  
之ヲ所轄市町村長又ハ區長ニ通知スベシ  
所轄區長前項ノ規定ニ依ル通知ヲ受ケタルトキハ速ニ調査ノ上必要  
アリト認ムルトキハ新ニ指令書ヲ交付シテ救護ヲ繼續スベシ

第十一條 被救護者死亡シ引取人ナキトキ又ハ分明ナラザルトキハ方  
面委員又ハ區長ニ於テ之ヲ火葬ニ附スベシ但シ收容被救護者ニ係ル  
トキハ區長ハ其ノ受託者ヲシテ之ヲ爲サシムルコトヲ得  
前項ノ場合ニ於テ本籍不明ノ者ニ付テハ死體ノ狀況、相貌、遺留金  
品其ノ他本人ヲ認識スルニ必要ナル事項ヲ記録スルノ外死體ノ寫眞  
ヲ撮影シ保存スベシ

區長ハ十二月分ニ付テハ其ノ請求ニ依リ其ノ月ノ二十三日以降適宜  
ノ期日ニ於テ之ヲ交付スルコトヲ得

前二項ノ規定ニ拘ラズ區長必要アリト認ムルトキハ第一項ノ生活扶  
助費ヲ前渡シ其ノ他適宜ノ期日ニ於テ之ヲ交付スルコトヲ得但シ前  
渡スル場合ハ半月分ヲ限度トス

第十七條 區長居宅被救護者ニ係ル生業扶助費及埋火葬費ニ付テハ其  
ノ都度交付ヲ受ケベキ者ヲシテ請求セシメ速ニ之ヲ交付スベシ

第十八條 區長收容被救護者ニ係ル救護費及救護ノ受託者ヲシテ爲サ  
シメタル埋火葬ノ費用ニ付テハ毎月三日限り受託者ヲシテ其ノ前月  
分ノ請求書ヲ提出セシムベシ但シ三月分ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ  
區長前項ノ規定ニ依リ救護費及埋火葬費請求書ヲ提出ヲ受ケタルト  
キハ之ヲ審査シ第五號様式ノ報告書ニ添附シテ之ヲ市長ニ送付スベ  
シ

第十九條 居宅被救護者死亡ノ場合ニ於テ未交付ノ生活扶助費アルト  
キハ區長ハ其ノ世帯主ニ之ヲ交付スベシ但シ世帯主ナキ場合ハ區長  
ニ於テ適當ト認ムル者ニ交付スルコトヲ得

第二十條 第十六條及第十八條ノ規定ニ依ル救護費及埋火葬費ノ請求  
又ハ交付日限ガ休日ニ該當スルトキハ其ノ翌日トス但シ三月分ニ付  
テハ此ノ限ニ在ラズ

第二十一條 區長居宅被救護者ノ死亡、救護ノ廢止、其ノ他ノ事由ニ  
因リ前渡又ハ既ニ交付シタル生活扶助費ガ過拂トナリ之ヲ返還セシ  
メタルトキハ直ニ定額ニ戻入スベシ

第二十二條 區長法第二十六條乃至第二十七條ノ二ノ規定ニ依リ救護

收容救護ノ場合ニ於テ其ノ他ノ風習アルトキハ第一項ノ規定ニ拘ラ  
ズ土葬セシムルコトヲ得但シ本籍不明ノ者ニ付テハ假埋葬セシムル  
コトヲ要ス

第十二條 區長ハ被救護者ノ葬儀執行者ニ對シ大阪市立齋場使用條例  
施行細則第四條第三項ノ規定ニ依ル證明書ヲ交付スベシ

第十三條 埋火葬費支給ノ申請ハ當該葬儀執行者ヲシテ方面委員又  
ハ區長ニ第四號様式ニ依リ之ヲ爲サシムベシ  
方面委員前項ノ申請書ヲ受ケタルトキハ其ノ實否ヲ調査シ意見ヲ具  
シテ之ヲ區長ニ進達スルモノトス

區長前二項ノ規定ニ依リ申請書ヲ受ケタルトキハ其ノ實否ヲ調査シ  
之ガ給否ヲ決スベシ  
區長收容救護ノ受託者ヲシテ葬儀ヲ爲サシメタルトキハ前三項ノ規  
定ハ之ヲ適用セズ

第十四條 區長葬儀ヲ執行シタルトキハ其ノ遺骨ニ付テハ本市行旅病  
人及行旅死亡人取扱規程第九條ノ規定ヲ準用ス

第十五條 救護費及埋火葬費ハ左ニ掲グル者ニ之ヲ交付ス  
一 居宅被救護者ニ係ル生活扶助費及生業扶助費其ノ本人、世帯  
主又ハ區長ノ指定シタル者  
二 收容被救護者ニ係ル救護費ハ當該受託者  
三 埋火葬費ハ當該葬儀執行者

第十六條 區長居宅被救護者ニ係ル生活扶助費ニ付テハ毎月三日限り  
其ノ前月分ニ交付ヲ受ケベキ者ヲシテ之ヲ請求セシメ其ノ月ノ五  
日迄ニ交付スベシ但シ三月分ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

必要ナル費用ノ全部又ハ一部ヲ徵收シ又ハ償還セシメタルトキハ  
直ニ之ヲ正當科目ニ收納スベシ

第二十三條 被救護者死亡シタル場合ニ於テ區長法第二十八條ノ規定  
ニ依リ遺留金品ヲ以テ其ノ救護及埋火葬ニ要シタル費用ニ充當セン  
トスルトキハ之ヲ正當科目ニ納付スベシ  
前項ノ場合ニ於テ救護及埋火葬ニ要シタル費用ノ額ヲ超ユル分ニ付  
テハ本市行旅病人及行旅死亡人取扱規程第十一條及第十三條ノ規定  
ヲ準用ス

第二十四條 區長ハ左ノ書類ヲ各期日迄ニ市長ニ提出スベシ

- 一 救護開始狀 第六號様式 毎月十日迄ニ其ノ前月分ヲ提出スルコト
- 二 救護異動狀 第七號様式 毎月十日迄ニ其ノ前月分ヲ提出スルコト
- 三 救護費支出 第八號様式 六、八、十、十二、二及四月ノ各十日迄ニ前二月分ヲ提出スルコト
- 四 救護費補助 第九號様式 毎月十月及四月ノ各四日迄ニ前六月分ヲ提出スルコト
- 五 救護及埋火葬費繰替支辨金計算書 第十號様式 毎年十月及四月ノ各十日迄ニ前六月分ヲ支出ニ關スル證據書類添附ノ上提出スルコト
- 六 救護費補助 第十一號様式 毎年六月十日迄ニ其ノ前年度分ヲ提出スルコト
- 七 救護狀況報告 第十二號様式 毎年四月三十日迄ニ其ノ前年度分ヲ提出スルコト
- 八 救護費雜收 第十三號様式 毎年六月十日迄ニ其ノ前年度分ヲ提出スルコト



第二十五條 區長救護ニ關スル事務ニ付テハ第十四號様式ノ救護臺帳  
 及第十五號様式ノカードニ依リ之ヲ整理スベシ  
 附則  
 本改正規程施行ノ際既ニ交付セル指令書ハ本改正規程ニ依リ交付シヌ  
 第一號様式

ルモノト看做ス  
 分増區實施ノ際被補給者ノ有スル舊區長名ノ指令書ハ引繼ギヲ受ケヌ  
 ル新區長ニ依リ交付サレタルモノト看做ス

救護申請書		居住地又ハ現在地		氏名		生年月日		居住期間		救護ヲ受クベキ事由		備考	
<p>右救護法ニ依リ救護相受度申請候也</p> <p>年 月 日</p> <p>申請者 住所 氏名 印</p> <p>大阪府 區長 殿</p> <p>備考 備考欄ニハ救護ヲ要スベキ豫定期間其ノ他參考トナルベキ事項ヲ記入セシムルコト</p>													

第二號様式

救護調査書		カ臺第		帳番		號		願救日		附出		昭和		年月日		日本籍		地		世帯主		備考	
<p>別紙申請ニ基キ 進達書</p> <p>年 月 日</p> <p>ノ生活狀況其ノ他調査致候處左記之通ニ有之候條御救護相成度此段及進達候也</p> <p>大阪府 區長 殿</p> <p>備考 備考欄ニハ救護ヲ要スベキ豫定期間其ノ他參考トナルベキ事項ヲ記入セシムルコト</p>																							



要 救 護 事 由																													
況 狀 ノ 帶 世 護 救 要										員 成 構 ノ 帶 世																			
額 月 込 見 支 收		内			内					支		公 租 課 稅		收 入 見 込 月 額		居 住 ノ 始 期													
其 他	其 他	救 助 金 品	私 人 ノ	仕 送 リ	親 族 ノ	勞 働 收 入	主 食 物 費	副 食 物 費	薪 炭 電 燈 費	被 服 雜 費	醫 療 費	住 宅 費	其 他	一 日 當 支 出 額	租 稅	公 租	資 產 及 債 務	扶 養 有 無	義 務 其 他	者 他	關 係 住 所 職 業 氏 名	生 活 程 度	圓 錢	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日

第三號樣式

兒 調 査													
要 救 護 事 由													
本人住所所氏名及男女之別		父母祖父母兄弟姊妹其他親族等ノ住所所氏名職業		場所及現狀		發見及通知並ニ引受ノ各年月日時及氏官署又ハ官職名		引受後假處分方及其ノ年月日時		着用品		所有物件ノ種類數	



右之通候也

年 月 日	相貌及特徴			
	音聲	齒	眉	肥瘦
	風體	口	色	身幹
	特 徴	痘痕	鼻	額
		耳	眼	頭

第四號様式 埋葬費支給申請書

埋葬費	圓	錢
死亡者氏名		
埋葬年月日		
死亡者ト申請者トノ續柄		
備考		

右埋葬費支給相成度此段及御願候也

住所 申請者

第五號様式  
 年 月 日  
 大阪市 區長 殿  
 大阪市 區長

大阪市長殿  
 一 收容救護委託中ノ被救護者ニ係ル別紙救護費別明細書審査候處相違無之候條左記及報告候也

一金  
 但シ被救護者 内 外何名ニ係ル 月分救護費

生活扶助費 一金  
 埋葬費 一金  
 移送費 一金

第六號様式  
 年 月 日  
 大阪市長 殿  
 救護開始状況報告  
 大阪市 區長

被救護者氏名	生年月日	世帯主トノ續柄	該當種別	取扱方面	開始年月日	收容場所又ハ支給金額	居住ノ始期	備考

一 本報告ハ居宅收容別ニ作成スルコト  
 二 府費負擔ニ屬スル者ニ付テハ臺帳ノ謄本ヲ添付スルコト



第十二類 福利厚生 第一章 救血

三 世帯主トノ續柄ハ世帯主何某ノ何々ト記入スルコト  
 四 備考欄ニハ同一世帯中他ノ法令ニ依リ扶助ヲ受クル者ノ存在其ノ他參考トナルベキ事項ヲ記入スルコト  
 第七號様式

年 月 日		大阪市 區長	
大阪市長 殿		救護異動狀況報告	
被救護者氏名	世帯主トノ續柄	該當種別	取扱方面
			年月日始
			收容場所 又ハ支給 金額
			異動 年月日事由
			市費別府備考

一 本報告ハ居宅收容別ニ作成スルコト  
 二 備考欄ニハ殘留被救護者ノ有無其ノ他參考トナルベキ事項ヲ記入ノコト

第八號様式

第 號	居宅救護	費支出狀況報告書	(昭和 年 月分)
-----	------	----------	-----------

既訓令額	當二月分支出額	翌月分ニ對スル前渡額	當二月支出額計	本年度支出額累計	調合殘額
市費	府費	市費	府費	市費	府費
大阪市長 殿	大阪市長 殿	大阪市長 殿	大阪市長 殿	大阪市長 殿	大阪市長 殿
右及報告候也	年 月 日	大阪市 區長			

備考

一 當二月分支出額ハ當二月間ニ於テ爲シタル救護ノ事實(埋葬費ニ付テハ其ノ給付ノ決議)ニ依リ其ノ所要額(支出義務額)ヲ計上スルコト  
 二 翌月分ニ對スル本月前渡額ハ本月中ニ於テ前渡支出ヲ決議シタルモノニ付キ計上スルコト

第九號様式

昭利	年度自	月分	救助計算書
生活扶助費	居宅	收容別	實人員
收容	居宅	收容別	延人員
			一人一日(又ハ一回)當支
			最高最低
			救護費支出
			寄附金其他
			差引補助基
			同上ニ對スル補助金

第十二類 福利厚生 第一章 救血



種 類	生業扶助費		計		種 類	生業扶助費		計	
	居宅	收容	居宅	收容		居宅	收容	居宅	收容
通					通				
埋					埋				
葬					葬				
計					計				

第十號様式

自昭和 年 月 日 至昭和 年 月 日 救護及埋葬ノ費用ニ關スル繰替支辨金計算書  
 一金 何 程 救護及埋葬費總額  
 内 譯

種 類	生活扶助費		種 類		種 類	生活扶助費		種 類	
	居宅	收容	居宅	收容		居宅	收容	居宅	收容
生業扶助費			居宅	收容	種 類	居宅	收容	種 類	居宅
					居宅			實人員	
					延人員			延人員	
					最			一人一日(又ハ一回)當支出額	
					高			圓	
					最			圓	
					低			圓	
					平			圓	
					均			圓	
					額			繰替支辨金	
					圓				

種 類	計		種 類	計	
	居宅	收容		居宅	收容
埋			埋		
葬			葬		
費			費		

一金 何 程 法第二十八條ノ充當金(何人分)  
 差引金 何 程 請求額  
 備考 一 「實人員」ハ同一人ニ對シ二種以上ノ救護ヲ爲スモノハ「種類」欄費目ノ順序ニ依リ記載シ再掲シタル分ニ括弧ヲ附スルコト  
 二 「一人一日(又ハ一回)當支出額」欄ノ平均ハ「繰替支辨金額」ヲ「延人員」(生業扶助費及埋葬費ハ實人員)ニテ除シタルモノヲ  
 掲記スルコト  
 三 必要アル場合ニ於テハ本様式ノ外被救護者別ノ繰替支辨金計算書ヲ提出セシムルコト

第十一號様式

種 類	生活扶助費		種 類		種 類	生活扶助費		種 類	
	居宅	收容	居宅	收容		居宅	收容	居宅	收容
年度救護費補助精算書			年度救護費補助精算書		種 類	居宅	收容	種 類	居宅
					居宅			實人員	
					要			要	
					救護			救護	
					支出			支出	
					金額			金額	
					他收入			他收入	
					金額			金額	
					補			補	
					本			本	
					額			額	
					助			助	
					同上			同上	
					對			對	
					ス			ス	
					概			概	
					算			算	
					受			受	
					高			高	
					差			差	
					不			不	
					引			引	
					足			足	
					過			過	











救護臺帳

考備	者護救被	氏名	居第	世帶主	救護ノ種類	救護ノ程度	救護ノ方法	救護開始年月日	摘	要
			住地							

要帶世	日出救附頭護	昭 和	氏名	世帶主トノ 柄ノ	性別	教育	職業	勞務故障ノ 程度	収入見込月額	居住ノ 始期
	年月日									

要救護事由	況 狀 ノ 帶 世 護 救										
	額 月 込 見 支 收					員 成 構 ノ					
	譯 内					收 入					
	其ノ他	救助人ノ品	私助金	親族送リ	仕送	労働収入					
世帯成員一人一日當支出額	譯 内					支 出					
	其ノ他	住宅費	醫療費	被服雜費	薪炭電燈費	副食物費	主食物費				
	ノ能力	扶養義務者	負債及積産	資産	公租課税						







母子保護事務取扱規程

制定 昭一八、三、三一 達一二五

昭和十三年達第三三號母子保護事務取扱規程左ノ通改正シ昭和十八年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

母子保護事務取扱規程

第一條 母子保護法(以下法ト稱ス)ニ依ル母子保護事務ノ取扱ハ別段ノ定アルモノノ外本規程ニ依ル

第二條 扶助ノ申請ハ本人又ハ其ノ親族其ノ他ノ縁故者ヲシテ方面委員又ハ區長ニ第一號様式又ハ口頭ニ依リ之ヲ爲サシムベシ

第三條 區長前項ノ規定ニ依ル申請ヲ受ケタルトキハ其ノ實情ヲ調査シ必要アリト認ムルトキハ直ニ扶助ヲ開始スベシ

第四條 方面委員扶助ノ必要アリト認ムルトキハ其ノ申請ナキ場合ト雖モ第二條第二項ノ規定ニ準シ其ノ扶助ニ付意見ヲ具シテ區長ニ進達スルコトヲ得

第五條 區長扶助ノ必要アリト認ムルトキハ其ノ申請及方面委員ノ進達ナキ場合ト雖モ扶助ヲ開始スルコトヲ得

第六條 區長居宅ニ於ケル扶助ヲ開始スルトキハ直接又ハ方面委員ヲ經由シテ指令書ヲ交付スベシ

第七條 左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ第二條ノ申請者又ハ之ニ代リ者ヲシテ直ニ其ノ旨方面委員ニ届出デシムベシ

第八條 區長入院被扶助者ニ就キ扶助ヲ廢止又ハ變更スベキ事由生ジタルトキハ受託者ヲシテ直ニ其ノ旨届出デシムベシ

第九條 區長前條第二項ノ處置ヲ爲スニ當リ被扶助者ノ居住地又ハ現ヲ爲ス者ニ對シテ之ヲ交付スベシ但シ世帯主又ハ母ニ代リテ子ノ養育ヲ爲ス者ナキトキハ區長ニ於テ適當ト認ムル者ニ對シテ之ヲ交付スルコトヲ得

第十條 救護事務取扱規程第二十一條ノ規定ハ前渡又ハ既ニ交付シタル生活扶助費又ハ養育扶助費ガ過拂トナリ之ヲ返還セシメタル場合ノ取扱ニ付之ヲ準用ス

第十一條 救護事務取扱規程第十三條ノ規定ハ埋火葬費支給ノ申請、申請書ノ進達及給否決定ノ取扱ニ付之ヲ準用ス但シ埋火葬費支給ノ申請ハ第三號様式ニ依ラシムベシ

第十二條 扶助費及埋火葬費ハ左ニ掲グル者ニ之ヲ交付ス

一 生活扶助費、養育扶助費及生業扶助費ハ當該母

二 入院ノ場合ニ於ケル扶助費ハ當該受託者

三 埋火葬費ハ當該葬儀執行者

第十三條 救護事務取扱規程第十六條及第二十條ノ規定ハ生活扶助費及養育扶助費ノ交付ニ付之ヲ準用ス

第十四條 救護事務取扱規程第十八條及第二十條ノ規定ハ入院ノ場合ニ於ケル扶助費及埋火葬費請求書ノ取扱ニ付之ヲ準用ス但シ市長ニ對スル扶助費報告書ハ第四號様式ニ依ルベシ

第十五條 扶助ヲ受ケル母死亡シタル場合ニ於テ未交付ノ生活扶助費及養育扶助費アルトキハ區長ハ其ノ世帯主又ハ母ニ代リテ子ノ養育

第十六條 救護事務取扱規程第二十二條ノ規定ハ法第十二條ノ規定ニ依リ扶助ニ要シタル費用ノ全部又ハ一部ヲ徵收シ又ハ償還セシメタル場合ノ取扱ニ付之ヲ準用ス

第十七條 救護事務取扱規程第二十三條ノ規定ハ法第十二條ノ規定ニ依リ遺留金品ヲ以テ其ノ扶助及埋火葬ニ要シタル費用ニ充當セントスル場合並ニ扶助及埋火葬ニ要シタル費用ノ額ヲ超ユル分ノ取扱ニ付之ヲ準用ス

第十八條 救護事務取扱規程第二十三條ノ規定ハ法第十二條ノ規定ニ依リ遺留金品ヲ以テ其ノ扶助及埋火葬ニ要シタル費用ニ充當セントスル場合並ニ扶助及埋火葬ニ要シタル費用ノ額ヲ超ユル分ノ取扱ニ付之ヲ準用ス

第十九條 區長ハ左ノ書類ヲ各期日迄ニ市長ニ提出スベシ

一 母子扶助開始報告書 第五號様式 毎月十日迄ニ其ノ前月分ヲ提出スルコト

二 母子扶助異動状況報告書 第六號様式 毎月十日迄ニ其ノ前月分ヲ提出スルコト

三 母子保護費支出状況報告書 第七號様式 六、八、十、十二、二及四月ノ各十日迄ニ前二月分ヲ提出スルコト















右及報告候也

年 月 日

大阪市長 殿

大阪市

區長

備考

- 一 當二月分支出額ハ當二月間ニ於テ爲シタル扶助ノ事實(埋葬費ニ付テハ其ノ給付ノ決議)ニ依リ其ノ所要額(支出義務額)ヲ計上スルコト
- 二 翌月分ニ對スル本月前渡額ノ本月中ニ於テ前渡支出ヲ決議シタルモノニ付キ計上スルコト

第八號様式

昭和 年度自 月分母子保護費 補助計算書

種 類	生活扶助費		養育扶助費		母子保護費 支出額	寄附金其ノ 他ノ收入	差引補助基 本額	同上ニ對ス ル補助金
	入院	居宅	入院	居宅				
實人員								
延人員								
最高								
最低								
平均								

第九號様式

一金何程 扶助及埋葬費總額

自昭和 至昭和 年 月扶助及埋葬ノ費用ニ關スル繰替支辨金計算書

内 譯

種 類	扶助場所		實人員	延人員	一人一日(又ハ一回)當支出額	繰替支辨金額
	入院	居宅				
生活扶助費						
最高						
最低						
平均						

第十二類 福利厚生 第一章 救血











第十二類 福利厚生 第一章 救血

在	現	
	世帶數	實人員

備考 一 子又ハ孫ノ欄ノ人員ハ母(又ハ祖母)ニ給與スル養育扶助ニ關係アル子又ハ孫ノ人員ヲ掲ケ其ノ金額欄ニハ母(又ハ祖母)ニ給與シタル養育扶助ノ金額ヲ掲グルコト尙其ノ他ノ扶助ニ付テモ子又ハ孫ニ關係アル金額ヲ掲グルコト  
 二 前様式備考二、三ハ本様式ニ於テモ同様ノ區別ニ依リ記載スルコト  
 三 本報告ノ「現在員」計ハ「保護異動状況報告」ノ「現在員」計ト符合スルモノトス

第十二號様式  
年 月 日

大阪市長殿

大阪市

區長

母子保護費收入報告

(年度)

種	目	金額	内		金額	備考
			母子保護法ニヨル徵收金	其ノ他ノ收入		
母子保護費收入			同 償還金			
			同 遺留金			
			其ノ他ノ收入			

第十三號様式

第 號	母子保護費收入報告
居 住 地	母(又ハ祖母)ノ 氏 名
(施設ノ場合ハ施設名ヲ 附記スルコト)	

扶助ヲ受ケル者及母其ノ子 (者當該條二第及條一第法)												
氏 名	生 年 月 日	扶助ノ種類	扶助ノ程度	扶助開始 年 月 日	扶助停止 年 月 日	摘 要	子					考 備
							年	月	日	年	月	
							昭和	昭和	昭和	昭和	昭和	

扶助出 願月日		昭和 年 月 日		本籍地		居住地		性別		教育		職業		勞務故障 程度		収入見 類		居住 始期			
要 帶	世 氏	年	月	年	月	年	月	年	月	年	月	年	月	年	月	年	月	年	月	年	月

第十二類 福利厚生 第一章 救血







氏名	母子ノ別	支給月日	金額	照合	摘要	調査月日	生		業		扶		助		埋		葬		移		送	
							調	査	者	印	調	査	者	印	調	査	者	印	調	査		者

醫療保護事務取扱規程

制 定 昭一六、一一、一三 達四九五

醫療保護事務取扱規程左ノ通相定メ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第一條 醫療保護法(以下法ト稱ス)ニ依ル醫療保護事務ノ取扱ハ別段ノ定アルモノノ外本規程ニ依ル

第二條 保護ノ申請ハ本人又ハ親族其ノ他ノ縁故者ヲシテ方面委員ニ第一號様式又ハ口頭ニ依リ之ヲ爲サシムヘシ  
方面委員前項ノ規定ニ依ル申請ヲ受ケタルトキハ直ニ第二號様式ニ依リ必要ナル事項ヲ調査シ意見ヲ具シテ之ヲ區長ニ進達スヘシ

第三條 區長前條ノ規定ニ依ル保護ノ申請ヲ受ケタルトキハ其ノ要否ヲ調査シ保護ノ必要アリト認ムルトキハ醫療券ヲ交付スヘシ

第四條 方面委員保護ノ必要アリト認ムルトキハ其ノ申請ナキ場合ト雖第二條第二項ノ規定ニ準シ其ノ保護ニ付意見ヲ具シ區長ニ進達スヘシ

第五條 區長保護ノ必要アリト認ムルトキハ其ノ申請及方面委員ノ進達ナキ場合ト雖醫療券ヲ交付スヘシ

第六條 醫療券ノ交付ハ方面委員ヲ經テ之ヲ爲スヘシ  
方面常務委員ハ毎月五日迄ニ前月分ノ醫療券受拂狀況ニ付第三號様式ニ依リ區長ニ報告スヘシ

第七條 區長ハ醫療保護法施行細則(以下細則ト稱ス)第二十條ノ規定ニ依ル申請アリタル場合ハ直ニ調査シ急迫ノ事情アリタルモノト認ムルトキハ其ノ承認ヲ爲シ第四號様式ニ依リ之ヲ本人ニ通知スヘシ

第八條 區長ハ細則第二十一條ノ規定ニ依ル申請アリタルトキハ直ニ調査シ其ノ認否ヲ決シ第五號様式ニ依リ之ヲ本人ニ通知スヘシ

第九條 收容被保護者ニ付テハ區長ハ常ニ受託者ヨリ必要ナル報告ヲ徵シ隨時係員ヲシテ實地ニ付其ノ狀況ヲ調査セシムヘシ

第十條 左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ第二條ノ申請者又ハ之ニ代ル者ヲシテ方面委員ニ之ヲ届出テシムヘシ

一 居住地又ハ現在地ニ異動アリタルトキ  
二 世帯ノ構成ニ異動アリタルトキ又ハ收支ノ狀況ニ著シク異動アリタルトキ  
三 醫療又ハ助産ヲ受クヘキ事由消滅シタルトキ

方面委員前項ノ規定ニ依ル届出アリタルトキ又ハ届出ナキ場合ト雖其ノ事實ヲ知リタルトキハ意見ヲ具シテ之ヲ區長ニ報告スヘシ

第十一條 醫療保護法施行規則第二十二條ノ報告ハ區長ニ對シ之ヲ爲サシムヘシ

區長前條第二項及前項ノ報告ヲ受ケタルトキハ保護ノ廢止、停止、變更其ノ他必要ナル處置ヲ講スヘシ

第十二條 區長前條第二項ノ處置ヲ爲スニ當リ被保護者ノ居住地又ハ現在地ノ異動カ他ノ市町村又ハ區ニ涉ルトキハ醫療保護臺帳ノ原本ヲ添ヘ之ヲ所轄市町村長又ハ區長ニ通知スヘシ

區長前項ノ規定ニ依ル通知ヲ受ケタルトキハ之ヲ調査シ引續キ保護ノ必要アリト認ムル場合ハ醫療券ヲ交付スヘシ

第十三條 法第十六條ノ適用ニ關シ埋葬費支給ノ適否又ハ埋葬ヲ行フ者ノ有無ニ付テハ區長之ヲ認定スヘシ



第十二類 福利厚生 第一章 救血

第十四條 區長法第二十三條ノ規定ニ依リ保護ニ要シタル費用ノ全部又ハ一部ヲ徵收シ又ハ償還セシメタルトキハ直ニ之ヲ正當科目ニ收入シ其ノ旨市長ニ報告スヘシ

第十五條 區長ハ左ノ報告書ヲ各期日迄ニ市長ニ提出スヘシ  
一 醫療保護開始並異動狀況報告 第六號様式  
每月五日迄ニ其ノ前月分ヲ提出スルコト但シ保護開始ノ分ニ付テハ醫療保護臺帳ノ謄本ヲ添付スルコト

二 醫療券交付狀況報告 第七號様式  
毎月十日迄ニ其ノ前月分ヲ提出スルコト

第十六條 區長醫療保護ニ關スル事務ニ付テハ第八號様式ノ醫療保護臺帳及第九號様式ノ醫療券受拂簿ニ依リ之ヲ整理スヘシ

第一號様式

申請書

醫療保護法ニ依リ醫療ヲ相受度候條此段及申請候也

年 月 日

居住又ハ  
現在地

要保護者職業及氏名

年 月 日生

申請人住所

大阪市長

殿

氏 名

( 印 )

醫療保護進達書

本籍地	居住地又ハ現在地	世帯主	被保護者	業該當種別	收資支産ノ所得狀況及 扶助義務者ノ有 無及其ノ狀況	職業	生年月日	世帯主ト ノ続柄	性別	氏名	世帯	構成	員

醫療狀況	醫療助産ノ別	行醫 事業者	無料輕費ノ別	醫療券番號	備考

備考  
別紙申請書右ノ通及進達候也  
年 月 日  
大阪市長 殿

大阪府 方面常務委員  
(擔當方面委員)

第三號様式

醫療券受拂狀況報告

年 月 日	診療券	受入枚數		拂出枚數		殘	高	受入又ハ 拂出先	ノ醫療券番號	備考
		診療券	助産券	診療券	助産券					

( 方面 )

備考  
一 本受拂狀況報告ハ事業者毎ニ之ヲ作成スルコト  
二 受入枚數ハ區長ヨリ送付ヲ受ケタル枚數又ハ繰越枚數ヲ記入スルコト

第十二類 福利厚生 第一章 救血







第八號様式 醫療保護臺帳

考 備	居住地又ハ現在地	世帯主ノ氏名	世帯主トノ續柄
	被保者ノ姓名及生年月日	職業	該當種別(法第十一條第一號第二號ノ別)
醫 療 助 産 ノ 別	醫療券發行事	醫療券番號	醫療券交付狀況
	醫療者ノ名又ハ助産師ハ	醫療者ノ名又ハ助産師ハ	醫療券の有効期間
狀況ノ産助ハ又療醫	費用ノ一部收	納用ノ有無	轉 歸
至自	至自	至自	至自
年月日	年月日	年月日	年月日
死停止	廢全	治	亡止

備考 一 「該當種別」欄へハ被保護者ノ屬スル世帯ノ狀況ニ依リ第一號又ハ第二號ト記載ノコト

第九號様式 醫療券受拂簿

二 「轉歸」欄へハ醫療又ハ助産ノ結果ニ依リ不用ノ文字ヲ抹消ノコト

三 「備考」欄へハ醫療保護上參考トナルヘキ事項ヲ記入スルコト

醫療券受拂簿		區	
年月日	受入枚數	拂出枚數	高 受入又ハ 拂出先
	診券	助産券	助産券
	助産券	助産券	助産券
	助産券	助産券	助産券
	助産券	助産券	助産券
	助産券	助産券	助産券
	助産券	助産券	助産券
	助産券	助産券	助産券
	助産券	助産券	助産券

備考 一 本受拂簿ハ事業者毎ニ之ヲ作成スルコト

二 醫療券ノ受拂アリタルトキハ其ノ都度夫々當該欄ニ記入スルコト

三 受入枚數ハ事業者ヨリ送達ヲ受ケタル枚數又ハ繰越枚數ヲ記入スルコト

四 拂出枚數ハ方面委員ニ拂出シタル枚數ヲ記入スルコト

特別救護規程

制定 昭二、四、三〇告示二七六

本市會ノ議決ヲ經大阪特別救護規程左ノ通相定ム

- 大阪市特別救護規程
- 第一條 本市ハ救護法其ノ他法令ニ依リ其ノ居宅ニ於テ生活ノ爲扶助ヲ受ケル本市住民ニ對シ本規程ノ定ムル所ニ依リ生活費ヲ補給スルコトアルヘシ
  - 第二條 生活費補給額ハ一世帯一月一圓五十錢以內ニ於テ市長之ヲ定ム
  - 第三條 前項ノ生活費補給金ハ必ス之ヲ電燈及水道使用料ノ支拂ニ充ツヘシ
  - 第四條 生活費補給金ハ毎年四回以上ニ分チ補給ヲ受ケル者若ハ其ノ世帯主又ハ市長適當ト認ムル者ニ之ヲ交付ス
  - 第五條 補給ヲ受ケル者ハ本市ノ實情調査ヲ拒ムコトヲ得ス
  - 第六條 補給ヲ受ケル者左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ補給ヲ廢止ス
- 一 死亡シタルトキ
  - 二 居宅ニ於ケル生活扶助ヲ廢止又ハ停止セラレタルトキ
  - 三 市長補給ノ必要ナキニ至リタルモノト認ムルトキ
  - 四 規定違反其ノ他ノ事由ニ因リ市長補給ヲ不適當ト認ムルトキ
- 第六條 本規程施行ニ關シ必要ナル事項ハ市長之ヲ定ム
- 附 則
- 本規程ハ昭和十二年四月三十日ヨリ之ヲ施行ス

特別救護規程施行細則

制定 昭二、四、三〇告示二七七 最近改正 昭一七、一 告示 一

大阪市特別救護規程施行細則左ノ通相定メ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

- 大阪市特別救護規程施行細則
- 第一條 大阪市特別救護規程ニ依ル生活費補給ハ之ヲ受ケヘキ者ノ住所所轄區長ニ於テ之ヲ行フ
  - 第二條 區長補給事務執行ニ際シテハ本規定ノ定ムル所ニ依リ方面委員又ハ町會聯合會長ノ援助ヲ求ムヘシ但シ特別ノ事由アルトキハ此ノ限ニ在ラス
  - 第三條 救護法及母子保護法ニ依リ扶助ヲ受ケル者ニ對スル補給ニ付テハ區長方面常務委員ヨリ第一號様式ニ依リ具申書ノ提出ヲ求ムヘシ
  - 第四條 救護法及母子保護法以外ノ法令ニ依リ扶助ヲ受ケル者補給ヲ受ケントスルトキハ本人又ハ其ノ世帯主ヨリ第二號様式ニ依リ申請書ヲ方面常務委員又ハ町會聯合會長ニ提出スヘシ此ノ場合方面常務委員又ハ町會聯合會長ハ申請書ニ意見ヲ附シ區長ニ提出スルモノトス
  - 第五條 區長前二項ノ規定ニ依リ具申書又ハ申請書ヲ受ケタルトキハ其ノ生活狀況ヲ調査シ必要アリト認ムルトキハ補給ヲ開始スヘシ
  - 第六條 補給ヲ開始スルトキハ第三號様式ノ指令書ヲ交付ス
  - 第七條 補給額ハ補給ヲ受ケヘキ者ノ世帯ノ單位トシ其ノ世帯員數ニ應ジテ左ノ範圍內ニ於テ區長之ヲ定ム



第十二類 福利厚生 第一章 救血

世帯員數

- 一人又ハ二人 一月ニ付 八十五錢
- 三人又ハ四人 一月ニ付 一圓
- 五人又ハ六人 一月ニ付 一圓十五錢
- 七人以上 一月ニ付 一圓三十錢

第五條 月ノ中途ニ補給ノ開始又ハ廢止アリタル場合其ノ月ノ補給日數カ十六日未滿ナルトキハ其ノ月分ハ半額トス但シ區長必要ト認ムルトキハ此ノ限ニ在ラス

第六條 補給金ハ一、三、五、七、九及十一月ノ各十六日ヨリ二十日迄ノ間ニ其ノ月及前月分ニ付テ之ヲ交付ス

第七條 前條ノ規定ニ拘ラス區長特別ノ事由アリト認ムルトキハ補給金ノ交付ヲ受ケヘキ者ノ請求ニ依リ適宜ノ期日ニ於テ之ヲ交付スルコトヲ得但シ翌月分以降ニ對スル前渡ハ之ヲ爲スコトヲ得ス

第八條 區長ハ方面委員又ハ町會聯合會長ト協力シ補給金ノ交付ヲ受ケタル者ヲシテ之ヲ其ノ使途ニ充テシムルニ付適當ナル措置ヲ講スヘシ區長ハ本人又ハ其ノ世帯主ニ補給金ヲ交付スルハ補給ノ目的ヲ達成スルニ付適當ナラスト認ムルトキハ方面常務委員又ハ町會聯合會長ニ對シ之ヲ交付スルコトヲ得

第十三條 補給ノ廢止、補給額ノ變更其ノ他ノ事由ニ依リ既ニ交付シタル補給金ヲ返還セシムヘキ場合ニ於テ之ヲ受ケタル者既ニ電燈及水道使用料ノ支拂ニ充テタルトキハ之ヲ返還セシメサルコトヲ得

第十四條 區長ハ左ノ各號ニ依リ市長ニ補給事務ニ關スル報告ヲ爲スヘシ

- 一 生活費補給開始狀況報告 第六號様式 毎月十日迄ニ其ノ前月分ヲ提出スルコト
- 二 生活費補給異動狀況報告 第七號様式 毎月十日迄ニ其ノ前月分ヲ提出スルコト
- 三 生活費補給費豫算經理狀況報告 第八號様式 第六條第一項ノ規定ニ依リ交付日限ノ屬スル月ノ末日迄ニ其ノ交付期ニ屬スル分ヲ提出スルコト
- 四 生活費補給費績報告書 第九號様式 毎年四月三十日迄ニ其ノ前年度分ヲ提出スルコト

第十五條 區長ハ生活費補給事務ニ付テハ第十號様式ノ臺帳ニ依リ之ヲ整理スヘシ

第一號様式 生活費補給具申書

世帯主 氏名	現住所	本籍	要補給者氏名 (全部記載ノコト)
世帯員數	人		
扶助額	圓	扶助日當	圓
扶助種類及開始日		扶助種類及開始日	

第十二類 福利厚生 第一章 救血

主ニ通知スヘシ

第九條 補給ヲ受ケル者住所ヲ移轉シ又ハ世帯ノ構成ニ異動アリタルトキハ速ニ本人又ハ其ノ世帯主ヨリ其ノ旨所轄區長ニ届出ツヘシ前項ノ場合住所ノ移轉カ區外ニ涉ルトキハ當該届出ハ前所轄區長ニ對シテ之ヲ爲スコトヲ要ス

第十條 區長ハ補給ヲ受ケル者其ノ住所ヲ他區ヘ移轉シタルトキハ補給臺帳ノ謄本ヲ添ヘ之ヲ移轉地ノ所轄區長ヘ通知シ其ノ補給ヲ廢止スヘシ

第十一條 世帯員數ニ増減アリタルトキ其ノ他必要ト認ムルトキ區長ハ方面常務委員又ハ町會聯合會長ノ意見ヲ徵シ補給金額ヲ變更スルコトアルヘシ

第十二條 左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ區長補給ヲ廢止ス

- 一 大阪市特別救護規程第五條第一號又ハ第二號ノ事由生シタルトキ
- 二 區長ニ於テ大阪市特別救護規程第五條第三號又ハ第四號ニ該當スト認ムルトキ

前項第二號ノ場合區長ハ方面常務委員又ハ町會聯合會長ノ意見ヲ徵スヘシ

補給ノ廢止ハ第五號様式ノ指令書ヲ交付シテ之ヲ行フ

居住ノ構造	住居ノ間ノ別	室數	電燈		水道	
			一月當 電料料	一月當 水料	圓	圓
備	備	備	電	水	電	水
門標番號	電	電	電	水	電	水

右特別救護規程ニ依リ生活費補給ノ必要ヲ認メ此段及具申候也

年月日

方面常務委員 氏 名印

大阪市 區長 氏 名殿

備考 一 「水道使用ノ狀況」ハ「專用栓」使用セズ」等ト記入スルコト

二 「門標番號」ハ間借世帯ニ付テモ成ルベク之ヲ記入スルコト

第二號様式 生活費補給申請書

住所

要補給者 氏 名

右特別救護規程ニ依リ生活費補給相受度此段及申請候也

年月日







第十二類 福利厚生 第一章 救血

10011

合 計	ノ世帯		七人以上		六人世帯		五人乃至		四人世帯		三人乃至		二人世帯		一人乃至		
	母子保護法	救護法	母子保護法	救護法	母子保護法	救護法	母子保護法	救護法	母子保護法	救護法	母子保護法	救護法	母子保護法	救護法	母子保護法	救護法	
備考 補給中ニ於テ世帯員數ニ異動アリタル場合ハ廢止當時又ハ年度末現在世帯員數ニ依リ計上スルコト																	

第十號様式

表面

生活費補給表帳

考 備	給 補 費 活 生		態 狀		世 帯		第 號
	年 月 日	年 月 日	現 住 所	成 員 數	本 籍	會 社 名	
扶助ヲ受ケル種類	年 月 日	年 月 日	被補給者數	被補給者數	被補給者數	被補給者數	氏 名
扶助ノ受ケル種類	年 月 日	年 月 日	被補給者數	被補給者數	被補給者數	被補給者數	考 備
扶助ノ受ケル種類	年 月 日	年 月 日	被補給者數	被補給者數	被補給者數	被補給者數	門 標 番 號
扶助ノ受ケル種類	年 月 日	年 月 日	被補給者數	被補給者數	被補給者數	被補給者數	電 燈
扶助ノ受ケル種類	年 月 日	年 月 日	被補給者數	被補給者數	被補給者數	被補給者數	水 道
扶助ノ受ケル種類	年 月 日	年 月 日	被補給者數	被補給者數	被補給者數	被補給者數	考 備

裏面

補 給 金 交 付 記 録	
年 月 日	年 月 日
交付年月日	交付年月日
交付金額	交付金額
交付者	交付者
備考	備考
年 月 日	年 月 日
交付年月日	交付年月日
交付金額	交付金額
交付者	交付者
備考	備考

第十二類 福利厚生 第一章 救血

10011







第十二類 福利厚生 第一章 救血

1007

ムル施設ニ委託シテ之ヲ行フ  
 醫療ハ收容ヲ要スル者ニ限り之ヲ行フ  
 收容ノ爲被救助者ヲ移送シタルトキハ其ノ實費ヲ支給スルコトアル  
 ヘシ

第九條 生業扶助ハ生業ニ必要ナル資金ノ給與ニ依リ之ヲ行フ  
 第十條 旅費ノ給與ハ引續キ一年以上本市内ニ居住シ歸國又ハ轉住ヲ希望スル者ニシテ更生ノ見込アル場合ニ限り之ヲ行フ

第十一條 區長ハ方面委員ト協力シ常ニ被救助者ノ狀況ヲ調査視察シ之ヲ指導誘掖ニ努メ更生ニ必要ナル援助ヲ爲スヘシ  
 第十二條 救助費ハ左ニ掲グル者ニ之ヲ交付ス  
 一 居室扶助費、生業扶助費及旅費ハ當該世帯主  
 二 收容扶助費及醫療費ハ當該受託者

第十三條 區長前條第一號ニ掲グル救助費ニ付市長ノ指令アリタルトキハ其ノ都度交付ヲ受クヘキ者ヲシテ救助費ヲ請求セシメ速ニ之ヲ交付スヘシ  
 區長必要ト認ムルトキハ方面常務委員ニ對シ救助費ヲ交付スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ方面常務委員其ノ救助ニ付適當ナル措置ヲ講シ證書類ヲ添付シテ之ヲ區長ニ報告スヘシ

第十四條 區長第十二條第二號ニ掲グル救助費ニ付テハ收容受託者ヲシテ毎月三日限り其ノ前月分ニ付之ヲ請求セシムヘシ但シ三月分ニ付テハ此ノ限ニ在ラス  
 區長前項ノ規定ニ依ル請求ヲ受ケタルトキハ之ヲ審査シ第三號様式ニ依ル收容救助報告書ヲ添付シテ之ヲ市長ニ送付スヘシ

第十五條 方面委員救助ノ廢止、救助ノ程度、種類若ハ方法ノ變更又ハ救助期間ノ延長ヲ爲ス必要アリト認ムルトキハ其ノ理由及意見ヲ具シテ區長ニ報告スヘシ  
 區長前項ノ規定ニ依ル報告ヲ受ケタルトキハ其ノ適否ヲ調査シ救助ノ廢止ハ之ヲ決定シテ市長ニ報告シ、救助ノ程度、種類若ハ方法ノ變更及救助期間ノ延長ニ付テハ第四條ノ規定ニ準シ之ヲ處理スルモノトス

第十六條 救助ヲ受クル者左ニ掲グル事由ノ一ニ該當スルトキハ救助ヲ廢止シ交付シタル救助費ノ一部又ハ全部ニ付之ヲ返還セシムルコトアルヘシ  
 一 性行著シク不良若ハ怠惰ニシテ更生ノ見込ナシト認ムルトキ  
 二 規定違反其ノ他ノ事由ニ依リ救助ヲ適當ナラスト認ムルトキ

第十七條 本細則施行ニ關シ必要ナル事項ハ市民局長之ヲ定ム  
 附則  
 本細則ハ大阪市應急救助規程施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本細則ハ大阪市應急救助規程施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第一號様式

應急救助申請書

要 助 者	居 住 地	氏 名	生 年 月 日	世 帯 主 ト ノ 續 柄	職 業	救 助 ヲ 受 ク ヘ キ 事 由

右大阪市應急救助規程ニ依リ救助相受度及申請候也

年 月 日

申請者住所

大阪市長 殿

氏 名

1007







第 號		年 月 日		大阪市長 殿		大阪市 區長	
收容救助費報告書				費			
應急救助費				費			
一金				費			
金額		摘要		被救助者		收容所氏名	
圓	摘	至自	日分一日ニ付金	錢	錢	錢	錢
		至自	日分一日ニ付金	錢	錢	錢	錢
		至自	日分一日ニ付金	錢	錢	錢	錢

妊産婦榮養補給規程

制定昭一七、四、三〇告示一五五

本市會ノ議決ヲ經大阪府妊産婦榮養補給規程左ノ通相定メ昭和十七年五月一日ヨリ之ヲ施行ス

大阪府妊産婦榮養補給規程

第一條 本市ハ本市居住ノ妊産婦ニシテ貧困ノ爲其ノ必要ナル榮養ヲ攝取スルコト困難ナル者ニ對シ本規程ノ定ムル所ニ依リ榮養補給金ヲ給與スルコトアルヘシ但シ時宜ニ依リ現品給與ヲ以テ之ニ代フルコトヲ得

第二條 補給ノ期間ハ分娩ノ前後ヲ通シ十月以内ニ於テ市長之ヲ定ム

第三條 補給額ハ一月十圓以内ニ於テ市長之ヲ定ム

第四條 補給金ハ毎月妊産婦若ハ其ノ世帯主又ハ市長ノ適當ト認ムル者ニ之ヲ交付ス

補給金ハ妊産婦ノ榮養攝取ニ要スル費用ニ充ツヘシ

妊産婦ノ榮養攝取ニ付キテハ市長ノ指定スル者ノ指導ヲ受ケシムルコトアルヘシ

第五條 補給金受給者ハ本市ノ實情調査ヲ拒ムコトヲ得ス

第六條 左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ第二條ノ補給期間中ト雖モ補給ヲ廢止ス

一 市長補給ノ必要ナキニ至リタルモノト認ムルトキ

二 規程違反其ノ他ノ事由ニ因リ市長補給ヲ適當ナラスト認ムルトキ

第七條 本規程施行ニ關シ必要ナル事項ハ市長之ヲ定ム

第十二類 福利厚生 第一章 救恤

妊産婦榮養補給規程施行細則

制定昭一七、四、三〇告示一五六

大阪府妊産婦榮養補給規程施行細則左ノ通相定メ昭和十七年五月一日ヨリ之ヲ施行ス

大阪府妊産婦榮養補給規程施行細則

第一條 大阪府妊産婦榮養補給規程(以下規程ト稱ス)ニ依ル補給ハ之ヲ受クベキ者ノ居住地所轄區長之ヲ行フ

區長ハ特別ノ事由アル場合ヲ除クノ外方面委員ノ援助ヲ求メ補給事務ヲ執行ス

第二條 補給ヲ受ケントスル者ハ本人又ハ其ノ世帯主ヨリ第一號様式ニ依ル申請書ニ醫師又ハ産婆ノ證明書ヲ添付シテ之ヲ方面常務委員ニ提出スベシ此ノ場合ニ於テハ方面常務委員ハ申請書ニ意見ヲ付シ

區長ニ提出スルモノトス

區長前項ノ申請ヲ受ケタルトキハ其ノ實情ヲ調査シ必要アリト認ムルトキハ補給ヲ開始ス

第三條 補給ヲ開始スルトキハ第二號様式ノ指令書ヲ交付ス

第四條 補給ノ期間ハ分娩ノ前後ヲ通シ八月以内トス

第五條 補給額ハ一人一月八圓以内トス

第六條 補給ヲ受クベキ者ハ毎月十一日ヨリ十五日迄ニ補給ヲ受クベキ額ヲ區長ニ請求スベシ

第七條 補給金ハ毎月十六日ヨリ二十日迄ニ其ノ月分ヲ交付ス但シ區長特別ノ事由アリト認ムルトキハ補給ヲ受クベキ者ノ請求ニ依リ適宜ノ期日ニ之ヲ交付スルコトヲ得







第十二類 福利厚生 第一章 救恤  
第三號樣式

第 號  
年 月 日  
大阪市長 殿  
大阪市 區長

區指令第 號  
年 月 日付 區指令第 號ニ依ル榮養補給金ハ 年 月分ヨリ方面常務委員何某ニ交付スベキニ付承知セラレタシ

第四號樣式

區指令第 號  
居 所  
妊産婦氏 名  
年 月 日付 區指令第 號ニ依ル榮養補給金給與ノ件  
ハ 年 月分限リ之ヲ廢止ス  
年 月 日  
大阪市長 殿  
大阪市 區長名

第五號樣式  
第 號  
年 月 日

大阪市長 殿  
大阪市 區長

妊産婦榮養補給開始状況報告 (月分)

被補給者居 (方面名) 住	氏名 (生年月日)	補給豫定月數	自 月 至 月 月分	既分及ソノ中生存者數	備考

一 公費ノ扶助ヲ受ケタル場合ニ於テハソノ法令ノ名稱其ノ他參考トナルベキ事項等ヲ備考欄ニ記入スルコト

第六號樣式  
第 號  
年 月 日

大阪市長 殿  
大阪市 區長

〔大例一三號〕

妊産婦榮養補給異動状況報告 (月分)

被補給者 居 住 氏名 (方面名)	開始年月	異 動		備考
		月 日	事 項	

一 本報告ニハ補給期間ノ滿了ニ依ル補給ノ廢止ヲモ掲グルコト  
二 備考欄ニハ補給ノ結果ソノ他參考トナルベキ事項ヲ記入スルコト

第七號樣式

妊産婦榮養補給費豫算管理状況報告 (年 月分)

既訓令額	本年		残 額	備 考
	支出額	出額累計		

年 月 日  
大阪市長 殿  
大阪市 區長

第八號樣式

妊産婦榮養補給実績報告 (年度分)  
第十二類 福利厚生 第一章 救恤

第九號樣式

妊産婦榮養補給臺帳

本 籍	居 住	世帯主ノ氏名	世帯主ノ生年月日	被補給者ノ氏名	被補給者ノ生年月日	世帯主ノ氏名	被補給者ノ氏名	取扱方面名	出生ノ者		死亡ノ者		備考
									出生	死亡	出生	死亡	

年 月 日  
大阪市長 殿  
大阪市 區長







第十二類 福利厚生 第一章 救血

備考 種別欄ニハ行旅病人、行旅死亡人、準行旅病人ノ別ヲ記載スルコト  
第二號様式

行旅病人異動状況報告 (年 月分)

種別氏名	收場	内容	轉入	轉出	死亡	救護	人員	月末日末	救護	延入	人員
	月日	場所	月日	月日	死亡	救護	人員	現在	延入	人員	人員
								本月	延入	人員	人員
								中	人員	人員	人員

備考  
一 轉歸欄ノ種別ハ送還、快癒、解救、脱出、死亡、引渡等記載ノコト  
二 繼續期間ハ取扱開始ヨリ起算シ何年何ヶ月ト記載ノコト  
三 備考欄ニハ扶養義務者調査ノ概況又ハ費用弁償等ヲ記載ノコト

第三號様式 行旅病人其他救護実績報告 (年 月分)

救護別	救護人員	引渡	退去	死亡	救護	人員	月末日末	救護	延入	人員
	前月越	本月中	計	引渡	退去	死亡	救護	人員	延入	人員
行旅病人										
準行旅病人										
癩患者										
計										
行旅死亡人										
累本										
計度										

(表 面)

第四號様式

性 別	氏 名	區 別	No.	完 結	昭和	年	月	日
受 先	出生	年 月 日	住 所 (現在地)					
收容所	監護	開始 昭和	本籍地					

(大阪市)

救護監視帳

救 監 護 費 明 細

線	年 月 日	摘 要	金 額	府 日	求 對 金	線	年 月 日	摘 要	金 額	線 未 清 額

第十二類 福利厚生 第一章 救血























計	標準旅病人		行旅死亡人		癲患者	
	前年度ヨリ越	本年度	前年度ヨリ越	本年度	前年度ヨリ越	本年度
計	計	計	計	計	計	計
前年度ヨリ越	本年度	前年度ヨリ越	本年度	前年度ヨリ越	本年度	前年度ヨリ越
計						

右及報告候也

年月日

大阪市長 殿

大阪市 區長

年度精神病患者監護費及行旅死病人取扱費豫算下調書

第三號様式

〔大例一三號〕

種別	實人員	延人員	單價	合計	件數	單價	合計	被救監護者埋葬費及行旅死亡人取扱費		總計摘要
								件數	單價	
精神病患者										
行旅病人										
準行旅病人										
行旅死亡人										
癲患者										
合計										

右及提出候也

年月日

大阪市 區長

大阪市長 殿

備考 一 他ノ諸費用ハ夫々其ノ支出ノ目的ニ應シテ本表三費目ノ何レカニ包含セシメ其ノ旨摘要欄ニ明記スルコト

二 本調書ハ前三ヶ年平均ノ実績ニ依リ作成スルコト

三 移送費ハ總計ヲ掲ケタル上保健局運搬車使用見込ノ分ハ括弧ヲ附シ内譯ニテ明記スルコト

豫算下調參考書 (一)

種別	年度		年度		以上三年度平均	
實人員	又ハ件數	實人員	又ハ件數	實人員	又ハ件數	

第十二類 福利厚生 第一章 救恤







タルトキ亦同シ

第九條 使用者前條ノ規定ニ依ル義務ヲ怠リタルトキハ原狀回復ニ付市長ノ定ムル費用ヲ辨償スルコトヲ要ス

第十條 市長ハ火災豫防其ノ他住宅ノ維持又ハ管理上必要ト認ムルトキハ隨時屋内ニ立入検査又ハ修繕ヲ爲スコトヲ得

第十條ノ二 市長ハ住宅ノ修繕又ハ改築ノ爲必要ト認ムルトキハ使用者ヲ一時立退カシムルコトアルヘシ

第十一條 使用者使用料ヲ滞納シ其ノ他本條例若ハ本條例ニ基ク處分ニ違反シタルトキハ市長之ニ對シ七日以前ニ通告シテ其ノ使用許可ヲ取消スコトヲ得

前項ノ取消ニ因リ使用者ニ於テ損害ヲ生スルコトアルモ本市ハ其ノ責ニ任セス

第十二條 住宅ノ使用許可ヲ取消サレタル者退去セサル場合ハ當該使用料相當額ノ損害金ヲ徴收ス

第十三條 使用者住宅ヲ退去セントスルトキハ退去五日前迄ニ其ノ旨市長ニ届出テ建物及附屬物ノ検査ヲ受クヘシ使用許可ヲ取消サレ退去遲延ノ者退去ノ場合亦同シ

前項ノ届出ヲ爲サシテ退去ノ者ニ對シテハ市長カ退去ノ事實ヲ知りタル日ノ前日迄其ノ住宅ヲ使用シタルモノト看做ス

第十四條 使用者ハ其ノ同居者ニシテ本條例中使用者ノ義務ニ關スル規程ニ違反ノ行爲アリタル場合ニ於テ之ヲ知ラサルノ故ヲ以テ其ノ責ヲ免ルルコトヲ得ス

第二條 住宅使用ノ許可ヲ受ケントスル者ハ第一號様式(工業住宅ニ在リテハ第一號ノ二様式)ノ使用申込書ヲ差出スヘシ  
前項ノ申込ハ特ニ定ムル場合ノ外申込ノ日ヨリ一月間有效トス但シ該期間經過後一週間内ニ更ニ申込アリタルトキハ之ヲ繼續ス

第三條 住宅使用ノ許可ヲ受ケタル者ハ第二號様式ノ使用證書ヲ差出スヘシ

第四條 保證金ノ浴場及理髮所ニ付テハ三月分、其ノ他ノ住宅ニ付テハ二月分ノ使用料ニ相當スル金額トス

第五條 保證人ハ本市又ハ近接地ニ在住シ相當ノ資産又ハ信用ヲ有スル者一名以上タルコトヲ要ス

保證人ニシテ前項ノ資格ヲ喪失シタルトキハ使用者ハ速ニ之ニ代ルヘキ保證人ヲ立ツヘシ

第六條 使用料ノ納期左ノ如シ  
一 保證金ヲ納付セラル者ニ付テハ月末限  
二 保證金ヲ納付セラル者ニ付テハ其ノ月五日限

附則  
本細則ハ條例施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス  
條例附則第二項ノ使用者ニシテ本細則施行ノ際現ニ保證金ヲ納付セル者ニ對スル保證金額ハ第四條ノ規定ニ拘ラス仍從前ノ例ニ依リ、保證金ヲ納付セラル者ニ對シテハ條例第四條第一項中保證金ニ關スル規定ハ之ヲ適當セス

(別表ノ一)

住宅種別	使用料
------	-----

附則

市設住宅貸與規程ハ本條例施行ノ日ヨリ之ヲ廢止ス  
本條例施行ノ際現ニ市設住宅貸與規程ニ依リ住宅ノ貸與ヲ受クル者ハ本條例ニ依リ其ノ使用ヲ許可セラレタルモノト看做シ其ノ提出ニ依ル借宅證書ハ本條例ニ依ル使用證書ト看做ス

前項ノ規定ニ異議アル借宅人ハ本條例施行ノ日ヨリ十日限其ノ旨市長ニ申立テ期限ヨリ六月内ニ其ノ住宅ヲ退去スヘシ此退去期限迄ノ住宅使用ニ關シテハ仍從前ノ例ニ依ル

第二項ノ規定ニ異議アル保證人ハ前項申立期限内ニ使用者ト連署シ其ノ旨市長ニ申立ツヘシ此ノ場合ニ於テ當該使用者ハ速ニ保證人ヲ定メ第四條ノ規定ニ依リ使用證書ヲ差出スヘシ

市設住宅使用條例施行細則左ノ通相定ム

大阪市設住宅使用條例施行細則  
第一條 大阪市設住宅使用條例(以下條例ト稱ス)ニ依ル住宅及其ノ使用料ハ別表ノ一乃至別表ノ五ノ如シ但シ月ノ中途ニ於テ使退ノ許可ヲ受ケタルトキハ其ノ日ヨリ、退去ヲ爲シタルトキハ其ノ日迄各日割ヲ以テ其ノ期間ノ使用料ヲ計算ス

第一條ノ二 工業住宅ハ條例第一條第一項ノ規定ニ該當スル者ニシテ住宅ニ於テ工業ヲ營ム者ノ使用ニ供スルモノトス

住宅使用條例施行細則

制定昭三三、三、二八告示一一二  
最近改正 昭一八、九 告示三三四

〔大例一三號〕

住宅種別	使用料
櫻 甲(階) 下上	四、八〇〇
乙(階) 下上	七、六〇〇
丙(階) 下上	一〇、〇〇〇
丁(階) 下上	一三、〇〇〇
官 一	一六、〇〇〇
住 二	一四、五〇〇
宅 三	七、六〇〇
理髮所	四、七〇〇
鶴 甲(階) 下上	四、七〇〇
乙(階) 下上	七、五〇〇
乙(階) 下上	一〇、〇〇〇
丙(階) 下上	一一、五〇〇
特 丙(階) 下上	一四、五〇〇
特 丙(階) 下上	一六、八〇〇
店 丙(階) 下上	一九、〇〇〇
同 丙(階) 下上	二二、〇〇〇
同 丙(階) 下上	二五、〇〇〇
同 丙(階) 下上	二九、〇〇〇
浴場附屬	四、七〇〇





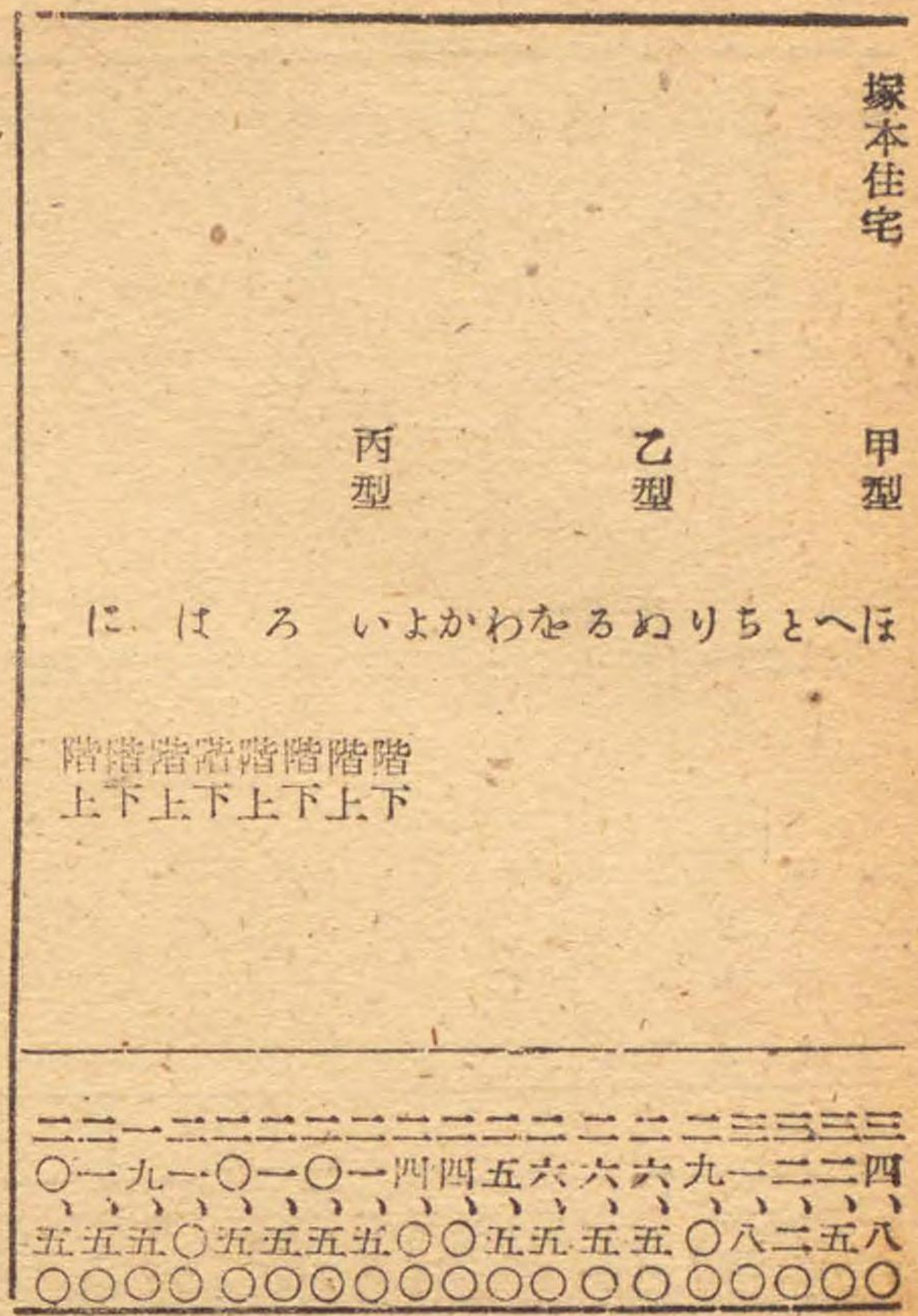


東		日		北		宅					住								
二號館		一號館		物置及 作業場					八號館										
店舗一	同二	店舗一	同二	住宅一	同二	店舗一	五	四	三	二	一	同三	同二	住宅一	同四	同三	同三	同三	同三
一六、五〇	一三、五〇	一四、五〇	一〇、五〇	一〇、五〇	一三、五〇	一四、五〇	三五	五〇	八〇	一〇〇	五、五〇	七、七〇	八、〇〇	八、三〇	一三、五〇	一四、五〇	一四、五〇	一四、五〇	一四、五〇
住宅一	同二	住宅一			同二	住宅一								同五	同四	同三	同三	同三	同三
一一、五〇	九、四〇	九、六〇			九、四〇	九、六〇								七、三〇	七、六〇	九、四〇	九、四〇	九、四〇	九、四〇
住宅一	同二	住宅一			同二	住宅一								同五	同四	同三	同三	同三	同三
八、八〇	八、六〇	八、八〇			八、六〇	八、八〇								六、七〇	七、〇〇	八、六〇	八、六〇	八、六〇	八、六〇

日		南		宅					町										
一號館		物置及 作業場					三號館												
同三	同二	住宅一	同四	同三	同二	店舗一	五	四	三	二	一	同四	同三	住宅一	同二	同二	同二	同二	同二
一一、〇〇	一三、三〇	一三、八〇	一五、〇〇	一五、五〇	一六、〇〇	一六、五〇	三五	三五	〇、五〇	二、五〇	四、〇〇	九、五〇	九、八〇	一〇、三〇	一三、〇〇	一六、〇〇	一六、〇〇	一六、〇〇	一六、〇〇
同七	同六	同五	同四	同三	同二	住宅一						同六	同五	同四	同三	同二	同二	同二	同二
九、八〇	一一、三〇	一二、七〇	一二、八〇	一二、九〇	一三、五〇	一三、五〇						八、九〇	九、〇〇	九、一〇	九、四〇	九、六〇	九、六〇	九、六〇	九、六〇
住宅一	同六	同五	同四	同三	同二	住宅一						同六	同五	同四	同三	同二	同二	同二	同二
九、〇〇	一〇、三〇	一〇、五〇	一〇、六〇	一〇、八〇	一一、〇〇	一一、〇〇						四、二〇	四、五〇	四、八〇	八、三〇	八、六〇	八、六〇	八、六〇	八、六〇

(別表ノ二)

下		住宅種別		月		額		使		用		料	
二號館		一號館		一		二		三		三		階	
同四	同三	同二	同二	同二	同二	同二	同二	同二	同二	同二	同二	同二	同二
一五、〇〇	一五、五〇	一八、〇〇	一八、五〇	二〇、〇〇	二〇、五〇	二二、〇〇	二二、五〇	二四、〇〇	二四、五〇	二六、〇〇	二六、五〇	二八、〇〇	二八、五〇
住宅一	同三	同二	同二	住宅一	同二	住宅一	同二	住宅一	同二	住宅一	同二	住宅一	同二
八、〇〇	八、三〇	八、六〇	八、九〇	九、二〇	九、五〇	九、八〇	一〇、一〇	一〇、四〇	一〇、七〇	一一、〇〇	一一、三〇	一一、六〇	一二、〇〇



第一町寺

一		七號館		六號館		五號館		四號館		三號館		同		同	
同二	店舗一	同三	住宅一	同二	住宅一	住宅一	住宅一	同三	同二	住宅一	同三	同二	住宅一	同六	同五
一六、〇〇	一三、〇〇	七、七〇	八、〇〇	一三、五〇	九、六〇	九、六〇	八、四〇	九、六〇	一〇、三〇	九、〇〇	九、六〇	一〇、三〇	一〇、三〇	一四、二〇	一四、〇〇
同二	住宅一		同三	同二	住宅一	住宅一	同三	同二	住宅一	同三	同二	住宅一	住宅一		
九、五〇	一五、〇〇		七、〇〇	七、〇〇	八、六〇	八、六〇	七、六〇	八、六〇	九、三〇	八、〇〇	八、六〇	九、三〇	九、三〇		
住宅一	同二		同三	同二	住宅一	住宅一	同三	同二	住宅一	同三	同二	住宅一	住宅一		
八、九〇	一三、五〇		六、七〇	七、〇〇	七、九〇	七、九〇	六、九〇	七、九〇	八、五〇	七、七〇	七、九〇	八、五〇	八、五〇		



第一町東															
五號館		四號館				三號館		二號館							
同二	住宅一	同二	店舖一	同三	同二	住宅一	同二	店舖一		店舖一	同七	同六	同五	同四	
10,500	10,600	15,000	16,500	9,300	10,500	13,800	15,500	16,000	15,000	9,000	9,800	10,300	10,500	10,500	
同四	同三	同二	住宅一		同四	同三	同二	住宅一	同二	住宅一			同九	同八	
9,800	9,900	13,500	13,500		8,500	9,800	11,800	13,000	10,000	11,800			8,700	9,300	
同四	同三	同二	住宅一	同五	同四	同三	同二	住宅一	同二	住宅一	同二	同二	同九	同八	
9,100	9,300	11,000	13,000	7,800	9,000	10,500	10,600	10,800	9,000	10,500	4,700	5,000	8,000	8,400	

(別表ノ三)

今	一號館	住宅種別			
		一	二	三	四
同二	住宅一	同二	店舖一	同二	住宅一
7,800	8,000	9,600	12,600	7,400	7,100
	同三	同二	住宅一	同二	住宅一
	6,900	7,300	7,600	6,600	6,400

住宅									
物置									
八	七	六	五	四	三	二	一	同四	同三
1,300	1,350	1,300	1,350	1,400	1,500	1,650	1,000	8,500	10,300
								同五	同五
								同六	同五
								7,400	9,000

(別表ノ四)

宮									
三號館					二號館				
同四	同三	同二	住宅一		同三	同二	住宅一		
7,600	7,700	8,000	10,000		7,300	8,000	11,300		
同五	同四	同三	住宅一	同四	同三	同二	住宅一	同四	住宅一
5,300	5,700	6,900	11,300	6,800	7,000	7,600	11,000	5,300	10,000
同五	同四	同三	住宅一	同四	同三	同二	住宅一	同五	住宅一
5,000	5,300	6,400	11,300	6,000	6,700	7,100	10,300	5,000	10,000

第十二類 福利厚生 第二章 住宅及宿泊施設

南日東町第三住宅									
南日東町第二住宅									
店	階	階		階	階				
舖	下	上		下	上				
四三二一一〇	九八七六五	四三二一一	三二一	九八七六五	四三二一一	六五四三二	一六五四三二一		
八九〇二〇〇〇〇〇〇	八八八	八八八		六六六六八八八	六六六八八八	六六六八八八	六六六八八八		
五〇〇〇三四五六七八九〇	一四五六〇二八	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇		〇二三四二四五二〇三四六二五七	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇				

〔大例一三號〕



(昭和 年 月 日 申込)

第一號様式

人證保 勤務先 職名 住所氏名	人 達 申		概經 要歴	住 希 宅 望 所 (道筋) 在 地 種 別	住 所	本 籍	市設住宅使用條例及同施行細則承知ノ上左記事項ヲ具シ及申込候也	住 宅 使 用 申 込 書	申 込 人 氏 名 印
	家 族 状 況	概 算 額							
	続柄	氏 名							
	年 齡	年 齡							
	職 業	職 業							
	收入月額	收入月額							
	教育程度	教育程度							
	資 産	資 産							
	貯蓄金	貯蓄金							
	土地	土地							
	建物	建物							
	金物	金物							
	見 積 價 格	見 積 價 格							
	納金	納金							
	直接 納入 金額	直接 納入 金額							
	申込 人 印	申込 人 印							
	年 齡	年 齡							
	金	金							
	圓	圓							
	圓	圓							

田 廣	宅住五第町東日南	宅 住 四 第 町 東 日 南
階 下	物 店 階 階 置 舖 下 上	店 舖
一 三 二 一	二 一	六 五 四 三 二 一 〇 九 八 七 六 五 四 三 二 一 四 三 二 一
一 〇 七 八 八 〇 五 〇 五 〇 〇 〇 〇	一 二 九 一 八 六 七 〇 〇 〇 三 〇 〇 〇 〇 〇	〇 二 三 四 五 七 九 九 九 〇 〇 〇 〇 〇 〇 一 七 八 八 八 〇 〇 〇 〇 〇 〇 五 七 九 〇 二 三 四 五 七 九 〇 七 〇 二 四 〇

(別表ノ五)

工津中 宅住業 乙 甲	住 宅 種 別	宅 住 一 第 町 谷 關	宅 住 町
		店 舖	物 作 業 場 店 舖
		階 下	階 上
		三 二 一 八 七 六 五 四 三 二 一 六 五 四 三 二 一	五 四 三 二 一 二
		七 五 四 二 三 三 三 三 三 三 三 三 四 三 一 二 一	三 五 六 六 七 九 九
		〇 〇 五 九 一 五 三 二 六 〇 四 〇 三 七 九 〇 八	四 五 五 〇 五 〇 〇 五
		〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇
	使用料凡額		
	二 三 八 〇 〇 〇		



市設住宅使用條例及同施行細則承認ノ上左記事項ヲ具シ及申込候也

工業住宅使用申込書		申込人 氏名印					
工業住宅使用申込書	氏名印	年齢	歳				
本籍	現住所	所属ノ工業組 工業 合工業 會	主ナル 需註先	家族	種別	製主 品要	業種
				現住	計		
本籍	現住所	工業組 工業 合工業 會	主ナル 需註先	家族	種別	製主 品要	業種
居住年數	數	家賃	月	種別	臺數	種別	業種
年	圓	圓	圓	種別	臺數	種別	業種
月	錢	錢	錢	種別	臺數	種別	業種
械機備設	種別	計	雇傭者	家族	種別	製主 品要	業種
械機備設	種別	計	雇傭者	家族	種別	製主 品要	業種
			通勤	住込	女男	女男	女男
			女男	女男	女男	女男	女男
			女男	女男	女男	女男	女男
能力又ハ寸法		名	名	名	計		

人證保		人込申	
職業	住所 氏名	長ア	況 状 族 家 歴 略
職業	住所 氏名	長ア	況 状 族 家 歴 略
概算額	資産	長ア	續 柄 氏 名 年 齡 職 業 收 入 月 額 教 育 程 度
			續 柄 氏 名 年 齡 職 業 收 入 月 額 教 育 程 度
納入年額	直接國稅	ノ關係	申込人ト
種別	種別	種別	金額
計貯什器機建土	種別		金額
金器具械物地	見積金額		



第十二類 福利厚生 第二章 住宅及宿泊施設

第二號様式

市設住宅使用證書

(所在地)

(住宅ノ構造、種別、番號)壹戸

附屬物別紙明細書ノ通

拙者儀今般前記住宅使用ノ御承認相受候ニ付テハ御規則堅ク遵守可致條例第四條ニ依リ使用證書差出候也

年月日

使用者 何

某團

拙者儀前記住宅使用ニ關シ使用者何某ノ保證ニ相立テ連帶責任ヲ以テ御規則ヲ遵守致シ御市ニ對シ毫モ御迷惑相掛申間敷候也

年月日

住所

保證人 何

某團

浴場使用條例

制 定 大 八、五、二四條例四

最近改正 昭一、一、一 條例一

本市會ノ議決ヲ經内務大臣大藏大臣ノ許可ヲ受ケテ市立浴場使用條例左ノ通相定ム

大阪市立浴場使用條例

第一條 浴場ハ市設住宅居住者及附近居住者等ノ入浴ニ供スルモノトス

第二條 入浴セントスル者ハ左ノ範圍内ニ於テ市長ノ定ムル料金ヲ納付スヘシ但シ市長ニ於テ特別ノ事由アリト認ムルトキハ入浴料ヲ免除スルコトアルヘシ

七歳未満

一回一人

二錢以内

七歳以上

一回一人

四錢以内

女子入浴者ニシテ洗髮ヲ爲サントスル者ハ入浴料ノ外ニ左ノ範圍内ニ於テ市長ノ定ムル洗髮料ヲ納付スヘシ但シ市長ノ指定スル者ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

一回一人

四錢以内

第三條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ入浴ヲ許サス

一 看護ヲ要スヘキ老幼病者ニシテ附添人ナキ者其ノ他危険ト認ムル者

二 他人ノ嫉忌スヘキ疾患アル者

三 其ノ他市長ニ於テ入浴ヲ許スヘカラスト認ムル者

第四條 本條例施行ニ必要ナル細則及施行期日ハ市長之ヲ定ム(大正八年六月二十一日ヨリ施行)

浴場使用條例施行細則

制 定 大 八、六、一四告示 五二

最近改正 昭一、三、四 告示二二

市立浴場使用條例施行細則左ノ通相定ム

大阪市立浴場使用條例施行細則

第一條 入浴セントスル者ハ當該住宅事務所又ハ指定浴券賣捌所ニ料

金ヲ納付シ浴券ノ交付ヲ受ケヘシ

入浴料ハ一回一人ニ付七錢未満一錢、十三歳未満二錢、十三歳以上四錢トス但シ櫻宮浴場ハ十三歳未満一錢、十三歳以上三錢トス

第二條 洗髮料ヲ定ムルコト左ノ如シ

一 櫻宮浴場 一回一人 三 錢

二 其ノ他ノ浴場 一回一人 四 錢

洗髮券ハ浴券ヲ以テ之ニ代用ス

第一項ノ規定ニ依ル洗髮料ハ十六歳未満ノ女子ニ對シテハ之ヲ徴收セズ

第三條 (削除)

附 則

第四條 本則ハ市立浴場使用條例施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

寮舎使用條例

制 定 昭一三、四、二二條例一八

最近改正 昭一五、九條例二二

本市會ノ議決ヲ經昭和十一年大阪市條例第十八號大阪市立寮舎使用條例左ノ通改正ス

大阪市立寮舎使用條例

第一條 市立寮舎ハ勤勞所得者、要保護者其ノ他住居ノ保護ヲ必要トスル者ニ簡易ナル居室ヲ使用セシメ其ノ福利増進ヲ圖ル所トス

第二條 寮舎ハ左ノ區分ニ依リ之ヲ使用セシム但シ市長特別ノ事由アリト認ムルトキハ此ノ限ニ在ラス

第十二類 福利厚生 第二章 住宅及宿泊施設

一 勤 の 家 出征軍人ノ遺家族又ハ傷痍軍人

二 報 國 寮 單身ノ産業勞務者

三 母 子 寮 兒童ヲ擁スル婦人

四 弘 潤 寮 救護法ニ依ル救護ヲ受クル者又ハ其ノ他ノ要保護者

五 學 生 寮 勤勞ニ依リ生活スル學生生徒

六 學 童 寮 水上生活者ノ學齡兒童

七 其ノ他ノ寮舎 小額所得生活者

學童寮ニハ託兒施設ヲ附設シ水上生活者其ノ他ノ勤勞者ノ幼兒ヲ保育ス

第三條 寮舎ヲ使用セントスル者(學童寮ニ在リテハ其ノ保護者)ハ市長ノ許可ヲ受ケヘシ

第四條 寮舎ハ有料及無料ノ二種トシ市長之ヲ指定ス

第五條 有料寮舎使用ノ許可ヲ受ケタル者ハ左ノ範圍内ニ於テ市長ノ定ムル使用料ヲ納付スヘシ但シ市長特別ノ事由アリト認ムルトキハ之ヲ減免スルコトヲ得

勳の家、母子寮、弘潤寮及學生寮 一室一月六圓以内

報 國 寮 一室一月五圓以内

學 童 寮 一室一月九圓以内

其ノ他ノ寮舎 一室一月十五圓以内

前項ノ規定ニ依ル使用料ニハ電燈料及水道料ヲ含ミ學童寮ニ在リテハ食費ヲ含ムモノトス

第六條 既納ノ使用料ハ之ヲ還付セス但シ市長特別ノ事由アリト認ムルトキハ此ノ限ニ在ラス

第七條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ使用ヲ許可セス



- 一 傳染性又ハ他人ノ嫌忌スヘキ疾患アル者
  - 二 精神ニ異狀アリト認ムル者
  - 三 其ノ他市長不適當ト認ムル者
- 第八條 市長ハ使用者(學童寮ニ在リテハ保護者)ヲシテ使用料三月分以内ニ相當スル保證金ヲ納付セシメ又ハ保證人ヲ立テシムルコトヲ得
- 保證金ハ使用料又ハ第十條ノ賠償金ニ充當シ其ノ不足額ハ之ヲ追徴ス
- 第九條 使用者ハ左ノ行爲ヲ爲スコトヲ得ス
- 一 居室ヲ貸與シ又ハ他ノ目的ニ使用スルコト
  - 二 居室ノ模様替ヲ爲スコト
  - 三 許可ヲ經スシテ同居者ヲ置グコト
  - 四 風俗秩序ヲ紊シ又ハ他人ノ迷惑トナルヘキ行爲ヲ爲スコト
  - 五 其ノ他市長ノ禁止スル行爲ヲ爲スコト
- 第十條 使用者建物若ハ備付物品ヲ毀損又ハ滅失シタルトキハ市長ノ定ムル所ニ從ヒ之ヲ原形ニ復シ又ハ其ノ損害ヲ賠償スヘシ
- 第十一條 市長管理上必要アルトキハ室内ノ檢査ヲ爲シ適當ナル措置ヲ命ジ又ハ之ヲ爲スコトアルヘシ
- 第十二條 市長必要アルトキハ學生寮及學童寮ノ使用者ニ對シ適當ナル訓練ヲ爲スコトアルヘシ
- 第十三條 左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ市長ハ豫メ通告シテ使用許可ヲ取消スコトヲ得
- 一 使用料ヲ滞納シタルトキ

- 二 本條例ニ違反シ又ハ本條例ニ基ク指示ニ從ハサルトキ
  - 三 管理上支障アリト認ムルトキ
  - 四 其ノ他市長必要ト認ムルトキ
- 前項ノ規定ニ依ル取消ニ因リ使用者ニ損害ヲ生スルコトアルモ本市ハ其ノ責ニ任セス
- 第十四條 使用者退舍セントスルトキハ五日前迄ニ其ノ旨ヲ届出テ係員ノ指示ヲ受クヘシ
- 前項ノ届出ヲ爲サスシテ退舍シタル者ニ對シテハ市長退去ノ事實ヲ知リタル日ニ依リ使用料ヲ算定ス
- 第十五條 同居者第九條ノ規定ニ違反スル行爲アリタルトキハ使用者其ノ責ニ任スルモノトス
- 第十六條 使用者左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ市長ハ五圓以下ノ過料ヲ科スルコトヲ得
- 一 指定期限迄ニ退舍セサルトキ
  - 二 第十三條第二號ニ該當スルニ至リタルトキ
- 第十七條 學童寮ニ於ケル託兒施設ニ關シテハ大阪市立託兒所使用條例ヲ準用ス
- 第十八條 本條例施行ニ關シ必要ナル事項ハ市長之ヲ定ム
- 附則
- 本改正條例ハ昭和十三年四月二十一日ヨリ之ヲ施行ス但シ勸の家、母子寮及學童寮ニ關シテハ市長別ニ之ヲ定ム
- 昭和九年大阪市條例第二十五號大阪市立西成共同住宅使用條例ハ之ヲ廢止ス

本改正條例施行ノ際現ニ西成共同住宅及寮舍ノ使用ヲ許可セラレタル者ハ夫々第二條第三號、第四號及第六號ノ寮舍ノ使用ヲ許可セラレタルモノト看做ス

寮舍使用條例施行細則

制 定 昭一三、四、二一告示一七三  
最近改正 昭一八、四 告示一五六

昭和十一年大阪市告示第五百五十六號大阪市立寮舍使用條例施行細則左ノ通改正ス

- 大阪市立寮舍使用條例施行細則
- 第一條 大阪市立寮舍使用條例(以下條例ト稱ス)第二條第一項第六號ノ寮舍左ノ如シ
- 毛馬寮
  - 毛馬寮ハ小額所得生活者中水上生活者ニ之ヲ使用セシム但シ收容餘力アルトキハ此ノ限ニ在ラス
- 第二條 條例第四條ノ規定ニ依ル有料寮舍左ノ如シ
- 勸の家阿倍野寮
  - 勸の家城北寮
  - 城東報國寮
  - 北港報國寮
  - 千船報國寮
  - 木津川報國寮
  - 住吉母子寮
  - 大正市民館附設母子寮

- 西成弘潤寮
  - 扇町學生寮
  - 幸運橋學童寮
  - 千歲學童寮
  - 毛馬寮
- 第三條 寮舍ニ於テハ必要ニ依リ左ノ事業ヲ行フ
- 一 健康相談、健康獎勵ニ關スル事項
  - 二 身上、職業ノ相談其ノ他生活指導ニ關スル事項
  - 三 修養、共濟其ノ他厚生ニ關スル事項
  - 四 兒童ノ養育ニ關スル事項
  - 五 授産ニ關スル事項
  - 六 其ノ他必要ト認ムル事項
- 第四條 寮舍ヲ使用セントスル者ハ出頭ノ上所定ノ申込書ヲ提出スヘシ此ノ場合市長適當ト認ムル者ノ推薦書ヲ添付セシムルコトアルヘシ
- 前項ノ規定ニ依ル申込ハ申込ノ日ヨリ一月間有效トス
- 第五條 使用ノ許可ヲ受ケタル者ハ指定期間内ニ所定ノ請書ヲ提出シテ使用ヲ開始スヘシ
- 已ムヲ得サル事由ニ因リ前項ノ規定ニ依ル期間内ニ使用ヲ開始スルコト能ハサルトキハ其ノ旨速ニ届出ツヘシ
- 第六條 使用ノ許可ヲ受ケタル者ハ使用開始ノ日迄ニ使用料二月分ニ相當スル保證金ヲ納付シ又ハ保證人ヲ立テ所定ノ保證書ヲ提出スヘシ但シ時宜ニ依リ其ノ期限ヲ延長スルコトアルヘシ



第十二類 福利厚生 第二章 住宅及宿泊施設

救護法其ノ他ノ法令ニ依リ救護又ハ扶助ヲ受ケル者及市長特別ノ事由アリト認ムル者ニ對シテハ保證金又ハ保證人ヲ徵セサルコトアルヘシ

第七條 保證人ハ本市又ハ近接地ニ居住シ相當ノ資産又ハ信用ヲ有スル者ナルコトヲ要ス  
保證人前項ノ資格ヲ喪失シタルトキハ使用者ハ速ニ之ニ代ルヘキ保證人ヲ立ツヘシ  
保證人ハ使用者ト連帶シテ其ノ一切ノ責ニ任スルモノトス

第八條 條例第五條ノ規定ニ依リ使用料左ノ如シ  
一 勸野の家 特種(六疊室) 一月六圓  
二 阿倍野の家 特種(四疊室) 一月六圓

一 城東報國寮 第一種(六疊室及三疊室) 一月五圓四十錢  
二 北港報國寮 第二種(四疊半室) 一月四圓五十錢

三 千船報國寮 一人 一月四圓  
四 木津川報國寮 一人 一月三圓

五 住吉母子寮 第一種(八疊室) 一月四圓八十錢  
第二種(六疊室) 一月三圓六十錢

六 大正市民館 第一種(四疊半室) 一月一圓三十錢  
第二種(三疊室) 一月九圓十錢  
第三種(八疊室) 一月四圓  
第四種(六疊室) 一月三圓

七 西成弘潤寮 第一種(六疊室) 一月三圓  
第二種(四疊室) 一月二圓五十錢  
第三種(二疊室) 一月一圓五十錢

ラズ救護費又ハ扶助費ノ交付ヲ受ケタル翌日ニ納付スルコトヲ得

第十條ノ二 勸の家使用ノ出征軍人家族ニシテ其ノ出征者除シタルトキハ三月以内ニ退舍スヘシ但シ市長特別ノ事情アリト認ムルトキハ其ノ期間ヲ延長スルコトアルヘシ

第十條ノ三 學童寮及其ノ託兒施設ノ定員左ノ如シ  
幸運橋學童寮 百 人  
同 託兒施設 五十 人  
千歲學童寮 四十 人

第十條ノ四 學童寮ニ於ケル託兒施設ニ關シテハ本細則ニ規定スルモノノ外大阪市立託兒所使用條例施行細則ヲ準用ス

第十一條 使用者ノ門限左ノ如シ但シ時宜ニ依リ伸縮スルコトアルヘシ  
一 勸の家、母子寮、弘潤寮及學生寮 午前六時ヨリ午後十時  
二 報國寮及毛馬寮 午前六時ヨリ午後十二時

第十二條 使用者ノ事由ニ依リ門限時間外ニ出入セントスルトキハ豫メ係員ノ許可ヲ受ケヘシ

第十一條ノ二 住吉母子寮ニ授産施設ヲ附設ス  
前項ノ授産施設ニ於テ作業ニ從事スルコトヲ得ル者ハ當該寮舎ノ使用者ニ限ル

第十一條ノ三 授産施設ニ關シテハ本細則ニ規定スルモノノ外大阪市立授産場規程ヲ準用ス

第十二條 使用者心得其ノ他本細則施行ニ關シ必要ナル事項ハ主管局

第十二類 福利厚生 第二章 住宅及宿泊施設

第十二類 福利厚生 第二章 住宅及宿泊施設

第四種(單身者室) 一人 一月二圓  
第一種及第二種ハ專用室トシ第三種及第四種ハ共用室トス

七 扇町學生寮 一月三圓五十錢  
八 幸運橋學童寮 一月六圓  
九 千歲學童寮 一月六圓

但シ一家ノ學童二人以上在寮スルトキハ一人ノ使用料ハ之ヲ金額トシ他ハ一人五圓トス  
九 削除  
十 毛馬寮 第一種(六疊室及三疊室) 一月十圓  
第二種(六疊室) 一月六圓

第九條 使用料ハ使用開始ノ日ヨリ退舍ノ日迄ノ期間ニ依リ算定ス使用開始又ハ退舍ノ日カ月ノ中途ナルトキハ其ノ月分ノ使用料ハ日割ヲ以テ計算ス  
居室變更ニ依リ使用料ノ計算ニ付テハ前項ノ規定ヲ準用ス但シ變更當日ノ使用料ハ變更後ノ使用料ニ依ル

第九條ノ二 學童寮在寮ノ學童疾病若ハ學校ノ休暇其ノ他正當ノ事由ニ依リ引續キ十五日以上寄宿セサルトキハ其ノ期間ノ使用料ハ之ヲ徵收セス  
前項ノ場合ニ於テ還付スヘキ使用料アルトキハ次期使用料ヨリ右還付スヘキ金額ヲ控除スルコトアルヘシ

第十條 使用料ハ保證金ヲ納付シタル者ニ在リテハ月末限リ、之ヲ納付セサル者ニ在リテハ五日限リ其ノ月分ヲ納付スヘシ但シ使用開始及退舍ノ月分ノ納付期日ハ其ノ都度之ヲ定ムルコトアルヘシ

救護法其ノ他法令ニ依ル救護又ハ扶助ヲ受ケル者ハ前項ノ規定ニ拘

部長之ヲ定ム  
附則 本改正細則ハ昭和十三年四月二十一日ヨリ之ヲ施行ス但シ住吉母子寮ニ關シテハ市長別ニ之ヲ定ム  
昭和九年大阪市告示第二百五十七號大阪市立西成共同住宅使用條例施行細則ハ之ヲ廢止ス

本改正細則施行ニ依リ變更スル使用料ノ計算ニ關シテハ第九條第二項ノ規定ヲ準用ス  
附則 (昭一三、五告示三五二)

附則 (昭一四、六告示三二九)  
本改正細則ハ昭和十四年六月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ勸の家阿倍野寮及幸運橋學童寮ニ關シテハ市長別ニ之ヲ定ム  
附則 (昭一四、八告示三五六)

附則 (昭一四、八告示三五六)  
條例及本細則ハ昭和十四年六月十五日ヨリ勸の家ニ關シ之ヲ施行ス  
附則 (昭一四、八告示三五二〇)

附則 (昭一四、一二告示七四二)  
本改正細則ハ昭和十四年十二月二十一日ヨリ之ヲ施行ス但シ勸の家城北寮ニ關シテハ市長別ニ之ヲ定ム  
附則 (昭一五、二告示三八)

本細則ハ昭和十五年二月一日ヨリ勸の家城北寮ニ關シ之ヲ施行ス



宿泊施設使用條例

制定 昭二二四、一條例五

本市會ノ議決ヲ經大阪府市宿泊施設使用條例左ノ通相定メ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

大阪府市宿泊施設使用條例

第一條 本市宿泊施設ハ單身ノ勞働者又ハ無宿者ヲ簡易ニ宿泊セシメ之ヲ保護指導シ其ノ生活ノ向上ヲ圖ルモノトス但シ海員宿泊所ハ海員及其ノ家族ヲ宿泊セシム

第二條 宿泊施設ハ之ヲ有料及無料ノ二種トシ本條例ニ定ムルモノノ外市長之ヲ指定ス

第三條 宿泊施設ヲ使用セントスル者ハ市長ノ許可ヲ受クヘシ

第四條 有料宿泊施設使用ノ許可ヲ受ケタル者ハ左ノ範圍内ニ於テ市長ノ定ムル使用料ヲ納付スヘシ但シ市長ニ於テ特別ノ事由アリト認ムルトキハ之ヲ減免スルコトアルヘシ

海員宿泊所

家族室

單身室

其ノ他ノ有料宿泊施設

一室一泊

一室一泊

單身室

市長ハ宿泊者ニ對シ常備以外ノ寢具、扇風機其ノ他ノ設備ヲ使用セシムルコトアルヘシ此ノ場合ニ於ケル使用料ハ市長別ニ之ヲ定ム

第五條 既納ノ使用料ハ之ヲ還付セス但シ市長ニ於テ特別ノ事由アリト

宿泊施設使用條例施行細則

制定 昭二二四、一告示二五ノ二

最近改正 昭一八、五 告示一九六

大阪府市宿泊施設使用條例施行細則左ノ通相定メ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第一條 大阪府市宿泊施設使用條例(以下條例ト稱ス)第二條ノ規定ニ依リ

有料及無料宿泊施設左ノ如シ

一 有料宿泊施設

鶴町宿泊所

長柄宿泊所

湊屋宿泊所

二 無料宿泊施設

今宮保護所

鶴橋保護所

第二條 宿泊施設ニ於テ宿泊者ノ爲ニ行フ事業ノ概目左ノ如シ

一 講演、講話其ノ他教化ニ關スルコト

二 健康相談、健康獎勵等ニ關スルコト

三 身上、職業等ノ指導及相談ニ關スルコト

四 貯金ノ獎勵及取扱ニ關スルコト

前項ノ外無料宿泊施設ニ於テハ左ノ事業ヲ行フコトアルヘシ

一 簡單ナル物品ノ製作、加工及販賣

二 簡易ナル仕事ノ引受

三 生業資本ノ貸付

認ムルトキハ此ノ限ニ在ラス

第六條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ宿泊ヲ許サス

一 傳染性又ハ他人ノ嫌忌スヘキ疾患アル者

二 泥酔者又ハ精神ニ異常アリト認ムル者

三 其ノ他市長ニ於テ不適當ト認ムル者

第七條 宿泊者本條例及本條例ニ基ク指示ニ違反シ秩序風俗ヲ紊シ若ハ他人ノ迷惑トナルヘキ行爲ヲ爲シ又ハ其ノ虞アルトキハ市長ハ何時ニテモ退去ヲ命スルコトヲ得

第八條 宿泊者建物又ハ備付物品ヲ滅失又ハ毀損シタルトキハ市長ノ認定ニ依リ損害額ヲ賠償セシムルコトアルヘシ

第九條 市長ハ宿泊者ニ對シ其ノ携帶金品ノ一時預入ヲ命スルコトアルヘシ但シ金錢ニハ利子ヲ附セス

第十條 前項金品ノ引取ヲクシテ退所ノ日ヨリ一年ヲ超ユルトキハ本市其ノ所有權ヲ取得ス

第十一條 前條ノ規定ニ依リ預入金品ノ損害ニ付テハ本市ノ故意又ハ重大ナル過失ニ因ル場合ヲ除クノ外其ノ責ニ任セス

第十二條 本條例施行ニ關シ必要ナル事項ハ市長之ヲ定ム

附 則

左ノ條例ハ之ヲ廢止ス

昭和十一年大阪府市條例第二十一號大阪府市立宿泊所使用條例

昭和九年大阪府市條例第二十四號大阪府市立保護所使用條例

〔大例二三號〕

〔大例二三號〕

第三條 宿泊施設ヲ使用セントスル者ハ本人出頭ノ上本籍、住所、氏名、年齢、職業其ノ他係員ノ指示スル事項ヲ申出ツヘシ

無料宿泊施設ノ使用申込者ニ對シテハ市内所在ノ官公署長、方面委員其ノ他市長ニ於テ適當ト認ムル者ノ證明ヲ求ムルコトアルヘシ

第四條 有料施設使用ノ許可ヲ受ケタル者ハ左ノ使用料ヲ前納スヘシ

一 海員宿泊所

家族室

第一種 一室一泊 八十錢

第二種 一室一泊 一圓二十錢

第三種 一室一泊 一圓六十錢

單身室 一人一泊 三十錢

二 長柄、湊屋宿泊所 一人一泊 十五錢

三 鶴町宿泊所 一人一泊 十二錢

海員宿泊所ニ於テ常備以外ノ寢具及扇風機ヲ使用セントスル者ハ左ノ使用料ヲ前納スヘシ

寢具 一組 一泊 十五錢

扇風機 一臺 一泊 十五錢

第五條 條例第六條第三號ノ規定ニ依リ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニ對シテハ宿泊ヲ許ササルコトアルヘシ

一 風俗秩序ヲ紊シ又ハ紊ス虞アリト認ムル者

一 喧騒ニ互リ其ノ他他人ニ迷惑ヲ及ホシ又ハ及ホス虞アリト認ムル

一〇五三



- 者
- 三 所外ニ於テ不正行爲其ノ他市民ノ迷惑トナルヘキ行爲ヲ爲シ又ハ爲ス虞アリト認ムル者
- 四 係員ノ指示命令ニ従ハサル者
- 五 其ノ他市長ニ於テ不適當ト認ムル者
- 第六條 宿泊者ニシテ前條各號ノ一ニ該當スルニ至リタルトキハ退去ヲ命スルコトアルヘシ
- 第七條 宿泊時間及門限左ノ如シ但シ時宜ニ依リ伸縮スルコトアルヘシ
  - 一 海員宿泊所
    - 宿泊時間 午後五時ヨリ翌日正午迄
    - 門限 午後十二時
  - 二 其ノ他ノ宿泊施設
    - 宿泊時間 午後四時ヨリ翌日午前八時迄
    - 門限 午後十時
- 宿泊者特別ノ事由ニ因リ門限後外出セントスルトキハ係員ノ許可ヲ受クヘシ
- 宿泊者前項ノ規定ニ違反シ又ハ係員ノ許可ヲ得スシテ門限ニ遅レ歸所シタルトキハ其ノ宿泊ヲ禁スルコトアルヘシ
- 第八條 宿泊者ハ宿泊時間後所内ニ滞留スルコトヲ得ス但シ病氣其ノ他已ムヲ得サル事由ニ因リ係員ノ許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ
- 第九條 宿泊者ハ係員ノ指示ニ從ヒ其ノ携帶品中宿泊ニ不必要ナルモノ

- ノ預入ヲ爲スヘシ
  - 前項ノ規定ニ依ルノ外宿泊者ハ係員ノ許可ヲ得テ携帶品ノ預入ヲ爲スコトヲ得
  - 前二項ノ場合ニ於テ必要ト認ムルトキハ係員ハ本人立會ノ上携帶品ノ検査ヲ爲スコトアルヘシ
  - 第十條 外來者ニシテ宿泊者ニ面會セントスルトキハ係員ニ申出テ其ノ指示ニ從フヘシ
  - 第十一條 宿泊者心得其ノ他本規程施行ニ必要ナル事項ハ市民局長之ヲ定ム
- 附則
- 左ノ規定ハ之ヲ廢止ス
  - 昭和十一年大阪市告示第六十一號大阪市立宿泊所使用條例施行細則
  - 昭和九年大阪市告示第二百五十八號大阪市立保護所使用條例施行細則
  - 昭和八年大阪市告示第三百二十四號大阪市立木津川宿泊所規程

〔大例一三號〕

〔大例一三號〕

### 第三章 質舖及生業資金

#### 質舖條例

制定 大二三、一一、二二條例九  
最近改正 昭一五、三 條例六

本市會ノ議決ヲ經内務大臣大藏大臣ノ許可ヲ受ケ大阪質舖條例左ノ通相定メ大正十三年十二月一日ヨリ之ヲ施行ス

#### 大阪市設置質舖條例

- 第一條 市設置質舖ハ本市及近接地在住ノ小額所得者ニ對シ質物ヲ徵シ資金ノ貸付ヲ爲ス但シ近接地在住者ニ對スル貸付ハ本市民ノ利用ヲ妨ケサル範圍内ニ於テ之ヲ爲ス
- 第二條 質物ハ市長適當ニシテ確實ト認ムル衣類其ノ他ノ動産ニ限ル
- 第三條 貸付金額ハ市長ノ認ムル質物ノ評價額ノ十分ノ七以下トシ一口二十圓、一世帯百圓以内トス但シ市長生業資金ニ充ツルコト確實ト認ムルトキハ二口百圓、一世帯五百圓以内トス
- 第四條 貸付利率ハ一月ニ付百分ノ一・二五以下ニ於テ市長之ヲ定ム
- 第五條 流質期限ハ質契約成立ノ日ヨリ四月トス但シ市長ハ事情ニ依リ之ヲ延長スルコトヲ得
- 第六條 貸付ヲ受ケントスル者ハ質物ヲ提示シ市長ノ承認ヲ受クヘシ
- 第七條 貸付ヲ爲ス場合ハ質物ト引替ニ現金及質契約ヲ證スル質札又ハ通帳ヲ交付ス
- 第八條 市長ハ何人ニ拘ラス質札又ハ通帳ヲ持參シタル者ニ其ノ質物ヲ

返還スルコトヲ得之カ爲質置主ニ損害ヲ生スルコトアルモ本市ハ其ノ責ニ任セス

第九條 質置主質札又ハ通帳ヲ亡失シタルトキハ速ニ其ノ旨市長ニ届出ツヘシ

前項ノ届出後七日以上經過スルモ尙發見セラレザルトキハ市長ニ於テ相當ト認ムル保證人ヲ立テシメ質札又ハ通帳ノ再交付ヲ爲ス此ノ場合ニ於テハ前ニ發行シタル質札又ハ通帳ハ之ヲ無効トス

第十條 天災地變其ノ他本市ノ責ニ非サル事由ニ因リ質物滅失又ハ毀損シタルトキハ本市ハ其ノ責ニ任セス但シ滅失ノ場合ハ其ノ債權ノ全部ヲ、毀損ノ場合ハ其ノ債權ノ全部又ハ一部ヲ拋棄ス

第十一條 過失其ノ他本市ノ責ニ歸スヘキ事由ニ因リ質物滅失又ハ毀損シタルトキハ貸付金ノ一倍半ヲ限度トシテ本市ハ其ノ損害ヲ賠償ス

第十二條 前二條ノ規定ニ拘ラス鼠蟲害、斑痕、黴生、變色其ノ他質物ノ被ル輕易ナル損傷ニ付テハ本市ハ其ノ責ニ任セス

第十三條 本條例施行ニ關シ必要ナル事項ハ市長之ヲ定ム

#### 質舖條例施行細則

制定 昭二二、三、二二告示一六九  
最近改正 昭一六、三 告示一一一

大正十三年大阪市告示第八十二號大阪質舖條例施行細則左ノ通改正シ昭和十一年四月一日ヨリ之ヲ施行ス



大阪市設質舖條例施行細則

- 第一條 貸付ヲ受ケントスル者ハ本人質舖ニ出頭ノ上質物ヲ提示シ其ノ住所、職業、氏名、借受希望金額其ノ他指示スル事項ヲ申立ツヘシ
- 第二條 質舖ノ取扱時間及休日左ノ如シ但シ時宜ニ依リ之ヲ變更スルコトアルヘシ  
取扱時間 毎日午前十時ヨリ午後八時迄  
休日 日曜日、大祭祝日及一月一日ヨリ一月五日迄
- 第三條 住所不定又ハ身元ヲ確認シ難キ者ニ對シテハ貸付ヲ爲サズ
- 第四條 質物ハ左ノ各號ニ該當セサルコトヲ要ス  
一 贓物其ノ他質入シ得ヘキ權利ニ疑アル物  
二 評價困難ナル物  
三 變質若ハ減價ノ虞アル物  
四 傳染病汚染ノ疑アル物  
五 其ノ他市長不適當ト認ムル物
- 第五條 入質申込ノ際提示ノ質物ハ身元其ノ他ノ調査中之ヲ假預ト爲スコトアルヘシ
- 第六條 貸付利率ハ月一分二厘五毛トス
- 第七條 大阪市設質舖條例(以下條例ト稱ス)第七條第一項ノ規定ニ依ル届出ヲ爲サントスルトキハ質物ノ名稱、品質、數量、借受金額、入質及亡失年月日並亡失事由ヲ具スヘシ
- 第八條 質置主條例第九條第二項ノ規定ニ依リ保證人ヲ立テントスルトキハ別記様式ニ依ル保證書ヲ提出スヘシ  
保證人ハ本市又ハ近接地ニ居住シ身元確實ノ者ナルコトヲ要ス

第九條 左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ之ヲ質置主ニ通知ス

- 一 質物滅失又ハ毀損シタルトキ
  - 二 條例第十條ノ規定ニ依リ債權ノ拋棄金額ヲ決定シタルトキ
  - 三 條例第十一條ノ規定ニ依リ損害賠償額ヲ決定シタルトキ
  - 四 其ノ他市長必要ト認ムルトキ
- 第十條 滅失又ハ毀損シタル質物ノ損害賠償金ハ貸付元利金ノ辨濟ヲ受クルトキ之ヲ支拂フモノトス
- 第十一條 前條ノ場合ニ於テ利子ノ計算ハ質物ノ滅失又ハ毀損ノ日迄トス但シ貸付金カ損害賠償金ヨリ多額ナル場合ニ於テ其ノ超過部分ニ對シテハ此ノ限ニ在ラス
- 第十二條 本細則施行ニ關シ必要ナル事項ハ市民局長之ヲ定ム

保證書

質物	借受金額	一金	入質年月日	年月日	
	年再交附	年月日	年再交附	年月日	
年	月	日	年	月	日
號	番	號	番	號	番
號	號	號	號	號	號

右貴市 質舖へ入質ノ際御交付相成候 亡失ノ爲此度再交付相受ケ候處若シ後日ニ於テ亡失發見ノ節ハ直ニ右質舖へ返付可致尙又萬々一人人ニ於テ亡失 ヲ以テ其ノ權利ヲ主張スル等ノコト有之

【大例一三號】

候場合ハ萬事拙者及保證人ニ於テ引受解決ノ上貴市ニ對シテハ毫モ御迷惑相懸ケ申間敷質舖條例施行細則第八條ニ依リ爲後日連署ヲ以テ本證書及提出候也

年 月 日

住所 質置主 氏 名 印  
住所 保證人 氏 名 印

大阪市長 殿

生業資金規程

制定 大(四)一、七告示二二六 最近改正 昭一七、三 告示 九〇

- 本市會ノ議決ヲ經生業資本融通資金設置並融通規程左ノ通相定メ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
- 生業資金規程
- 第一條 本市ニ生業資金ヲ設置ス
  - 第二條 本資金ハ之ヲ五十五萬圓トス
  - 第三條 本資金ハ生業ニ關シ資金ヲ要スル本市住民ニシテ市長ニ於テ適當ト認ムル者ニ對シ之ヲ貸付シルモノトス
  - 第四條 市長ハ資金ノ運用及事業實施ノ狀況等監査便宜ノ爲必要ト認

ムルトキハ一定ノ貸付地域ヲ設クルコトヲ得

- 第四條 本資金ヲ借用セントスル者ハ借入申込書ヲ提出シ市長ノ承認ヲ受ケヘシ
- 第五條 貸付金額ハ一世帯ニ付三百圓ヲ限度トス但シ市長必要ト認ムルトキハ五百圓迄増額スルコトヲ得
- 第六條 市長必要ト認ムルトキハ貸付金ニ對シ擔保物ヲ徵シ又ハ保證人ヲ立テシムルコトヲ得
- 第七條 保證人ハ借入者ト連帶シテ義務履行ノ責ニ任スヘシ
- 第八條 貸付金ノ利率ハ百圓ニ付日歩三錢以内ニ於テ市長之ヲ定ム
- 第九條 前項ノ規定ニ依リ利子ハ一世帯ニ付百圓以内ノ貸付ヲ受ケル者ニシテ貸付後公私ノ救助若ハ扶助ヲ受ケ又ハ疾病、傷痍其ノ他特別ノ事由ニ因リ市長之カ支拂ヲ爲ス能ハサルニ至リタリト認ムルトキハ猶豫又ハ減免スルコトアルヘシ
- 第十條 返済期限ハ二十月以内トス但シ市長特別ノ事由アリト認ムルトキハ更ニ二十月以内ヲ延長スルコトヲ得
- 第十一條 借入者左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ期限ノ利益ヲ失ヒ市長ノ定ムル期日內ニ債務ヲ完済スルコトヲ要ス  
一 利息ヲ期日迄ニ支拂ハサルトキ  
二 他ノ債務ニ因リ假差押、假處分若ハ強制執行ヲ受ケタルトキ  
三 資金ヲ目的外ニ使用セントシ又ハ使用シタルトキ  
四 其ノ他市長、資金ノ運用、事業ノ實施等ニ關シ不適當ト認ムルトキ
- 第十二條 本規程施行ニ關シ必要ナル事項ハ市長之ヲ定ム



第十二類 福利厚生 第三章 實備及生業資金

生業資金規程施行細則

制定 昭一、三、一、二 告示一六六  
最近改正 昭一七、三、 告示 九一

大正十四年大阪市告示第二百二十七號生業資本融通資金設置並融通規程施行細則左ノ通改正シ昭和十一年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

生業資金規程施行細則

- 第一條 本資金ハ市民局長之ヲ管理ス但シ運用中ニ屬セサル現金ハ收入役之ヲ保管ス
- 第二條 收入役ハ生業資金口座ヲ設ケ本資金ノ出納ヲ整理スヘシ  
出科目ヨリ生業資金口座ヘ租替ノ手續ヲ爲スヘシ
- 第三條 市民局長ハ市民館長ヲシテ本資金ノ一部ヲ管理セシムルコトヲ得
- 第四條 市民局長資金ノ必要アルトキハ之ヲ收入役ニ請求スヘシ
- 第五條 市民館長貸付金ヲ回収シタルトキハ遲滞ナク之ヲ市民局長ニ返納スヘシ  
市民局長前項ノ規定ニ依リ資金ノ返納ヲ受ケタルトキハ遲滞ナク之ヲ收入役ニ拂込ムヘシ
- 第六條 收入役回収金ノ拂込ヲ受ケタルトキハ之ヲ本資金ニ戻入スヘシ
- 第七條 市民局長及市民館長ハ第一號様式ニ依ル生業資金貸付現在簿ヲ備ヘ其ノ收支ヲ明ニスヘシ
- 第七條ノ二 市民局長ハ毎月本資金ノ出納計算書ヲ調製シ翌月十日迄ニ監査部長ヲ經テ市長ニ報告スヘシ
- 第七條ノ三 時局ニ伴ヒ轉業若ハ轉職ヲ要スル者ニ對シテハ生業資金

- 規程第五條但書ノ規定ニ依リ貸付限度ヲ五百圓迄トス  
前項ノ者及除除後一年以内ノ歸還軍人ニ對シテハ生業資金規定第八條但書ノ規程ニ依リ返済期限ヲ三十日以内トスルコトヲ得但シ市民局長特別ノ事由アリト認ムルトキハ更ニ五月以内延長スルコトヲ得
- 第八條 本資金ヲ借用セントスル者ハ本人市民館ニ出頭シ第二號様式ニ依ル借入申込書ヲ提出スヘシ
- 第九條 本資金貸付ニ際シ市民館長ハ前條ノ規定ニ依ル申込ニ拘ラス其ノ金額及條件ヲ變更スルコトアルヘシ
- 第十條 貸付金ノ利率ハ百圓ニ付日歩一錢五厘トス  
利子ハ貸付ノ翌日ヨリ之ヲ計算シ毎月末日限り當月分ヲ當該市民館ニ納付スヘシ
- 第十一條 貸付金ノ返済方法ハ分割拂トス但シ貸付金額並事業其ノ他ノ事情ニ依リ一時拂込爲サシムルコトヲ得
- 第十二條 本資金借用ノ承認ヲ受ケタル者ハ直ニ第三號様式ニ依ル借入證書ヲ提出スヘシ
- 第十三條 市民館長必要ト認ムルトキハ二人以上ノ保證人ヲ立テシメ又ハ必要ナル擔保物ヲ徵スルコトヲ得
- 第十四條 保證人ハ能力者ニシテ六月以前ヨリ本市ニ居住シ相當ノ資産又ハ信用ヲ有スル者ナルコトヲ要ス  
保證人前項ノ規定ニ依ル資格ヲ喪失シタルトキハ借用者ハ速ニ之ニ代ルヘキ保證人ヲ立ツヘシ
- 第十五條 擔保物ハ左ノ各號ニ該當スルモノナルコトヲ要ス  
一 評價困難ナラサル物  
二 品質又ハ價格ニ著シキ變化ヲ來ス虞ナキ物  
三 其ノ他擔保物トシテ適當ト認メ得ル物

- 擔保物ヲ差入レントスル者ハ保員ノ指示ニ依リ第四號様式ニ依ル擔保差入證書ヲ提出スヘシ  
擔保物ヲ占有スヘキトキハ市民館長之ヲ保管スヘシ此ノ場合ニ於テ市民館長ハ第五號様式ニ依ル預リ證書ヲ交付スヘシ
- 第十六條 市民館長ハ借用者ヲシテ貯金ヲ爲サシメ其ノ通帳ノ保管ヲ受託スルコトヲ得
- 第十七條 本資金貸付後ニ於テ市民館長必要ト認ムルトキハ資金ノ運用、事業實施ノ狀況等ニ付調査スルコトヲ得此ノ場合ニ於テ借用者ハ故ナク調査ニ關スル指示又ハ要求ヲ拒否スルコトヲ得ス
- 第十八條 本細則施行ニ關シ必要ナル事項ハ市民局長之ヲ定ム

附則

昭和二年達第三八號生業資本融通資金管理ニ關スル件ハ之ヲ廢止ス  
本細則施行ノ際現ニ本資金ヲ借用セル者ニ對スル貸付金ノ利率ハ仍從前ノ例ニ依ル

第一號様式

通	
回収額	未回収額

月日	摘要	資 金				融 貸付額
		請求額	受入額	貸付額	現在額	

備考 市民局長ハ市民館別口座ト之ヲ總括シタル口座トヲ設ケ整理スヘシ



第二號様式

生業資金借入申込書

私儀御市生業資金左ニ依リ借用致度候ニ就テハ生業資金規程施行細則第八條ニ依リ此段及申込候也

年月日

本籍  
現住所  
職業

氏名  
年月日生

大阪市長 殿

希望金額	圓	入用期日	年月日	用途
元金返済期日	年月日	利子支拂期日		
元金返済方法				
連帯保證人	住所	職業	氏名	生年月日
申込者トノ關係				

第三號様式

収入印紙

生業資金借用證書

第 號

一金 圓也 但シ利率ハ日歩一錢七厘ノコト  
右金員生業資本トシテ借用仕候ニ就テハ御市生業資金規程及同施行細則並左ノ條項ヲ嚴守可致候  
一 借用金ハ必ス借入申込書記載ノ事業資金トシテ運用シ御市ノ承認ヲ經スシテ他ノ目的ニ使用セサルコト  
一 資金ノ運用、事業實施ノ狀況等ニ關シテハ何時ニテモ御調査ニ應スルコト  
一 借用元利金ハ別紙返済表ノ通り御指定ノ場所ニ持參支拂フコト

考 備	要 概 畫 計 業 事	
	擔 保 物	品 名 及 數 量
	評 價 格	

一 左記各號ノ一ニ該當スルトキハ當然期限ノ利益ヲ失ヒ御指定ノ期日内ニ債務ヲ完済スルコト  
(一) 一度ニテモ返済ヲ怠リタルトキ  
(二) 他ノ債務ニ因リ假差押、假處分若ハ強制執行ヲ受ケ又ハ其ノ他信用失墜ノ行爲アリタルトキ  
(三) 其ノ他御市ニ於テ資金ノ運用、事業實施ノ狀況等ニ關シテ適當ト認メラレタルトキ  
一 保證人ハ借入者ト連帯シテ債務履行ノ責任ヲ負フコト  
一 住所ヲ變更シタルトキハ直ニ其ノ旨通知スルコト  
一 前各號ニ定ムルモノノ外御市ノ指示ハ總テ之ヲ遵守スルコト  
右確約ノ爲生業資金規程施行細則第十二條ニ依リ本證書及提出候也

年月日

本籍  
現住所  
借用者 氏名  
本籍  
現住所  
連帯保證人 氏名

大阪市長 殿

第四號様式

生業資金擔保差入證書

第 號

第十二類 福利厚生 第三章 質舗及生業資金

私儀 年 月 日御市ヨリ生業資本トシテ金 圓也借用致候ニ就テハ之方債務支拂ノ擔保トシテ左記物件ニ對シ契約スルコト左ノ如シ

物 件

一 前記物件ハ其ノ所有權ヲ御市ニ移轉シ物ノ所在ニ於テ其ノ引渡ヲ完了シタルコト  
一 債務完済ノ後ハ一旦引渡ヲ了シタル物件ヲ返還セラレハキコト  
一 御市ニ引渡ヲ了シタル物件ハ前記債務ノ返済期ニ至ル迄拙者ニ於テ其ノ用法ニ從ヒ無償ニテ之ヲ使用シ使用中破損ヲ生シタルトキハ拙者ニ於テ補修ノ責ヲ負フコト  
一 債務不履行ノ場合ニハ使用貸借ハ何等ノ手續ヲ要セスシテ直ニ消滅シ物件全部ヲ御市ニ引渡スハ勿論御市ニ於テ如何ニ處分相成候トモ異議ナキコト  
右擔保提供ノ爲生業資金規程第十五條ニ依リ本證書及提出候也

年月日

本籍  
現住所

大阪市長 殿

第五號様式



生業資金擔保物預り證書

第 號

物件

右物件金 圓生業資本トシテ 年 月 日 日貫殿ニ貸付タルニ對シ擔保トシテ提供相成正ニ相預リ候就テハ右貸付元利金完済ノ上ハ現物返却可致候也

年 月 日

大阪市長 氏

名 圖

### 第四章 隣保施設

#### 市民館使用條例

制定 昭二一、三、一二 條例二三

本市會ノ議決ヲ經大正十年大阪市條例第六號大阪市民館使用條例左ノ通改正ス

#### 大阪市民館使用條例

- 第一條 市立市民館ハ隣保協同ノ精神ニ基キ其ノ施設ニ依リテ本市民ノ教化並福利増進ヲ圖ル所トス
- 第二條 本館施設ノ利用ハ別段ノ定アルモノヲ除クノ外無料トス但シ特ニ費用ヲ要スルモノニ付テハ利用者ヲシテ之ヲ負擔セシム
- 第三條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ入館ヲ許サス
  - 一 十歳以下ノ兒童ニシテ保護者ノ同伴ナキ者但シ兒童ノ爲メ施設ヲ利用スルトキハ此ノ限ニ在ラス
  - 二 他人ノ嫌疑スヘキ風體ヲ爲ス者
  - 三 酩酊者又ハ精神ニ異常アリト認ムル者
  - 四 傳染性又ハ他人ノ嫌疑スヘキ疾患アル者
  - 五 其ノ他市長不適當ト認ムル者
- 第四條 利用者建物若ハ備付物品ヲ毀損又ハ滅失シタルトキハ市長ノ定ムル所ニ從ヒ之ヲ原形ニ復シ又ハ其ノ損害ヲ賠償スヘシ
- 第五條 市長管理上必要アリト認ムルトキハ入館者ニ退館ヲ命スルコトアルヘシ

第十二類 福利厚生 第四章 隣保施設

第六條 講堂又ハ集會室ヲ使用セントスル者ハ左表ノ範圍内ニ於テ市長ノ定ムル使用料ヲ納付スヘシ但シ市長ノ指定スル市民館ニ在リテハ之ヲ徴收セス

〔大例一三號〕

集會室	講堂			室別	使用時	料	金
	晝	夜	晝				
晝	晝	晝	晝	晝	間		二〇圓
夜	夜	夜	夜	夜	間		二五
晝	晝	晝	晝	晝	間		四〇
夜	夜	夜	夜	夜	間		三
晝	晝	晝	晝	晝	間		四
夜	夜	夜	夜	夜	間		六

市長ハ使用者ニ對シ百圓以内ノ保證金ヲ納付セシムルコトアルヘシ保證金ハ市長ノ定ムル有價證券ヲ以テ之ニ代用スルコトヲ得

- 第七條 左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ講堂又ハ集會室ノ使用ヲ許可セス
  - 一 公安又ハ風俗ヲ害スル虞アリト認ムルトキ
  - 二 政事ニ關シ又ハ營利ヲ目的トスルモノト認ムルトキ
  - 三 建物又ハ附屬物ヲ毀損スル虞アリト認ムルトキ
  - 四 管理上支障アリト認ムルトキ
  - 五 其ノ他市長必要ト認ムルトキ
- 第八條 講堂及集會室ノ使用ニ關シテハ本條例ニ規定スルモノノ外大



阪市立公會堂使用條例ヲ準用ス

第九條 本館ニ於ケル託兒施設ニ關シテハ大阪市立託兒所使用條例ヲ準用ス

第十條 本條例施行ニ關シ必要ナル事項ハ市長之ヲ定ム

附則

本條例ハ昭和十一年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

大正十年大阪市規則第六號大阪市立市民館規則ハ之ヲ廢止ス

市民館使用條例施行細則

制定 昭一、三、二 告示一六八  
最近改正 昭一八、四 告示一六二

大正十年大阪市告示第七十一號大阪市立市民館使用條例施行細則左ノ通改正シ昭和十一年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

大阪市立市民館使用條例施行細則

- 第一條 市民館ハ左ノ事業ヲ行フ
  - 一 法律、身上、職業等ノ相談ニ關スルコト
  - 二 健康相談及簡易診療ニ關スルコト
  - 三 兒童保護ニ關スルコト
  - 四 生業資本融通資金ニ關スルコト
  - 五 授産ニ關スルコト
  - 六 近隣ノ教化並福利増進ヲ目的トスル諸會及協同施設ニ關スルコト
  - 七 近隣ノ社會調査ニ關スルコト
  - 八 其ノ他市長必要ト認ムル施設ニ關スルコト

- 第二條 削除
- 第三條 館内ニ於テハ左ノ行爲ヲ禁ス
  - 一 所定ノ場所以外ニ於テ飲食又ハ喫煙ヲ爲スコト
  - 二 放歌其ノ他喧騒ニ涉リ又ハ他人ノ迷惑トナルヘキ行爲ヲ爲スコト
  - 三 建物、備付物品等ヲ毀損若ハ滅失シ又ハ館内ヲ不潔ナラシムルコト
  - 四 其ノ他市長ノ指示ニ反スル行爲ヲ爲スコト
- 第四條 入館者左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ館長ハ退館ヲ命スルトヲ得
  - 一 公安又ハ風俗ヲ紊シ又ハ素ス虞アリト認ムルトキ
  - 二 大阪市立市民館使用條例(以下條例ト稱ス)第三條各號ノ一ニ該當スルニ至リタルトキ
  - 三 前條ノ規定ニ違反シタルトキ
- 第五條 講堂又ハ集會室ヲ使用セントスル者ハ別記様式ニ依ル申込書ヲ提出スヘシ
- 第六條 講堂及集會室ノ使用料左ノ如シ

講堂	室別使用時料	
	晝間	夜間
晝間	二〇圓	二五圓
夜間	四〇圓	

集會室	晝間		夜間	
	晝間	夜間	晝間	夜間
晝間	三	四	六	

前項使用料ハ條例第六條第一項但書ノ規定ニ依リ北市民館ヲ除クノ外之ヲ徵收セス

晝間夜間ノ區別左ノ如シ但シ時宜ニ依リ之ヲ變更スルコトアルヘシ

期	晝間	夜間	晝間	夜間
四月一日ヨリ	午前八時ヨリ	午後六時ヨリ	午前八時ヨリ	午後八時ヨリ
十月三十一日迄	午後五時迄	午後十時迄	午後五時迄	午後十時迄
十一月一日ヨリ	午前九時ヨリ	午後五時ヨリ	午前九時ヨリ	午後十時ヨリ
三月三十一日迄	午後四時迄	午後十時迄	午後四時迄	午後十時迄

第七條 講堂及集會室ノ使用ニ關シテハ本細則ニ規定スルモノノ外大阪市立公會堂使用條例施行細則ヲ準用ス

第八條 託兒施設ヲ行フ市民館及其ノ定員左ノ如シ

- 北市民館 百名
- 戎市民館 六十名
- 大正市民館 五十名
- 大正市民館分館 八十名
- 東市民館 七十名
- 福島市民館 八十名
- 浪速市民館 八十名
- 今宮市民館 八十名

第十二類 福利厚生 第四章 隣保施設

- 城東市民館 七十名
- 港市民館 八十名
- 東成市民館 八十名
- 西淀川市民館 八十名
- 第九條 託兒施設ノ保育料左ノ如シ
  - 浪速市民館 一人一月 五十錢
  - 其ノ他ノ市民館 一人一月 八十錢
- 第十條 託兒施設ニ關シテハ本細則ニ規定スルモノノ外大阪市立託兒所使用條例施行細則ヲ準用ス
- 第十一條 授産施設ヲ行フ市民館及其ノ定員左ノ如シ但シ時宜ニ依リ其ノ定員ヲ變更スルコトアルヘシ

- 北市民館 六十五人
- 玉出市民館 四十人
- 戎市民館 四十人
- 大正市民館 二十人
- 大正市民館分館 三十五人
- 福島市民館 三十五人
- 浪速市民館 四十五人
- 今宮市民館 四十人

第十條ノ三 授産施設ニ關シテハ本細則ニ規定スルモノノ外大阪市立授産場規程ヲ準用ス

第十一條 入館者心得其ノ他本細則施行ニ關シ必要ナル事項ハ市民局長之ヲ定ム



附則

大正十年大阪市告示第百一號大阪市立市民館規則施行細則ハ之ヲ廢止ス  
別記様式 (用紙半紙)

市民館使用申込書

- 一 使用ノ室名
  - 一 使用ノ目的及方法
  - 一 使用ノ日時
- 右使用申込候條御承認相成度候也
- 年 月 日

申込人住所

職業

氏

名

年 月 日 生

電話 番

香

大阪市長 殿

備考 使用者團體ナルトキハ其ノ團體名ヲ記シ代表者ヨリ申込ムコト

結婚相談所規程

制定 昭一七、五、七告示一六六

大阪市立結婚相談所規程左ノ通相定メ昭和十七年五月八日ヨリ之ヲ施行ス

大阪市立結婚相談所規程

第一條 大阪市立結婚相談所ハ本市住民ノ結婚ニ關スル相談、斡旋、指導ヲ爲スヲ以テ目的トス但シ本市住民ニ非ザル者ト雖モ市長適當ト認ムルトキハ之ガ取扱ヲ爲スコトヲ得

第二條 本所ニ於テ行フ事業概目左ノ如シ

- 一 結婚ノ相談及斡旋
- 二 健全ナル結婚思想ノ普及啓發
- 三 結婚行事ノ改善指導
- 四 結婚ノ獎勵ニ關スル調査
- 五 優生相談ノ斡旋
- 六 結婚資金融通ノ斡旋
- 七 結婚式場ノ斡旋
- 八 其ノ他結婚獎勵ニ必要ナル事項

第三條 結婚相談ノ申込ヲ爲サントスル者ハ所定ノ申込書ニ左ノ書類ヲ添附シテ之ヲ爲スベシ

- 一 戸籍謄本
- 二 自筆履歷書
- 三 寫眞二葉

第四條 申込ノ有効期間ハ申込ヲ受理シタル月ヨリ一年トス

前項ノ期間ヲ經過セルトキハ前條ノ規定ニ準ジ申込ヲ更新スベシ

第五條 市長必要アリト認ムルトキハ申込者ノ身分證明書及健康診斷書ヲ提出セシムルコトアルベシ

第六條 申込ヲ取消サントスルトキ若ハ他ノ斡旋ニ依リ結婚セントスルトキ又ハ住所其ノ他ニ異動アリタルトキハ其ノ旨速ニ市長ニ届出

〔大例一三號〕

左ノ各號ノ一ニ該當スト認ムルトキハ一時兵ノ出席ヲ停止シ又ハ之ヲ退所セシムルコトヲ得

一 傳染性又ハ他人ノ嫌疑スヘキ疾患アルトキ

二 矯正シ難キ不良性癖アリテ他ノ幼兒ヲ惡化セシムル虞アルトキ

三 無届缺席一月以上ニ及ヒタルトキ

四 其ノ他保育上支障アリト認ムルトキ

第七條 本所ノ休業又ハ幼兒ノ缺席全月ニ及フトキハ其ノ月分ノ保育料ハ之ヲ徵收ス

第八條 本條例施行ニ關シ必要ナル事項ハ市長之ヲ定ム

附則

本條例ハ昭和十一年四月一日ヨリ之ヲ施行ス  
本條例施行ノ際入所セル者ハ本條例ニ依リ入所ノ許可ヲ受ケタル者ト看做ス

託兒所使用條例施行細則

制定 昭一三、二告示一六七  
最近改正 昭一八、八 告示二八九

昭和三年大阪市告示第百三十三號託兒所使用條例施行細則左ノ通改正シ昭和十一年四月一日ヨリ之ヲ施行ス  
大阪市立託兒所使用條例施行細則

第一條 市立託兒所及其ノ定員左ノ如シ但シ時宜ニ依リ之ヲ増減スルコトアルヘシ  
中 中央託兒所 百二十人

第七條 本規程ニ依リ結婚ノ相談斡旋ニ關シテハ手数料ハ之ヲ徵收セズ

第八條 何人ト雖モ本所ニ於テ知得シタル一切ノ事項ハ結婚ノ相談、斡旋、獎勵ヲ目的トスル場合ノ外之ガ秘密ヲ嚴守スルモノトス

第九條 本規程施行ニ關シ必要ナル事項ハ市民局長之ヲ定ム

託兒所使用條例

制定 昭一三、二告示一六七

本市會ノ議決ヲ經昭和三年大阪市條例第六號託兒所使用條例左ノ通改正ス

大阪市立託兒所使用條例

第一條 市立託兒所ハ其ノ附近ニ居住スル勤勞者ノ幼兒ニシテ滿二年ヨリ學齡ニ達シ就學スルニ至ル迄ノ者ヲ保育スル所トス

第二條 幼兒ヲ入所セシメントスルトキハ其ノ保護所ハ市長ノ許可ヲ受ケルベシ

第三條 市長ハ幼兒ニ保育上支障アリト認ムル疾患アルトキ又ハ管理上必要アリト認ムルトキハ其ノ入所ヲ拒否スルコトヲ得

第四條 保護者ハ幼兒一人一月ニ付一圓以内ニ於テ市長ノ定ムル保育料ヲ納付スヘシ但シ市長特別ノ事由アリト認ムルトキハ之ヲ減免スルコトアルベシ

第五條 料ハ之ヲ還付セス但シ市長ニ於テ特別ノ事由アリト認ムルニ在ラス

第六條 保護者保育料ヲ滞納シタルトキ又ハ保育中ノ幼兒ノ保護ニ關シテ保護者ノ保護者ハ市長特別ノ事由アリト認ムルトキハ之ヲ減免スルコトアルベシ

第十二類 福利厚生

第四章 隣保施設



櫻	宮託兒所	七十人
鶴町第一	託兒所	百人
鶴町第二	託兒所	百三十人
鶴	橋託兒所	八十人
日之田	託兒所	七十人
飛	鳥託兒所	七十人
此	花託兒所	八十人
中	本託兒所	八十人
西	成託兒所	八十人
平野	西託兒所	百人
高見	町託兒所	百人
櫻	川託兒所	七十人
旭	託兒所	七十人
九	條託兒所	七十人
淺	香託兒所	八十人
西今	宮託兒所	百人
海老	江託兒所	三十人
西野	田託兒所	百人
泉	尾託兒所	百人
湊	屋託兒所	七十人
長	柄託兒所	七十人
十	三託兒所	百人
中	津託兒所	八十人

生	野託兒所	七十人
住	吉託兒所	七十人
大和	田託兒所	百人
放	出託兒所	八十人
鳴	野託兒所	七十人
森小	路託兒所	百人
西九	條託兒所	八十人
高	松託兒所	八十人
平野	東託兒所	七十人
塚	本託兒所	百人
玉	出託兒所	八十人
廣田	町託兒所	八十人
城	北託兒所	百人
東小	橋託兒所	八十人
大	宮託兒所	八十人
中	濱託兒所	八十人
淡	路託兒所	百人
生	玉託兒所	八十人
浦	江託兒所	百人
木	津託兒所	百人
四貫	島託兒所	百八十人
深	江託兒所	六十人
安	立託兒所	百人

〔大例一三號〕

〔大例一三號〕

天下茶屋託兒所

八十人

第一條ノ二 受託幼児ノ健康増進ヲ圖ル爲市立郊外保育所ニ於テ適時郊

外保育ヲ行フコトアルヘシ

市立郊外保育所左ノ如シ

北郊外保育所

南郊外保育所

第二條 入所期ハ毎年四月トス但シ缺員アルトキハ隨時入所セシムルコ

トヲ得

第三條 削除

第四條 保育ハ遊戯、唱歌、觀察、談話、手技等トス

第五條 保育中ノ幼児ニ對シテハ間食ヲ給ス

第六條 幼児ヲ入所セシメントスルトキハ保護者ヨリ別記様式ニ依ル願

書ヲ當該託兒所ニ提出スヘシ

第七條 保育料左ノ如シ

一 日之田、飛鳥、旭、淺香、住吉及平野東託兒所 五十錢

二 其ノ他ノ託兒所 一人一月 八十錢

一家ノ幼児二人以上市立託兒所ニ在籍スルトキハ一人ノ保育料ハ之ヲ

全額トシ他ハ其ノ半額トス

第八條 左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ保育料ハ其ノ半額トス

一 月ノ十六日以後ニ入所シタルトキ

二 月ノ十五日以前ニ退所シタルトキ

第十二類 福利厚生 第四章 隣保施設

三 託兒所ノ休業又ハ幼児ニ對スル出席停止若ハ幼児ノ缺席カ同月内

ニ引續キ十五日以内ニ互リタルトキ

第九條 保育料ノ納期ハ左ノ各號ニ依ルノ外一月ハ十五日限り其ノ他ノ

月ハ五日限リトス

一 入所シタル月ハ其ノ入所ノ際

二 休業セル託兒所ヲ開キ又ハ幼児ノ出席停止ヲ解キタル月ハ其ノ日

ヨリ起算シ五日限リ

前項ノ納期休日ニ相當スルトキハ之ヲ繰下ク

第十條 第八條第二號及第三號ニ該當スル事實發生シタルトキハ大阪市

立託兒所使用條例第五條但書ノ規定ニ依リ保育料ヲ還付ス

前項ノ規定ニ依リ保育料ノ還付ヲ受ケントスル者ハ當該託兒所ニ請求

スヘシ

第十一條 幼児ヲ缺席又ハ退所セシメントスルトキハ其ノ旨保護者ヨリ

當該託兒所ニ届出ツヘシ

第十二條 本細則施行ニ關シ必要ナル事項ハ市民局長之ヲ定ム

附 則

昭和九年大阪市告示第三百號大阪市立託兒所規程ハ之ヲ廢止ス

別記様式

入所願

本籍、族稱、職業、保護者トノ續柄

住所

氏

年月日生

名



右者今般大阪市立 託兒所へ入所爲致度候ニ就テハ御規則堅ク相守  
リ可申ハ勿論本人身上ニ就テハ毫モ御迷惑相掛ケ申間敷候條御許可被  
成下度此段相願候也

年 月 日

右保護者

氏

名印

大阪市長 殿

### 第五章 訓育施設

#### 興亞拓植訓練道場條例

制 定 昭一六、三、六條例一

本市會ノ議決ヲ經大阪市長立興亞拓植訓練道場條例左ノ通相定メ昭和十六  
年三月十日ヨリ之ヲ施行ス

大阪市長立興亞拓植訓練道場條例

第一條 本道場ハ大陸開拓精神ヲ昂揚シ移住ヲ獎勵スル爲青少年其ノ他  
ニ對シ適當ナル訓練ヲ行フト共ニ實質剛健ナル市民ヲ鍊成スルヲ以テ  
目的トス

第二條 本道場ハ前條ノ目的ヲ達成スル爲左ノ訓練ヲ行フ

- 一 生活訓練
- 二 教學訓練
- 三 尙武訓練
- 四 農事訓練
- 五 其ノ他必要ナル訓練

第三條 本道場ニ於テ訓練ヲ受ケ得ル者ハ本市住民ニシテ左ノ各號ノ一  
ニ該當スル者タルコトヲ要ス

- 一 大陸移住志望者
- 二 學生生徒
- 三 青年團員
- 四 離失業者

第十二類 福利厚生 第五章 訓育施設

〔大例一三號〕

〔大例一三號〕

- 五 工場勞務者
  - 六 給料生活者
  - 七 其ノ他訓練ヲ適當ト認ムル者
- 市長必要ト認ムルトキハ本市住民ニ非サル者ニ對シテモ訓練ヲ爲スコ  
トアルヘシ
- 第四條 訓練ヲ受ケントスル者ハ市長ノ許可ヲ受クヘシ
- 第五條 許可ヲ受ケタル者ハ一日二十錢以内ニ於テ市長ノ定ムル使用料  
ヲ納付スヘシ但シ市長特別ノ事由アリト認ムルトキハ之ヲ減免スルコ  
トアルヘシ
- 第六條 既納ノ使用料ハ之ヲ還付セズ但シ市長特別ノ事由アリト認ムル  
トキハ此ノ限ニ在ラス
- 第七條 訓練ヲ受クル者建物其ノ他ノ物件ヲ滅失毀損シタルトキハ市長  
ノ認定スル損害額ヲ賠償セシムルコトアルヘシ
- 第八條 訓練ヲ受クル者本條例若ハ之ニ基ク指示其ノ他本道場ノ規律ニ  
違反シ又ハ訓練ノ效果ナシト認ムルトキハ退場ヲ命スルコトアルヘシ
- 第九條 本條例施行ニ關シ必要ナル事項ハ市長之ヲ定ム

#### 興亞拓植訓練道場條例施行細則

制 定 昭一六、三、六告示九〇

大阪市長立興亞拓植訓練道場條例施行細則左ノ通相定メ昭和十六年三月十  
日ヨリ之ヲ施行ス

大阪市長立興亞拓植訓練道場條例施行細則

第一條 本道場ノ定員ハ六百トス但シ時宜ニ依リ増減スルコトアルヘ



第二條 本道場ノ休日ハ十二月二十九日ヨリ翌年一月五日迄トス但シ市長ニ於テ必要アリト認ムルトキハ臨時休場スルコトアルヘシ

第三條 訓練ヲ受ケントスル者ハ所定ノ申込書ヲ提出スヘシ

第四條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニ對シテハ訓練ヲ受クルコトヲ許可セス

- 一 傳染性又ハ他人ノ嫌疑スベキ疾患アル者
- 二 精神ニ異狀アリト認ムル者
- 三 身體虛弱ニシテ訓練ニ耐ヘスト認ムル者
- 四 其ノ他訓練ヲ不適當ト認ムル者

第五條 訓練ヲ受クルコトヲ許可セラレタル者ハ指定期日迄ニ使用料ヲ納付スヘシ

第六條 本道場ノ使用料ハ一人一日十五錢トス

食費ハ訓練ヲ受クル者ノ負擔トス

第七條 訓練期間其ノ他本規則施行ニ關シ必要ナル事項ハ所管局長之ヲ定ム

### 産業青年道場規程

制定 昭一六、四、一告示一六四  
最近改正 昭一七、五、告示一九〇

大阪市立産業青年道場規程

第一條 大阪市立産業青年道場(以下道場ト稱ス)ハ本市内ニ所在スル事務所、事業所又ハ營業所等ニ勤務スル産業従事者ノ教化鍊成並厚生ヲ圖ルヲ以テ目的トス

第二條 本道場ハ左ノ事業ヲ行フ

- 一 修養會、講習會、講演會等ノ開催
- 二 武道其ノ他體育ノ指導、訓練及競技會ノ開催
- 三 音樂、映畫ノ鑑賞其ノ他趣味娛樂會等ノ開催
- 四 教化厚生ニ關スル諸會合ノ爲ニスル會場ノ貸與
- 五 其ノ他市長ニ於テ必要ト認ムル事業

第三條 本道場ノ使用者ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ナルコトヲ要ス

一 市内ニ所在スル事務所、事業所又ハ營業所等ニ勤務スル産業従事者

二 市内ニ所在スル産業團體

三 其ノ他市長ノ承認シタル者

第四條 道場ニ入場セントスルトキハ前條該當者タル旨ノ證明書又ハ許可證ヲ道場受付ニ提示シ係員ノ指示ヲ受クヘシ

第五條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニ對シテハ入場ヲ拒絕シ又ハ退場ヲ命スルコトアルヘシ

- 一 傳染性疾患アル者又ハ精神ニ異狀アリト認ムル者
- 二 酩酊者
- 三 他人ノ迷惑トナル行爲又ハ風體ヲ爲ス者
- 四 係員ノ指示ニ從ハサル者
- 五 其ノ他市長ニ於テ支障アリト認ムル者

第六條 本道場ノ施設ヲ專用セントスル者ハ市長ノ許可ヲ受クヘシ

〔大例一三號〕

第七條 左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ專用ヲ許可セス

- 一 公安又ハ風俗ヲ紊ス虞アリト認ムルトキ
- 二 營利ヲ目的トスルモノト認ムルトキ
- 三 建物又ハ附屬物ヲ毀損スル虞アリト認ムルトキ
- 四 管理上支障アリト認ムルトキ
- 五 其ノ他市長ニ於テ必要ト認ムルトキ

第八條 專用者ハ市長ノ許可ヲ受ケ特別ノ設備ヲ爲スコトヲ得

市長ハ專用者ニ對シ必要ナル設備ヲ命スルコトアルベシ

專用者前二項ノ規定ニ依リ特別ノ設備ヲ爲シタルトキハ專用後直ニ之ヲ撤去シ原狀ニ復スヘシ

專用者前項ノ規定ニ依リ義務ヲ履行セサルトキハ市長ニ於テ之ヲ執行シ其ノ費用ヲ專用者ヨリ徴收ス

第九條 左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ專用ノ許可ヲ取消シ又ハ其ノ專用ヲ制限若ハ停止スルコトアルヘシ

一 本規程ニ違反シ又ハ本規程ニ基ク指示ニ從ハサルトキ

二 第七條所定ノ事由ニ該當スルニ至リタルトキ

第十條 道場ノ使用ハ無料トス但シ特ニ費用ヲ要スルモノニ付テハ使用者ヲシテ之ヲ負擔セシムルコトアルヘシ

第十一條 使用者場内ノ設備其ノ他ノ物件ヲ毀損滅失シタルトキハ原形ニ復シ又ハ其ノ損害ヲ賠償セシムルコトアルヘシ

第十二條 本規程施行ニ關シ必要ナル事項ハ經濟局長之ヲ定ム

### 機械技術訓練所規程

制定 昭一八、三、一八告示八八

大阪市立機械技術訓練所規程左ノ通相定メ昭和十八年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

大阪市立機械技術訓練所規程

第一條 大阪市立機械技術訓練所ハ轉業者其ノ他ニシテ機械工タラントスル者及雇傭主ヨリ訓練ノ委託アリタル未熟練工員其ノ他ニ對シ必要ナル知識及技能ヲ授ケ併セテ心身ノ鍊成ヲ行フヲ目的トス

第二條 本所ニ於テ行フ訓練ノ概目左ノ如シ

- 一 旋盤、フライス、手仕上並ニ機械製圖ニ關スル技術ノ指導訓練
- 二 心身ノ鍛鍊並ニ職域奉公ノ精神涵養ニ必要ナル諸行事
- 三 本市在住ノ轉業者又ハ之ニ準ズル者及本市在住雇傭主ヨリ訓練ヲ委託サレタル者
- 四 二年齡十七歲以上四十五歲以下ノ者
- 五 國民學校初等科ヲ修了シタル者又ハ之ト同等以上ノ學力アリト認ムル者

第三條 訓練生ノ定員左ノ如シ但シ時宜ニ依リ之ヲ増減スルコトアルベシ

第四條 訓練生ノ定員左ノ如シ但シ時宜ニ依リ之ヲ増減スルコトアルベシ

第五條 訓練期間ハ三月トス但シ成績特ニ優秀ナル者ニ對シテハ右期間ヲ短縮スルコトアルベシ

鐵工科 五五名  
圖工科 一五名

第五條 訓練期間ハ三月トス但シ成績特ニ優秀ナル者ニ對シテハ右期間ヲ短縮スルコトアルベシ



第十二類 福利施設 第五章 訓育施設

第六條 訓練時間ハ午前八時ヨリ午後五時迄トス但シ時宜ニ依リ之ヲ伸縮スルコトアルベシ

第七條 休日左ノ如シ

- 一 祝日、大祭日
- 二 日曜日

三 冬期作業 十二月二十九日ヨリ翌年一月四日迄  
所長必要ト認ムルトキハ前項ノ休日ヲ廢シ又ハ之ヲ變更スルコトアルベシ

第八條 入所志願者又ハ訓練ノ委託希望者ハ所定ノ申込書ヲ所長ニ提出スベシ

前項ノ申込書ヲ受理シタルトキハ考查及身體検査ヲ行フ

第九條 訓練期間中本所ニ宿泊ヲ希望スル者ニ對シテハ居室ヲ提供スルコトアルベシ

第十條 訓練費及宿泊料ハ之ヲ徵收セズ

作業服費、學用品費其ノ他ノ經費ハ訓練生ノ負擔トス但シ市長必要アリト認ムルトキハ之ヲ補給スルコトアルベシ

第十一條 本所ハ訓練生ノ修練ニ資スル爲官公署其ノ他ヨリ委託ヲ受ケ機械器具ノ製作又ハ加工ヲ爲スコトアルベシ

委託ヲ爲サントスル者ハ市長ノ承認ヲ受クベシ  
製作又ハ加工ノ料金ハ市長之ヲ定ム

第十二條 訓練生建物又ハ備付物品ヲ滅失又ハ毀損シタルトキハ市長ノ認定スル損害額ヲ賠償セシムルコトアルベシ

第十三條 訓練生左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ退所セシムルコトアルベシ

- 一 品行不良ニシテ改悛ノ見込ナキトキ
- 二 成績不良又ハ傷病等ニ罹リ成業ノ見込ナキトキ
- 三 正當ノ事由ナクシテ出缺常ナラザルトキ
- 四 本規程其ノ他訓練生心得ニ違反シ又ハ職員ノ指示ニ従ハザルトキ

第十四條 退所セントスルモノハ事由ヲ具シ願出ツベシ

第十五條 訓練修了者ニハ修了證書ヲ授與ス

第十六條 入所申込時期、訓練開始、訓練生心得、宿泊手續其ノ他本規程施行ニ關シ必要ナル事項ハ所管局長之ヲ定ム

附則

昭和十一年大阪府告示第六百八號大阪府立労働所規程ハ之ヲ廢止ス

機械工養成所規程

制定 昭一八、一、二一告示二二

大阪市立機械工業成所規程左ノ通相定メ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第一條 大阪市立機械工業成所ハ機械工タラントスル者ニ必要ナル智識技能ヲ授ケ併セテ心身ノ鍛鍊ニ力ムル所トス

第二條 本所ノ修業年限ハ一年トシ定員ハ三百名トス

第三條 本所ニ鑄工科、鍛工科、旋盤工科、フライス工科、仕上工科及圖工科ヲ置ク

第四條 入所ヲ許可スベキ者ハ左ノ資格ヲ具フルコトヲ要ス

〔大例一三號〕

材料及工作法	二〇〇
應用力學及機械要素	三六
基本實技練習	五〇〇
綜合實技練習	五〇〇
工場要項及危害防止	一五
計	二五〇七

第七條 休日左ノ如シ

- 一 祝日、大祭日
- 二 日曜日
- 三 冬期休業 十二月二十九日ヨリ翌年一月四日迄

毎週ノ授業時間數ハ四十八時間トス  
前二項ノ規定ニ拘ラズ所長ニ於テ必要ト認ムルトキハ休日又ハ授業時間數ヲ變更又ハ伸縮スルコトアルベシ

第八條 入所志願者ハ第一號様式ニ依ル願書ニ出身學校長ノ卒業證明書又ハ修業證明書ヲ添ヘ市長ニ提出スベシ

一〇七五

學科	授業時間數
修身 公民	七二時間
教練 及 體操	二〇〇
國語	一〇〇
國史 及 地理	七二
英語	一一〇
工業 數學	一一〇
機械 通論	三六
電氣 通論	三六
用器畫 及 製圖	五〇〇

第十二類 福利厚生 第五章 訓育施設

一 年齢十四年以上ニシテ國民學校高等科ヲ卒業シタル者又ハ之ト同等以上ノ學力アリト認メラルル者

二 品行方正、志操堅固ニシテ身體強壯ナル者

第五條 學年ハ毎年四月一日ニ始リ翌年三月三十一日ヲ以テ終ル

第六條 學科目及授業時間數左ノ如シ



**第九條** 入所志願者ノ數募集人員ヲ超過シタルトキハ市長ノ定ムル所ニ依リ選抜試験ヲ行フ

**第十條** 入所ヲ許可セラレタル者ハ一週間以内ニ保證人二人ヲ定メ第二號様式ニ依ル誓約書ニ之ト連署ノ上戸籍抄本ヲ添へ所長ニ提出スベシ

**第十一條** 保證人ハ生徒ノ父兄又ハ之ニ代リテ身元引受ノ責ニ任ジ得ベキ者トス但シ一人ハ本市内ニ居住シ獨立ノ生計ヲ營ム者タルコトヲ要ス

保證人ノ本籍、住所、職業其ノ他身分上ノ異動アリタルトキハ其ノ都度遅滞ナク之ヲ届出ツベシ

**第十二條** 病氣其ノ他ノ事故ニ因リ長期間缺席セントスル者ハ休所セシムルコトアルベシ

**第十三條** 病氣其ノ他已ムヲ得ザル事由ニ因リ退所セントスル者ハ保證人連署ノ上其ノ事由ヲ詳具シ所長ノ承認ヲ求ムベシ

**第十四條** 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ所長之ヲ退所セシム

- 一 性行不良ニシテ改悛ノ見込ナキ者
- 二 成績不良又ハ傷病等ニ罹リ成業ノ見込ナキ者
- 三 正當ノ事由ナクシテ出席常ナラザル者
- 四 身體虛弱ニシテ成業ノ見込ナキ者

**第十五條** 自己ノ都合ニ依リ退所シタルトキ又ハ前條第一號及第三號ノ規定ニ依リ退所セシメラレタルトキハ本人又ハ保證人ヨリ在所月數ニ應ジ一月十圓ノ割ニテ養成費ヲ辨償セシム但シ市長特別ノ事情アリト認ムルトキハ之ガ辨償ヲ免除シ又ハ減額スルコトアルベシ

**第十六條** 所定ノ課程ヲ修了シタル者ニハ第三號様式ニ依リ修了證書ヲ

授與ス

**第十七條** 授業料ハ之ヲ徴收セズ

**第十八條** 生徒ノ修學ニ要スル費用ハ自辨トス

**第十九條** 成績優秀、操行善良ニシテ他ノ模範ト爲ルベキ生徒ハ所長之ヲ褒賞ス

**第二十條** 不都合ノ行爲アリタル生徒ニ對シテハ其ノ情狀ニ依リ所長左ノ各號ノ懲戒ヲ加フ

- 一 戒 飭
- 二 謹 慎
- 三 出所停止

**第二十一條** 本所所屬ノ建物、設備其ノ他ノ物件ヲ毀損又ハ滅失シタルトキハ市長ノ定ムル所ニ從ヒ之ヲ原形ニ復シ又ハ其ノ損害ヲ賠償セシム

**第二十二條** 本所ニ別科ヲ置ク  
別科ニ關スル規定ハ別ニ之ヲ定ム

**第二十三條** 入所申込期日、選抜試験期日其ノ他必要ナル事項ハ其ノ都度之ヲ告示ス

**第二十四條** 本規程施行ニ關シ必要ナル事項ハ經濟局長之ヲ定ム  
附 則

**第二十五條** 本規程施行ノ際大阪市立機械工訓育所第一部ニ在所中ノ者ハ本規程ニ依リ入所ヲ許可セラレタル者ト看做ス

**第二十六條** 昭和十三年大阪市告示第三百三十二號大阪市立機械工訓育所規程ハ之ヲ廢止ス

〔大例一三號〕

〔大例一三號〕

第一號様式

入 所 願 書

番 號	日 附	大阪市長	職 務	第一志望 科
私機今般御所=入所志願=付御許可相成度此段相願候也				第二志望 科
氏 名	生 日	最 終 學 校	年 月 日	學 校
フリガナ	(當 年)			卒業(學 年修業)
本 籍				族 籍
現住所				方 向
保 證 人	氏 名	職 業	寄 寓	關 係
	本 籍			
	現住所			
			本人トノ 族 籍	關 係
			本人トノ 親	職 業

志願者注意事項

1. 修學短期間なるため全く軍隊式方法を以て嚴格なる教育をなす。2. 入所中は斷酒斷煙を誓はしむ。
3. 工場特に鐵工場の勤務内容を熟知すべし。4. 入所後は凡て工場従業員と看做し眞剣なる勤務に服するを以て怪我のあることも承知すべし。
5. 欠席欠課は勿論其の他理由の如何を問はず作業遅延者は殘業、休日出席又は修業を延期す。

印 保 人 印



番 號	通 學 時 間	省 電	市 電	私 電	バ ス	自 轉 車	徒 走
本 人	職 務	擔 當 務	人 名	女 兒 年 齡	人 名	志 望 科 目	失 業 期 間 原 因
父	有 無	養 父	姓 名	年 齡	職 業	收 入	本 人 ト ノ 生 活 期 間
母	養 母	兄 弟	年 齡	職 業	收 入	年 齡	職 業
兄 弟	養 母	兄 弟	年 齡	職 業	收 入	年 齡	職 業
家 庭	給 付 業 他	給 付 業 他	給 付 業 他	給 付 業 他	給 付 業 他	給 付 業 他	給 付 業 他
生 活	給 付 業 他	給 付 業 他	給 付 業 他	給 付 業 他	給 付 業 他	給 付 業 他	給 付 業 他
酒 煙 草 新聞	宗 教 柔 道 剣 道	運 動 趣 味 娯 樂	健 康 狀 態 既 往 症	備 考	備 考	備 考	備 考
參 考 (本 人)	氏 名	職 業	本 人 ト ノ 關 係	檢 定			

注意 詳細明瞭に記入すべし

【大例一三號】

【大例一三號】

誓 約 書

大阪市立機械工養成所長 殿	年 月 日
私儀今般御所へ入所許可相成候=就テハ御規則堅ク遵守ノ上修業=勵ムベキハ勿論在所中本人身上=關スル一切ノ事件ハ保證人=於テ引受ケ些モ御迷惑相懸ケ申間敷萬一御所有物件ヲ毀損又ハ滅失候際ハ保證人其ノ責ヲ負ヒ御指圖=隨ヒ滞リナク辨償仕ベク候在所中原因ノ何タルヲ問ハズ不慮ノ傷害ヲ蒙ルコト有之候共本人ハ勿論本人以外ノ他人ヲシテ斷ジテ異議申サセ間敷候右保證人連署ヲ以テ誓約候也	三本消 錢人印 收保ノ 入證事 印人 紙共
本 人	提 出 日 年 月 日 生 年 月 日
本 籍	族 籍
現 住 所	本 人 ト ノ 続 柄
正 保 證 人	職 業
本 籍	族 籍
現 住 所	本 人 ト ノ 続 柄
副 保 證 人	職 業
本 籍	族 籍
現 住 所	本 人 ト ノ 続 柄



修了證書	所印	修了證書	氏名
右者本所	科ノ課程ヲ修了セリ仍テ茲ニ之ヲ證ス	年月日生	名
年月日	大阪市立機械工養成所長 氏	名	名
大阪市長 位勳氏	名	名	名
第 號	割印		

機械工養成所別科規程

- 制 定 昭 一八、一、二二 告示 一三
- 大阪市立機械工養成所別科規程左ノ通相定メ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
- 大阪市立機械工養成所別科規程
- 第一條 大阪市立機械工養成所別科(以下別科ト稱ス)ハ機械工タラントスル者ニ必要ナル智識技能ヲ授ケ併セテ心身ノ鍛鍊ニカムル所トス
- 第二條 別科ノ修業年限ハ三年トシ定員ハ三百名トス
- 第三條 別科ニ鑄工科、鍛工科、旋盤工科、フライス工科、仕上工科及圖工科ヲ置ク
- 各科ノ定員ハ其ノ都度市長之ヲ定ム
- 第四條 入所ヲ許可スベキ者ハ左ノ資格ヲ具フルコトヲ要ス
- 一 年齢十二年以上ニシテ國民學校初等科ヲ修了シタル者又ハ之ト同等以上ノ學力アリト認メラルル者
- 二 品行方正、志操堅固ニシテ身體強壯ナル者
- 第五條 學年ハ四月一日ニ始リ翌年三月三十一日ヲ以テ終ル
- 第六條 別科學科目及授業時間數左ノ如シ

〔大例一三號〕

〔大例一三號〕

學科目	授業時間數		
	第一學年	第二學年	第三學年
修身公民	五時間	五時間	七時間
教練及體操	二〇四	二〇四	二〇〇
國語	二〇四	二〇四	一〇〇
國史及地理	一〇二	一〇二	七二
英語	一〇二	一〇二	一一〇
數學	二〇四	二〇四	
理科	一五三	一五三	
圖畫	五一	五一	
材料及工作法	一〇二	一〇二	二〇〇
用器畫及製圖	一五三	一五三	五〇〇
工業數學			一一〇

機械通論			三六
電氣通論			三六
應用力學及機械要素			三六
工場要項及危害防止			一五
基本實技練習			五〇〇
綜合實技練習	一一五六	一一五六	五〇〇
計	二四八二	二四八二	二五〇八

第七條 休日左ノ如シ

- 一 祝日、大祭日
- 二 日曜日
- 三 冬期休業ノ十二月二十九日ヨリ翌年一月四日迄
- 每週ノ授業時間數ハ四十八時間トス
- 前二項ノ規定ニ拘ラズ所長ニ於テ必要ト認ムルトキハ休日又ハ授業時間數ヲ變更又ハ伸縮スルコトアルベシ



第八條 入所志願者ハ第一號様式ノ願書ニ出身學校長ノ卒業證明書又ハ修業證明書ヲ添ヘ市長ニ提出スベシ

第九條 入所志願者ノ數募集人員ヲ超過シタルトキハ市長ノ定ムル所ニ依リ選抜試験ヲ行フ

第十條 入所ヲ許可セラレタル者ハ一週間以内ニ保證人二人ヲ定メ第二號様式ニ依ル誓約書ニ之ト連署ノ上戸籍抄本ヲ添ヘ所長ニ提出スベシ

第十一條 保證人ハ生徒ノ父兄又ハ之ニ代リテ身元引受ノ責ニ任ジ得ベキ者トス但シ一人ハ本市内ニ居住シ獨立ノ生計ヲ營ム者タルコトヲ要ス

第十二條 病氣其ノ他ノ事故ニ因リ長期間缺席セントスル者ハ休所セシムルコトアルベシ

第十三條 病氣其ノ他已ムヲ得ザル事由ニ因リ退所セントスル者ハ保證人連署ノ上其ノ事由ヲ詳具シ所長ノ承認ヲ求ムベシ

第十四條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ所長之ヲ退所セシム

- 一 性行不良ニシテ改悛ノ見込ナキ者
  - 二 成績不良又ハ傷病等ニ罹リ成業ノ見込ナキ者
  - 三 正當ノ事由ナクシテ出席常ナラザル者
  - 四 身體虛弱ニシテ成業ノ見込ナキ者
- 第十五條 自己ノ都合ニ依リ退所シタルトキ又ハ前條第一號及第三號ノ規定ニ依リ退所セシメラレタルトキハ本人又ハ保證人ヨリ在所月數ニ

應ジ一月十圓ノ割ニテ養成費ヲ辨償セシム但シ市長特別ノ事情アリト認ムルトキハ之ガ辨償ヲ免除シ又ハ減額スルコトアルベシ

第十六條 所定ノ課程ヲ修了シタル者ニハ第三號様式ニ依ル修了證書ヲ授與ス

第十七條 授業料ハ之ヲ徴收セズ

第十八條 生徒ノ修學ニ要スル費用ハ自辨トス

第十九條 成績優秀、操行善良ニシテ他ノ模範トナルベキ生徒ハ所長之ヲ褒賞ス

第二十條 不都合ノ行爲アリタル生徒ニ對シテハ其ノ情狀ニ依リ所長左ノ各號ノ懲戒ヲ加フ

- 一 戒飭
  - 二 謹慎
  - 三 出所停止
- 第二十一條 本所所屬ノ建物、設備其ノ他ノ物件ヲ毀損又ハ滅失シタルトキハ市長ノ定ムル所ニ從ヒ之ヲ原形ニ復シ又ハ其ノ損害ヲ賠償セシム
- 第二十二條 入所申込期日、選抜試験期日其ノ他必要ナル事項ハ其ノ都度之ヲ告示ス
- 第二十三條 本規程施行ニ關シ必要ナル事項ハ經濟局長之ヲ定ム
- 第二十四條 本規程施行ノ際大阪市立機械工訓育所第二部ニ在所中ノ者ハ本規程ニ依リ入所ヲ許可セラレタル者ト看做ス

【大例一三號】

【大例一三號】

第一號様式

入 所 願 書

番 號	日 附	大 阪 市 長	段	第一志望	科 料
私儀今般御所ニ入所志願ニ付御許可相成度此段相願候也			第二志望	兵 役	
本 人	氏 名	最 終 學 校	學 校	原 次	
	フリガナ	年 月 日 生	年 月 年 月	卒 業 ( 學 年 修 業 )	寄 留 期 間
	( 當 歳 )				年 月
保 證 人	本 籍	本 籍	方 族 稱	方 族 稱	戸 主 ト ノ 続
	現住所	現住所	職 業	職 業	
	氏 名				
	本 籍				
	現住所				
	本 人 ト ノ 係 關				
	印 保 人				印

志願者注意事項

1. 短期間なるため全く軍隊式方法を以て嚴格なる教育をなす。
2. 入所中は斷酒斷煙を誓はしむ。
3. 工場特に鐵工場の勤務内容を熟知すべし。
4. 入所後は凡て工場従業員と看做し眞剣なる勤務に服するを以て怪我のあることも承知すべし。
5. 欠席欠課は勿論其の他理由の如何を問はず作業遅延者は休業休日出席又は修業を延期す。



番號	通學時間	省電	市電	私電	バス	自転車	徒歩
本人	職業配偶	擔當事務	勤務時間	志望科目	失業期間原因	本人トノ生活期間	
有無	養父 養母	養父 養母	養父 養母	養父 養母	養父 養母	養父 養母	養父 養母
兄弟	兄弟	兄弟	兄弟	兄弟	兄弟	兄弟	兄弟
父母	父母	父母	父母	父母	父母	父母	父母
職業	職業	職業	職業	職業	職業	職業	職業
收入	收入	收入	收入	收入	收入	收入	收入
生活	生活費月額	生活費月額	生活費月額	生活費月額	生活費月額	生活費月額	生活費月額
酒	宗教	運動	健康狀態	備	住	住	住
煙草	茶道	趣味	既往症	考	自	自	自
新聞	剣道	娯樂			家	家	家
氏名	職業	本人トノ關係	査定		借	借	借
					間	間	間
					間	間	間
					間	間	間

注意 詳細明瞭に記入すべし

〔大例一三號〕

〔大例一三號〕

誓約書

年月日	大阪市立機械工養成所長 殿
三本消費 錢入印 收保ノ 入證事 印入 紙共	私儀今般御所へ入所許可相成候=就テハ御規則堅ク遵守ノ上修業=勵ムベキハ勿論在所中本人身上ニ關スル一切ノ事件ハ保證人=於テ引受ケ些モ御迷惑相懸ケ申間敷萬一御所有物件ヲ毀損又ハ滅失候際ハ保證人其ノ責ヲ負ヒ御指圖=隨ヒ滞リナク辨償仕ベク候在所中原因ノ何タルヲ問ハズ不慮ノ傷害ヲ蒙ルコト有之候共本人ハ勿論本人以外ノ他人ヲシテ斷ジテ異議申サセ間敷候右保證人連署ヲ以テ誓約候也
摘要	
提出日	氏名
年 月 日	フリガナ
年 月 日	本籍
年 月 日	族籍
提出日	現住所
年 月 日	戸主トノ續柄
年 月 日	職業
年 月 日	印
年 月 日	族籍
年 月 日	現住所
年 月 日	本人トノ續柄
年 月 日	職業
年 月 日	印
年 月 日	族籍
年 月 日	現住所
年 月 日	本人トノ續柄



修了證書

所印

右者本所 科ノ課程ヲ修了セリ仍テ茲ニ之ヲ證ス

年月日

大阪市長位勳氏 氏 名

大阪市長位勳氏 氏 名

第 號

有隣職業教習所規程

制定 昭一五、七、四告示三八八  
大阪市立有隣職業教習所規程左ノ通相定メ昭和十五年七月十五日ヨリ之ヲ施行ス

大阪市立有隣職業教習所規程

第一條 本所ハ市立有隣勤勞學校ニ附設シ工業實務ニ從事セントスル者ニ必須ナル知識技能ヲ授ケ併テ徳性ヲ涵養スルヲ以テ目的トス

第二條 本所ニ第一部、第二部及專修科ヲ置ク其ノ修業年限及生徒定員左ノ如シ

部 名	科	修業年限	生徒定員
第一	部	二年	約四十名
第二	部	一年	約二十名
專修科(夜間教授)		六月	約二十名

第三條 各教科ノ教科目及每週教授時數ハ左表ニ依ル

教科目	部 科 名	
	第一部	第二部 專修科
英 語	二	一
國 語	三	三
身 體	一	一
修 業	一	一
教 育	一	一
每 週 授 課 時 數	一年	二年

〔大例一三號〕

〔大例一三號〕

第八條 休業日左ノ如シ

- 一 祝日、大祭日
  - 二 日曜日
  - 三 創立記念日
  - 四 春季休業 三月二十五日ヨリ同月三十一日迄
  - 五 夏季休業 八月十日ヨリ同月二十日迄
  - 六 冬季休業 十二月二十五日ヨリ翌年一月八日迄
- 但シ市長ノ許可ヲ經テ臨時休業ヲナスコトアルヘシ
- 第九條 疾病其ノ他ノ事由ニ依リ必要ト認ムルトキハ休所ヲ許可スルコトアルヘシ

第十條 授業料ハ之ヲ徴收セス

第十一條 市長必要アリト認ムル者ニ對シテハ學習ニ要スル諸品、被服又ハ食物ノ一部若ハ全部ヲ給與スルコトアルヘシ

第十二條 操行善良、成績優秀ニシテ他ノ模範トナル者ニ對シテハ之ヲ表彰スルコトアルヘシ

第十三條 本所ノ規律ニ違背シ風紀ヲ紊シ其ノ他不都合ノ所爲アルトキハ情狀ニ因リ譴責、謹慎又ハ退所ヲ命スルコトアルヘシ

第十四條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニハ退所ヲ命スルコトアルヘシ

- 一 性行不良ニシテ改悛ノ見込ナシト認ムル者
- 二 成績劣等又ハ身體薄弱ニシテ成業ノ見込ナシト認ムル者
- 三 正當ノ理由ナクシテ一月以上缺席シタル者

第十五條 退所セントスル者ハ其ノ事由ヲ具シ保證人ノ連署ヲ以テ願出ツヘシ

算 術	地 理、 歴 史	理 科	體 操、 武 道	音 樂	機 械 工 作 法	製 圖	作 業、 實 習
三	一	一	二	一	二	二	一八
三	一	一	二	〇	二	二	二〇
一					二	二	二八
					二	一	一五

第四條 入所ノ時期ハ第一部及第二部ニ在リテハ毎年四月、專修科ニ在リテハ四月及十月トス但シ缺員アル場合ニ限り臨時入所ヲ許可スルコトアルヘシ

第五條 本所ニ入所スルコトヲ得ル者ハ品行方正、身體健全、志望堅固ナル男子ニシテ左ノ資格ヲ備フル者タルヘシ

- 一 第一部ニ在リテハ尋常小學校卒業者又ハ之ト同等以上ノ學力アリト認メラル者
- 二 第二部ニ在リテハ高等小學校卒業者又ハ之ト同等以上ノ學力アリト認メラル者
- 三 專修科ニ在リテハ年齢十五年以上ノ者

第六條 入所志願者ハ願書ニ履歷書ヲ添ヘ所長ニ願出ツヘシ

第七條 入所ヲ許可セラレタル者ハ保證人連署ノ誓約書ヲ差出スヘシ



第十二類 福利厚生 第五章 訓育施設

第十六條 所定ノ課程ヲ修了シタル者ニハ第一號様式ノ修了證書ヲ授與ス  
第十七條 本規程施行ニ關シ必要ナル事項ハ所管局長之ヲ定ム  
第一號様式

修了證書

氏名 年 月 日生

右者本所第一部(修業年限二年) 第二部(修業年限一年)ノ課程ヲ修了セリ仍テ茲ニ之ヲ專修科(修業年限六月)ノ課程ヲ修了セリ仍テ茲ニ之ヲ修了ス

年 月 日

大阪市長 有隣職業教育所長 氏 名 印

第 號

協同職場規程

大阪市設協同職場規程左ノ通相定メ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス  
大阪市長 有隣職業教育所長 氏 名 印

第一條 本市設協同職場ハ附近居住者ノ福利増進並ニ生活改善ニ資スル爲協同作業ヲ行ハシムル所トス

復スベシ

使用者前項ノ義務ヲ怠リタルトキハ市長ニ於テ之ヲ執行シ其ノ費用ヲ使用者ヨリ徴收ス

第九條 使用者建物又ハ附屬物ヲ滅失又ハ毀損シタルトキハ市長ノ定ムル損害額ヲ賠償スベシ

第十條 本職場ノ修繕、改築其ノ他市長ニ於テ必要ト認ムルトキハ使用ヲ一時禁止スルコトアルベシ

第十一條 使用者料金ヲ滞納シ其ノ他本規程又ハ本規程ニ基ク處分ニ違反シタルトキハ市長ハ七日以前ニ報告シテ其ノ使用許可ヲ取消スコトヲ得

前項ノ取消又ハ前條ノ使用禁止ニ因リ使用者ニ於テ損害ヲ生ズルコトアルモ本市ハ其ノ責ニ任ゼズ

第十二條 使用許可ヲ取消サレタル者其ノ使用ヲ廢止セザルトキハ當該料金相當額ノ損害金ヲ徴收ス

第十三條 使用者使用ヲ廢止セントスルトキハ其ノ五日前迄ニ市長ニ届出テ建物及附屬物ノ検査ヲ受クベシ使用許可ヲ取消サレ其ノ使用ヲ廢止スルトキ亦同ジ

前項ノ届出ヲ爲サズシテ使用ヲ廢止セル場合ニ於テハ市長ガ廢止ノ事實ヲ知リタル日ノ前日迄之ヲ使用シタルモノト看做ス  
第十四條 本規程施行ニ關シ必要ナル事項ハ市民局長之ヲ定ム

第十二類 福利厚生 第五章 訓育施設

第二條 本職場ハ市長ノ適當ト認ムル團體ニ之ヲ使用セシム

第三條 本職場ヲ使用セントスル團體(以下使用者ト稱ス)ハ市長ノ許可ヲ受クベシ

市長必要ト認ムル場合ニ於テハ使用者ニ對シ使用ノ條件ヲ附スルコトアルベシ

第四條 料金ハ一月五十圓以内ニ於テ市長之ヲ定ム

市長特別ノ事由アリト認ムルトキハ前項ノ料金ヲ減免スルコトアルベシ

第五條 使用者ハ市長ノ定ムル期限内ニ料金ヲ納付スベシ

既納ノ料金ハ之ヲ還付セズ但シ市長ニ於テ相當ノ事由アリト認ムルトキハ其ノ全部又ハ一部ヲ還付スルコトアルベシ

第六條 市長ハ料金月額ノ五倍以内ノ保證金ヲ納付セシムルコトヲ得

保證金ハ使用者ガ料金ノ納付ヲ怠リ其ノ他本規程若ハ本規程ニ基ク處分ニ依ル義務不履行ノ場合ノ徴收金又ハ費用ニ之ヲ充當ス

前項ノ規定ニ依リ保證金ヲ充當シ保證金ニ不足ヲ生ジタルトキハ使用者ハ遲滞ナク之ヲ納付スベシ

使用ノ許可ヲ受ケタル團體ノ役員ハ使用者ト連帶シテ義務履行ノ責ニ任ズベシ

第七條 使用者ハ所定ノ目的以外ニ職場ヲ使用シ又ハ職場ノ全部若ハ一部ヲ他人ニ貸與スベカラズ

第八條 使用者建物又ハ附屬物ヲ設ケ若ハ之ヲ變更セントスルトキハ市長ノ許可ヲ受クベシ

建物又ハ附屬物ヲ設ケ若ハ之ヲ變更シタルトキハ返還ノ際之ヲ原狀ニ



## 第六章 軍事援護

### 今次事變出征軍人家族等ニ對スル本市施設使用ノ特例ニ關スル條例

制 定 昭二二、七、二九條例二一  
最近改正 昭一八、四 條例二二

市制第九十一條ノ規定ニ依リ本市參事會ノ議決ヲ經今次事變出征軍人家族ニ對スル本市施設使用ノ特例ニ關スル條例左ノ通相定メ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

今次事變出征軍人家族等ニ對スル本市施設使用ノ特例ニ關スル條例

第一條 今次事變ノ出征軍人軍屬及其ノ家族又ハ遺族ニシテ市長ニ於テ必要ト認ムル者ニ對シテハ左ニ掲クル本市施設ノ使用ニ關シ本條例ノ定ムル所ニ依リ特別ノ取扱ヲ爲ス

- 一 桃山病院
- 二 削除
- 三 市民病院(附屬診療所ヲ含ム)
- 四 生活科學研究所
- 五 産院
- 六 乳兒院
- 七 健康相談所
- 八 前各號ニ準スル施設ニシテ市長ニ於テ必要ト認ムルモノ

第十二類 福利厚生 第六章 軍事援護

〔大例一三號〕

第二條 各施設使用ニ關スル使用料又ハ手数料ハ之ヲ減免スルコトアル

ハシ

第三條 各施設ノ使用ニ關シテハ特別ノ事由ナキ限り優先其ノ他便宜ノ方法ヲ講ス

本條例施行ノ期間其ノ他施行ニ關シ必要ナル事項ハ市長之ヲ定ム

### 今次事變出征軍人家族等ニ對スル本市施設使用ノ特例ニ關スル條例施行細則

制 定 昭二二、七、二九告示四八七  
最近改正 昭一八、八 告示二九四

今次事變出征軍人家族等ニ對スル本市施設使用ノ特例ニ關スル條例施行細則左ノ通相定メ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

今次事變出征軍人家族等ニ對スル本市施設使用ノ特例ニ關スル條例施行細則

第一條 今次事變出征軍人家族等ニ對スル本市施設使用ノ特例ニ關スル條例(以下條例ト稱ス)第一條第八號ノ規定ニ依リ特別ノ取扱ヲ爲ス施設左ノ如シ

- 一 市設住宅
- 二 市立託兒所及市立市民館託兒施設
- 三 市立浴場
- 四 市設賣舖
- 五 海員宿泊所
- 六 生業資金



- 六ノ二 少年保養所
- 六ノ三 市立豫防相談所
- 七 市立齋場、市設靈園及納骨堂
- 八 防疫事務所
- 九 市立胞衣汚物取扱所
- 十 削除
- 十一 中央卸賣市場
- 十二 市設小賣市場

第二條 條例第一條及前條ノ施設使用ニ關シ特別ノ取扱ヲ受ケントスル者ハ軍隊、在郷軍人會、市區町村長、警察官署、町會聯合會長又ハ方面委員ノ出征軍人軍屬又ハ其ノ家族若ハ遺族ナルコト其ノ他必要ナル事項ヲ證明スル書面ヲ添ヘ申請スヘシ

第三條 世帯主又ハ一家ノ生計ヲ支フル家族カ出征シタル住宅居住者ニ對シテハ出征ノ月ヨリ月額使用料ノ半額ヲ減ス

第四條 託兒所及市民館託兒施設ノ使用料ハ出征軍人軍屬ノ幼兒ニ對シテ使用料ヲ免除ス

第五條 市立浴場入浴料ハ世帯主又ハ一家ノ生計ヲ支フル者カ出征シタル家族ニ對シテハ一月十五日以内ハ之ヲ免除ス

第六條 世帯主又ハ一家ノ生計ヲ支フル者カ出征シタルニ因リ生計困難ナル市設質舖ノ入賃者ニ對シテハ其ノ出征ノ時ヨリ貸付利子ヲ免除ス但シ既納ノ利子ハ之ヲ還付セス

第七條 出征軍人軍屬又ハ其ノ遺家族ニ對スル生業資金貸付金ノ返済期

限ハ貸付ノ時ヨリ三十日以内ニ於テ之ヲ延長スルコトヲ得  
世帯主又ハ一家ノ生計ヲ支フル者カ出征シタル場合ニ於テハ生業資金貸付金ノ利子ハ其ノ出征ノ時ヨリ之ヲ免除ス但シ既納ノ利子ハ之ヲ還付セス

第八條 出征軍人、軍屬又ハ其ノ遺家族ノ葬儀執行ノ爲本市立齋場ヲ使用スルトキハ左ノ各號ニ依ル

- 一 戦死者、戦傷病死者其ノ他今次事變ノ勤務ニ服務中死亡セル軍人軍屬ノ葬儀ニ對シテハ使用料ヲ免除ス
- 二 世帯主又ハ一家ノ生計ヲ支フル者カ出征シタルニ因リ生計困難ナル遺家族ノ葬儀ニ對シテハ使用料ヲ免除ス
- 三 世帯主又ハ一家ノ生計ヲ支フル者ノ出征ニ因ル遺家族ニ對シテハ使用料半額ヲ減ス

第八條ノ二 出征軍人、軍屬戦死又ハ戦傷病死ノ爲市設靈園ヲ使用セントスル遺族ニ對シテハ埋葬手数料ハ之ヲ免除シ瓜破、服部靈園ニ於ケル甲二等區及乙區墓地ノ使用料ハ半額ヲ減ス

前項ノ遺族ニシテ出征又ハ應召ニ因リ軍人扶助法ニ依ル生活扶助ヲ受ケタル者又ハ現ニ受ケル者ニ對シテハ瓜破、服部靈園ニ於ケル乙區四號地以内ノ使用料ハ之ヲ免除ス

第八條ノ三 出征軍人、軍屬戦死又ハ戦傷病死ノ爲納骨堂ヲ使用セントスル遺族ニ對シテハ使用料ハ之ヲ免除ス

第九條 削除

第十條 削除

第十一條 中央卸賣市場ノ仲買人若ハ附屬營業人又ハ市設小賣市場ノ使

〔大例一三號〕

〔大例一三號〕

免除ス

附則 (昭二二、二告示六七六)

本改正規則ハ既ニ戦死シタル中央卸賣市場仲買人及市設小賣市場ノ使用

統後奉公會規則

制定 昭一六、二二、一〇通五四六  
最近改正 昭一八、一〇 規則一〇

大阪市統後奉公會規程左ノ通相定ム

第一章 總則

第一條 本市統後奉公會ハ本規則ノ定ムル所ニ依リ設立シ其ノ事業ヲ行

第二條 本會ハ國民皆兵ノ本義ト隣保相扶ノ道義トニ基キ舉郷一致兵役義務履行ノ準備ヲ整フルト共ニ軍事援護ノ完備ヲ期シ義勇奉公ノ精神ヲ振作スルヲ以テ目的トス

第三條 本會ノ區域ハ區ノ區域ニ依ル

第四條 本會ノ名稱ハ當該區名ヲ冠シ大阪市何區統後奉公會ト稱ス

第五條 本會ハ大阪市町會規則第四條ノ規定ニ該當スルモノヲ以テ會員トス

第二章 事業

第六條 本會ハ關係團體ト緊密ナル連絡ヲ保チ左ノ事業ヲ行フモノトス  
一 兵役義務心ノ昂揚及其ノ履行ノ準用

用者ニシテ本人自ラ營業ノ衝ニ當レル者出征シタルニ因リ生計ニ困難ヲ生シタルトキハ出征ノ月ヨリ中央卸賣市場ニ在リテハ賣場又ハ附屬賣店ノ使用料、小賣市場ニ在リテハ使用料ノ月額ノ半額以内ヲ減ス  
仲買人、附屬營業人又ハ使用者カ法入ナル場合ハ其ノ代表社員ニシテ營業ノ衝ニ當レル者カ出征シタルニ因リ前項ニ準スヘキ事情生シタリト認ムルトキニ限り使用料月額ノ四分ノ一以内ヲ減ス但シ株式會社ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

前二項ノ規定ハ出征者公務ノ爲死亡シ其ノ遺家族ニ於テ業務ヲ承繼シ若ハ社員タル資格ヲ承繼シタル場合又ハ著シキ傷病ヲ受ケ若ハ疾病ニ罹リ退營シタル場合ニ之ヲ準用ス

第十二條 條例及施行細則ノ規定ニ依リ特別ノ取扱ヲ爲シタル場合當該出征者ノ歸宅其ノ他ノ事由ニ因リ援護ノ必要ナキニ至リタリト認ムルトキハ市長ハ其ノ取扱ヲ停止スルコトアルヘシ

第十三條 第三條乃至第八條及第十一條ノ規定ニ依ルモノ、外使用料又ハ手数料減免ノ基準左ノ如シ

- 一 世帯主又ハ一家ノ生計ヲ支フル者カ出征シタルニ因リ生活困難ナル者ニ對シテハ免除ス
- 二 世帯主又ハ一家ノ生計ヲ支フル者カ出征シタル者ニ對シテハ減額ス
- 三 前二號以外ノ者ニ對シテハ事情ニ依リ減額ス

第十四條 使用ノ優先ヲ認ムヘキ施設其ノ方法其ノ他ノ處遇方法及本細則施行ニ關シ必要ナル事項ニ關シテハ各施設ノ所管局長之ヲ定ム

第十五條 本細則ニ依リ必要ナル證明ニ付テハ本市ノ證明手数料ハ之ヲ



- 二 隣保相扶ノ道義心ノ振作
- 三 現役應召、又ハ歸郷軍人若ハ傷痍軍人及其ノ遺族、家族ノ援護並ニ之ヲ爲ニスル勞力奉仕、家業ノ援助其ノ他ノ援護
- 四 前號ノ軍人及遺族、家族ノ弔慰、慰問、慰藉其ノ他身上及家事相談
- 五 犒軍
- 六 軍事援護思想ノ普及徹底
- 七 其ノ他必要ナル事業

第七條 本會事業ノ運營ハ原則トシテ町會聯合會ニ分任セシムルモノトス

第三章 機關

第八條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク

- 會長 一人
- 副會長 三人
- 評議員 若干人
- 幹事 若干人

役員ノ任期ハ二年トス但シ區長又ハ關係官公吏タルニ依リ委嘱又ハ任命シタル役員ノ任期ハ其ノ職ニ在ル期間トス

役員ハ任期滿了後ト雖後任者ノ就任スル迄仍其ノ職務ヲ行フモノトス

中途就任シタル役員ノ任期ハ其ノ殘餘期間トス

第九條 會長ハ區長之ニ當ル

副會長ハ關係官公吏及適當ナル者ニ對シ會長ノ推薦ニ依リ市長之ヲ任命

又ハ委嘱ス

第十條 評議員ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニ付會長ノ推薦ニ依リ市長之ヲ委嘱ス

- 一 町會聯合會長
- 二 町會聯合會統後奉公部長代表者三人以内
- 三 區在郷軍人聯合分會長
- 四 方面常務委員
- 五 其ノ他適當ナル者

第十一條 幹事ハ關係區吏員中ヨリ區長之ヲ命ス

幹事ハ中區收入役及副收入役ノ職ニ在ル者ヲ以テ會計幹事トス

第十二條 會長ハ本會ヲ代表シ會務ヲ掌理ス

第十三條 副會長ハ會長ヲ輔佐シ會長事故アルトキハ之ヲ代理ス

第十四條 評議員ハ評議員會ヲ組織シ本會ノ重要事項ニ付會長ノ附議シタル議案ヲ審議ス

第十五條 評議員會ハ會長之ヲ招集シ其ノ議長トナル

第十六條 會長ハ必要ニ應ジ書記ヲ置クコトヲ得

第十七條 本會ノ會計年度ハ毎年四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル

第十八條 本會ノ經費ハ會費、補助金、寄附金其ノ他ノ收入ヲ以テ之ニ

第十九條 本會ノ會計年度ハ毎年四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル

第二十條 本會ノ經費ハ會費、補助金、寄附金其ノ他ノ收入ヲ以テ之ニ

第二十一條 本會ノ會計年度ハ毎年四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル

第二十二條 本會ノ會計年度ハ毎年四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル

第二十三條 本會ノ會計年度ハ毎年四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル

第二十四條 本會ノ會計年度ハ毎年四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル

第二十五條 本會ノ會計年度ハ毎年四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル

第二十六條 本會ノ會計年度ハ毎年四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル

第二十七條 本會ノ會計年度ハ毎年四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル

第二十八條 本會ノ會計年度ハ毎年四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル

第二十九條 本會ノ會計年度ハ毎年四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル

第三十條 本會ノ會計年度ハ毎年四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル

第三十一條 本會ノ會計年度ハ毎年四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル

第三十二條 本會ノ會計年度ハ毎年四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル

第三十三條 本會ノ會計年度ハ毎年四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル

第三十四條 本會ノ會計年度ハ毎年四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル

第三十五條 本會ノ會計年度ハ毎年四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル

第三十六條 本會ノ會計年度ハ毎年四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル

第三十七條 本會ノ會計年度ハ毎年四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル

第三十八條 本會ノ會計年度ハ毎年四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル

第三十九條 本會ノ會計年度ハ毎年四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル

第四十條 本會ノ會計年度ハ毎年四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル

第四十一條 本會ノ會計年度ハ毎年四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル

第四十二條 本會ノ會計年度ハ毎年四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル

第四十三條 本會ノ會計年度ハ毎年四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル

第四十四條 本會ノ會計年度ハ毎年四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル

第四十五條 本會ノ會計年度ハ毎年四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル

第四十六條 本會ノ會計年度ハ毎年四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル

第四十七條 本會ノ會計年度ハ毎年四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル

第四十八條 本會ノ會計年度ハ毎年四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル

第四十九條 本會ノ會計年度ハ毎年四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル

第五十條 本會ノ會計年度ハ毎年四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル

第五十一條 本會ノ會計年度ハ毎年四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル

第五十二條 本會ノ會計年度ハ毎年四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル

第五十三條 本會ノ會計年度ハ毎年四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル

第五十四條 本會ノ會計年度ハ毎年四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル

第五十五條 本會ノ會計年度ハ毎年四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル

第五十六條 本會ノ會計年度ハ毎年四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル

第五十七條 本會ノ會計年度ハ毎年四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル

第五十八條 本會ノ會計年度ハ毎年四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル

第五十九條 本會ノ會計年度ハ毎年四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル

第六十條 本會ノ會計年度ハ毎年四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル

第六十一條 本會ノ會計年度ハ毎年四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル

第六十二條 本會ノ會計年度ハ毎年四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル

第六十三條 本會ノ會計年度ハ毎年四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル

第二十四條 本會ノ收支ハ證書類ニ依リ明確ナラシムヘシ

第二十五條 戰時事變ノ必要ニ充テ且本會ノ基礎ヲ鞏固ナラシムル爲毎年一定額ノ基本財産ヲ積立ツルモノトス

第二十六條 本會ノ會計年度ハ毎年四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル

第二十七條 本會ノ會計年度ハ毎年四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル

第二十八條 本會ノ會計年度ハ毎年四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル

第二十九條 本會ノ會計年度ハ毎年四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル

第三十條 本會ノ會計年度ハ毎年四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル

第三十一條 本會ノ會計年度ハ毎年四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル

第三十二條 本會ノ會計年度ハ毎年四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル

第三十三條 本會ノ會計年度ハ毎年四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル

第三十四條 本會ノ會計年度ハ毎年四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル

第三十五條 本會ノ會計年度ハ毎年四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル

〔大例一三號〕

〔大例一三號〕



第三十三條 本規程ハ昭和十六年十二月十日ヨリ之ヲ施行ス

授産場規程

制定 昭一四、三、三〇 修正 昭一七、一一、一八 告示 昭一五、最近改正 昭一七、一一、一八

大阪市立授産場規程左ノ通相定メ昭和十四年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

大阪市立授産場規程

第一條 授産場ハ從事者ニ技能ヲ授ケ且就業ノ機會ヲ得セシメ其ノ生計ヲ輔クルヲ以テ目的トス

第二條 授産場ニ於テ從事者ノ爲ニ行フ作業ノ概目左ノ如シ

一 被服其ノ他ノ裁縫

二 編物、刺繡其ノ他ノ手藝

三 活版其ノ他ノ印刷

四 其ノ他市長ニ於テ適當ト認ムル作業

前項ノ外必要ニ應シ各種技術ノ教習ヲ行フコトアルヘシ

第三條 市立授産場及場内從事者ノ定員左ノ如シ但シ時宜ニ依リ其ノ定員ヲ増減スルコトアルヘシ

- 一 中央授産場 三百人
- 二 玉造授産場 二百人
- 三 海老江授産場 四十人
- 四 田邊授産場 五十人
- 五 湊屋授産場 八十人

場外從事者ノ定員ハ隨時之ヲ定ム

第四條 授産場從事者ハ左ノ各號ニ該當スル者ニシテ市長ニ於テ適當ト認ムル者ニ就キ之ヲ定ム

一 本市内ニ居住スル者

二 年齢十三歳以上ニシテ身體健康ナル者

三 出征軍人遺家族、傷痍軍人、歸還軍人又ハ小額所得者並其ノ家族

第五條 從事者タラントスル者ハ當該授産場ニ本人出頭ノ上所定ノ申込書ヲ提出シ市長ノ承認ヲ受クヘシ此ノ場合ニ於テ市長ハ前條ノ規定ニ依ル資格ニ關シ適當ト認ムル者ノ證明書ヲ添付セシムルコトアルヘシ

場外從事者ニ對シテハ別ニ保證人ヲ立テシムルコトアルヘシ

第六條 從事者タルコトヲ承認セラレタル者ハ指定期間内ニ所定ノ請書ヲ提出スヘシ

第七條 從事者ハ係員ノ指示ニ從ヒ授産場ニ於テ作業スルモノトス但シ必要アリト認ムルトキハ場外ニ於テ作業セシムルコトアルヘシ

第八條 從事者ニハ出來高ニ應シテ工賃ヲ支給ス但シ作業ノ性質ニ依リ定額工賃ヲ支給スルコトアルヘシ

第九條 從事者ニハ就業ノ日ヨリ三十日以内ヲ限リ一人一日二十錢以内ノ奨励金ヲ支給ス但シ市長ニ於テ其ノ必要ヲ認メサル者ニ對シテハ此ノ限ニ在ラス

傷痍軍人、出征軍人遺家族、救護法其ノ他ノ法令ニ依リ救護又ハ扶助ヲ受クル者及作業ノ性質其ノ他ノ事情ニ依リ市長ニ於テ特ニ必要アリト認ムル者ニ對シテハ前項ノ規定ニ拘ラス支給ノ期間ヲ延長スルコトアルヘシ

第十條 從事者故意又ハ過失ニ因リ設備、材料若ハ製品ヲ滅失毀損シタルトキハ市長ノ認定スル損害額ヲ賠償セシムルコトアルヘシ

第十一條 從事者左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ市長ハ承認ヲ取消スコトアルヘシ

- 一 就業セサルコト引續キ一月以上又ハ無届ニテ就業セサルコト引續キ七日以上ニ及ヒタルトキ
- 二 場内ノ風紀ヲ紊シ又ハ紊ス虞アルトキ
- 三 係員ノ指示ニ從ハサルトキ
- 四 其ノ他市長ニ於テ不適當ト認ムルトキ

第十二條 從事者退場セントスルトキハ豫メ其ノ事由ヲ具シテ届出ツヘシ

第十三條 場内從事者タリシ者退場シタルトキハ授産場ニ於テ受託ノ斡旋其ノ他ノ保護及指導ヲ爲スコトアルヘシ但シ第十一條ノ規定ニ依リ承認ヲ取消サレタル者ハ此ノ限ニ在ラス

第十四條 授産場ハ第一條ノ目的ヲ達スル爲官公署其ノ他ヨリ製作及加工ノ委託ヲ受ケ又ハ本市用品ノ製作及加工ニ當ルモノトス但シ時宜ニ依リ見込生産ヲ行ヒ製品ヲ賣却スルコトアルヘシ

委託ヲ爲サントスル者ハ所定ノ申込書ニ仕様書ヲ添ヘ當該授産場ニ提出シ市長ノ承認ヲ受クヘシ

第十五條 前條製作又ハ加工ノ料金ハ市長之ヲ定ム

市長必要アリト認ムルトキハ前項ノ料金ヲ前納セシムルコトアルヘシ

第十六條 本規程施行ニ關シ必要ナル事項ハ市民局長之ヲ定ム



第十三類 保健衛生



# 第十三類 保健衛生

## 第一章 診療及研究施設

### 桃山病院條例

本市會ノ議決ヲ經昭和六年大阪市條例第四號大阪市立桃山病院條例左ノ  
通改正ス

大阪市立桃山病院條例

- 第一條 本院ハ傳染病豫防法ノ規定ニ依ル傳染病患者ノ收容、治療及傳染病ニ關スル學術的研究ヲ爲ス所トス
- 第二條 市長必要アリト認ムルトキハ傳染病ノ疑アル患者ヲ診定シ病的材料ノ検査ヲ爲スコトアルヘシ
- 第三條 前項ノ場合ニ於テ即決シ難キ患者ヲ收容スル爲別ニ觀察室ヲ設ケ
- 第四條 傳染病發生ノ狀況ニ依リ必要アルトキハ臨時分院ヲ設ケルコトアルヘシ
- 第五條 入院患者及第二條ノ規定ニ該當スル者ニ對シテハ左ノ範圍内ニ於テ市長ノ定ムル使用料ヲ徵收ス
  - 一 入院料
    - 一等室 一日 七圓以内
    - 二等室 一日 五圓以内

第十三類 保健衛生 第一章 診療及研究施設

〔大例一三號〕

- 三等室 一日 三圓五十錢以内
- 普通室 一日 三圓以内
- 觀察室 一日 三圓五十錢以内
- 二 診定料
  - 任意來院患者 一件 一圓以内

前項普通室ノ使用料ハ本市住民ニ對シテハ之ヲ徵收セス

觀察室ノ使用料ハ院内ニ於テ發病シ特ニ收容ノ必要アル者ニ限り食費ヲ自辨セシメ之ヲ徵收セサルコトヲ得

第五條 入院料ヲ徵收スヘキ者ニハ身元確實ナル引受人ト連署シタル誓約書ヲ提出セシム

前項ノ規定ニ依ル誓約書ヲ提出セサル者ニ對シテハ普通室ノ外使用セシメサルコトアルヘシ

第六條 一等、二等又ハ三等室ノ使用者所定ノ期日ニ入院料ヲ納付セサルトキハ普通室ニ轉室セシムルコトアルヘシ

第七條 診斷書、檢案書、證明書ノ交付又ハ病的材料ノ検査ヲ請求スル者ニ對シテハ一通又ハ一件ニ付二圓以内ニ於テ市長ノ定ムル手数料ヲ徵收ス但シ法令ノ規定ニ依リ直接取扱フモノニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

病的材料ノ検査ニ付特ニ證明書ノ交付ヲ請求スル場合ハ別ニ證明手数料ヲ徵收ス

第八條 使用料及手数料ハ之ヲ前納セシム但シ普通室及觀察室ノ使用料並診定料ニ限り市長特別ノ事由アリト認ムルトキハ此ノ限ニ在ラス



既納ノ診定料ハ診定ニ著手シタル後ニ於テ請求ヲ取消スルコトアルモ之ヲ還付セス

第九條 市長使用料又ハ手數料ヲ納付スル資力ナシト認ムル者其ノ他特別ノ事由アリト認ムル者ニ對シテハ之ヲ減免スルコトアルヘシ但シ一等、二等及三等室ノ使用料ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第十條 虚偽ノ申告又ハ申立ニ依リ使用料又ハ手數料ノ徴收ヲ免レ又ハ其ノ減免ヲ受ケタルコトヲ發見シタルトキハ之ヲ追徴ス

第十一條 本市職員及傭員ニシテ職務上傳染病ニ感染シ又ハ感染ノ疑アル爲本院ニ收容シタル者ノ使用料又ハ手數料ハ之ヲ減免スルコトアルヘシ

第十二條 本條例施行ニ關シ必要ナル事項ハ市長之ヲ定ム

附則 本條例ハ昭和十一年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

桃山病院條例施行細則

制定 昭二、三、二告示一七一

昭和六年大阪市告示第五十五號大阪市立桃山病院條例施行細則左ノ通改正シ昭和十一年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

大阪市立桃山病院條例施行細則

第一條 任意來院患者ニ對シテハ大阪市立桃山病院條例(以下條例ト稱ス)第二條第一項ノ規定ニ依リ診定又ハ検査ヲ爲ス

第二條 條例第二條ノ規定ニ依リ診定ヲ爲スヘキ者及觀察室ニ收容ス

ル者ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニ限ル但シ病狀重篤又ハ傳染病豫防上弊害ヲ生スル虞アリト認ムルトキハ此ノ限ニ在ラス

一 本市住民

二 入院患者ノ附添人及本市吏員、雇傭員

第三條 條例第四條ノ規定ニ依ル使用料左ノ如シ

一 入院料

一等室

市住民

市住民ニ非サル者

二等室

市住民

市住民ニ非サル者

三等室

市住民

市住民ニ非サル者

觀察室

市住民

市住民ニ非サル者

二 診定料

任意來院患者

第四條 入院料ノ納付期日ハ入院又ハ轉室當日、毎月一日、十一日及二十一日トシ次ノ納付期日ノ前日迄ノ分ヲ前納セシム但シ納付期日

二 市長ニ於テ特別ノ事情アリト認ムルトキ

第八條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニ對シテハ條例第九條ノ規定ニ依リ使用料及手數料ヲ減免スルコトアルヘシ但シ手數料ノ減免ニ關シテハ第一號及第四號該當者ニ限ル

一 公費ノ救助ヲ受クル者

二 單身ニシテ其ノ所得年額三百圓未滿ノ者

三 一世帯二人以上ニシテ其ノ總所得年額ヲ世帯人員ニ平均シテ一人當二百圓未滿トナル者

四 市長ニ於テ特別ノ事情アリト認ムル者

前項ノ規定ニ該當スル者ニ對シテハ身元調査ヲ行ヒ又ハ所轄區長、警察署長、方面委員等ノ該事實ヲ證スル證明書ヲ提出セシムルコトアルヘシ

第九條 前條ノ規定ニ該當スル場合ト雖法令其ノ他ニ依ル療養費等ノ支給ヲ受クル者ナルトキハ所定ノ使用料又ハ手數料ハ之ヲ徴收ス但シ其ノ額力所定ノ額ニ達セサルトキハ其ノ額ニ止ム

熱帯病研究所條例

制定 昭一三、一〇、二〇條例二〇

本市會ノ議決ヲ經大阪市立熱帯病研究所條例左ノ通相定ム

大阪市立熱帯病研究所條例

第一條 大阪市立熱帯病研究所ハ熱帯病又ハ其ノ疑似症ノ豫防及治療ヲ行ヒ且熱帯病ニ關スル學術的研究ヲ爲ス所トス

本所ニ必要ニ依リ前項ノ規定ニ依ル事業ニ附帶シテ海外渡航者又ハ

休日ニ當ルトキハ之ヲ繰下ク

市長必要アリト認ムルトキハ前項ノ規定ニ拘ラス隨時納付ヲ命スルコトアルヘシ

第五條 入院料納付後退室又ハ死亡シタルトキハ其ノ翌日分以後ニ相當スル既納ノ入院料ハ之ヲ還付ス

第六條 條例第七條ノ規定ニ依ル手數料左ノ如シ

一 診斷書、檢案書、證明書

生命保險ニ關スルモノ

既住症又ハ經過現症等ノ記載ヲ要スルモノ

兵役用其ノ他簡易ナルモノ

病的材料検査ニ關スルモノ

病的材料検査

複雑ナル培養検査

簡易ナル培養検査

ワイルフェリツクス氏凝集反應検査

ツイダール氏凝集反應検査

顯微鏡的検査

第七條 條例第八條第一項但書ノ規定ニ依リ使用料及診定料ヲ後納セシムル場合左ノ如シ

一 應急ノ處置ヲ要シ料金ヲ前納セシメ難キトキ

第十三類 保健衛生 第一章 診療及研究施設

1101



第十三類 保健衛生 第一章 診療及研究施設

旅行者ノ健康相談若ハ診断又ハ其ノ携帶品若ハ輸入物品ノ消毒ノ  
依頼ニ應シ且傳染性疾患ノ豫防、診断及研究ヲ行フコトアルヘシ  
第二條 本所ノ取扱ヲ受ケントスル者ハ市長ノ承認ヲ受ケヘシ  
第三條 診療ヲ受クル者ニ對シテハ左ノ範圍ニ於テ市長ノ定ムル使用  
料ヲ徴收ス

- 一 診察料 (有効期間三月) 五十錢以内
- 二 入所料 (食費ヲ含マス) 一日 三圓以内
- 三 手術又ハ處置料 一回 一圓以内
- 四 藥價又ハ治療材料 一種又ハ一日 二十錢以内

特別ニ費用ヲ要シ又ハ特殊ノ事項ニシテ前項ニ依リ難キモノノ使用料  
ハ市長別ニ之ヲ定ム

第四條 入所者ニ對シテハ身元確實ナル引受人ト連署シタル誓約書ヲ  
提出セシム

第五條 診断書、検査書及證明書ノ交付又ハ病的材料ノ検査ヲ請求ス  
ル者ニ對シテハ一通又ハ一件ニ付五圓以内ニ於テ市長ノ定ムル手  
料ヲ徴收ス

物品ノ消毒ヲ請求スル者ニ對シテハ消毒手数料條例ノ定ムル所ニ依  
リ手数料ヲ徴收ス

第六條 手数料及使用料ハ之ヲ前納セシム但シ市長ニ於テ特別ノ事由  
アリト認ムルトキハ此ノ限ニ在ラス

第七條 市長使用料又ハ手数料ヲ納付スル資力ナシト認ムル者其ノ他  
特別ノ事由アリト認ムル者ニ對シテハ之ヲ減免スルコトアルヘシ

第八條 虚偽ノ申告又ハ申立ニ依リ使用料又ハ手数料ノ減免ヲ受ケタ  
ルコトアルヘシ

- 依ル使用料左ノ如シ
- 一 診察料(有効期間三月) 五十錢
  - 二 入所料(食費ヲ含マス) 一日 一圓五十錢
  - 三 手術又ハ處置料 一回 二十錢以上一圓以内
  - 四 藥價又ハ治療材料 一種又ハ一日 二十錢
  - 五 條例第三條第二項ノ規定ニ依ル使用料ニ關シテハ其ノ實費

第五條 入所ノ承認ヲ受ケタル者ハ條例第四條所定ノ誓約書ヲ提出ス  
ヘシ

第六條 入所料ノ納付期日ハ入所當日、毎月一日、十一日及二十一日  
トシ次ノ納付期日ノ前日迄ノ分ヲ前納セシム但シ納付期日休日ニ當  
ルトキハ之ヲ繰下ケ

市長必要アリト認ムルトキハ前項ノ規定ニ拘ラス隨時納付ヲ命スル  
コトアルヘシ

第七條 入所料納付後退所又ハ死亡シタルトキハ其ノ翌日分以後ニ相  
當スル既納ノ入所料ハ之ヲ還付ス

第八條 條例第五條ノ規定ニ依ル手数料左ノ如シ

- 一 診断書、検査書、證明書 一通 二圓
- 生命保険ニ關スルモノ 一通 一圓
- 既往症又ハ經過現症等ノ記載ヲ要スルモノ 一通 五十錢
- 兵役用其ノ他簡易ナルモノ 一通 五十錢
- 二 病的材料検査 一件 二圓
- 複雑ナル培養検査 一件 一圓
- 簡易ナル培養検査 一件 一圓

第十三類 保健衛生 第一章 診療及研究施設

ルコトヲ發見シタルトキハ之カ料金ヲ追徴ス

第九條 入所者左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ市長之ヲ退所セシムル  
コトアルヘシ

一 申請書ニ不實ノ記載ヲ爲シ又ハ身元調査ニ際シ虚偽ノ申立ヲ爲  
シタルコトヲ發見シタルトキ

二 使用料又ハ手数料ヲ滞納シ其ノ他本所ノ規定ニ違反シタルトキ

三 症狀ニ依リ收容ニ適セス又ハ其ノ必要ナシト認ムルトキ

四 其ノ他市長ニ於テ必要アリト認ムルトキ

第十條 本條例施行ニ關シ必要ナル事項ハ市長之ヲ定ム

附則 本條例ハ昭和十三年十月二十日ヨリ之ヲ施行ス

熱帯病研究所條例施行細則

制定 昭三、一〇、二〇 告示五〇二  
最近改正 昭一八、四 告示二二〇

大坂市立熱帯病研究所條例施行細則左ノ通相定メ昭和十三年十月二十  
日ヨリ之ヲ施行ス

第一條 大坂市立熱帯病研究所條例施行細則

第二條 診療ヲ受ケントスル者ハ診察券ヲ請求スヘシ

第三條 診察券ノ交付ヲ受ケタル者ハ市長ノ定ムル手續ニ從ヒ診療ヲ  
受ケヘシ

第四條 物品ノ消毒ヲ受ケントスル者ハ所定ノ申請書ヲ提出スヘシ

- 第九條 條例第六條但書ノ規定ニ依リ使用料及手数料ヲ後納セシムル  
場合左ノ如シ
- 一 應急ノ處置ヲ要シ料金ヲ前納セシメ難キトキ 一件 一圓
  - 二 診察ノ結果ニ非サレハ料金ヲ算定シ難キトキ 一件 一圓
  - 三 市長ニ於テ特別ノ事情アリト認ムルトキ 一件 五十錢
  - 四 顯微鏡的検査 一件 五十錢

第十條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニ對シテハ條例第七條ノ規定ニ依  
リ使用料及手数料ヲ減免スルコトアルヘシ但シ手数料ノ減免ニ關シ  
テハ第一號及第四號該當者ニ限ル

一 公費ノ救助ヲ受クル者

二 單身ニシテ其ノ所得年額三百圓未満ノ者

三 一世帯二人以上ニシテ其ノ總所得年額ヲ世帯人員ニ平均シテ一  
人當リ二百圓未満ナル者

四 市長ニ於テ特別ノ事情アリト認ムル者

前項ノ規定ニ依リ使用料及手数料ノ減免ヲ受ケントスル者ハ本人又  
ハ保護者ヨリ之カ減免ヲ申請スヘシ  
前項ノ場合ニ於テ所轄區長、警察署長、方面委員等ノ該事實ヲ證ス  
ル證明書ヲ添付セシムルコトアルヘシ  
第十一條 前條ノ規定ニ該當スル場合ト雖法令其ノ他ニ依リ診療費ノ  
支給ヲ受クル者ナルトキハ所定ノ使用料又ハ手数料ハ之ヲ徴收ス但



シ使用料及手数料ヲ減シ又ハ徵收セシテ診療ヲ爲スヘキ者其ノ受  
クル診療費ノ額力所定ノ料金ニ達セザルトキハ其ノ額ニ止ム  
第十二條 本細則施行ニ關シ必要ナル事項ハ市長ノ承認ヲ經テ所長之  
ヲ定ム

附則

第四條第一號ノ規定ニ依ル診療料ハ當分ノ間之ヲ徵收セス

少年保養所條例

制 定 昭一八、四、一條例六

本市會ノ議決ヲ經大阪府立少年保養所條例左ノ通相定メ公布ノ日ヨリ  
之ヲ施行ス

大阪府立少年保養所條例

第一條 大阪府立少年保養所ハ少年結核罹患者ヲ入所セシメ治療ヲ行  
フ外小兒結核ニ關スル醫學的研究ヲ爲ス所トス

第二條 本所ニ入所シ得ル者ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニ限ル  
一 本市住民タル國民學校兒童及幼兒ノ結核罹患者ニシテ保養ノ必  
要アリト認ムル者

二 其ノ他市長ニ於テ必要アリト認ムル者

第三條 入所セントスル者ハ市長ニ申告シ其ノ承認ヲ受ケベシ  
前項ノ申告者ニ對シテハ身元調査ヲ行ヒ又ハ必要ナル書類ヲ提出セ  
シムルコトアルベシ

第四條 入所者ニ對シテハ一日ニ付三圓五十錢以内ノ使用料ヲ徵收  
ス

少年保養所條例施行細則

制 定 昭一八、四、一告示一三二

大阪府立少年保養所條例施行細則左ノ通相定メ公布ノ日ヨリ之ヲ施行  
ス

大阪府立少年保養所條例施行細則

第一條 大阪府立少年保養所條例(以下條例ト稱ス)第二條第二號ノ規  
定ニ依リ入所シ得ル者ハ市長應急處置ノ必要アリト認ムル者ニ限ル

第二條 條例第三條ノ規定ニ依ル申告ハ所屬學校長、幼稚園長、保護  
者又ハ之ニ代ルベキ者ヨリ市立健康相談所、市立保健所又ハ市長ノ  
指定スル場所ニ之ヲ爲スベシ

前項ノ申告アリタルトキハ檢診ヲ行ヒ必要ナル戶籍記載事項證明及  
身元證明書ヲ提出セシムルコトアルベシ

第三條 入所ヲ承認セラレタル者ノ保護者ハ身元引受人ト連署シタル  
誓約書ヲ提出スベシ

身元引受人ハ本市内ニ住所ヲ有スル身元確實ナル成年者タルコトヲ  
要ス

第四條 入所ヲ承認セラレタル者指定ノ期日ニ入所スルコト能ハザル  
トキハ其ノ事由ヲ具シ市長ノ承認ヲ受ケベシ

前項ノ手續ヲ爲サザルトキハ入所ノ承認ヲ取消スコトアルベシ

第五條 條例第四條ノ規定ニ依ル使用料左ノ如シ

- 第一種使用料 一 日 五十錢
- 第二種使用料 一 日 二圓

第十三類 保健衛生 第一章 診療及研究施設

特ニ費用ヲ要シ前項ニ依リ難キモノニ付テハ別ニ市長ノ定ムル使用  
料ヲ徵收ス

第五條 診斷書、檢案書、證明書又ハ處方箋ノ交付ヲ請求スル者ニ對  
シテハ一通ニ付二圓以内ノ手数料ヲ徵收ス

第六條 使用料及手数料ハ之ヲ前納セシム但シ市長特別ノ事由アリト  
認ムルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第七條 市長特別ノ事由アリト認ムル者ニ對シテハ第四條及第五條ノ  
規定ニ依ル使用料又ハ手数料ハ之ヲ減免スルコトアルベシ

第八條 虛偽ノ申立ニ依リ使用料又ハ手数料ノ減免ヲ受ケタルコトヲ  
發見シタルトキハ之ガ料金ヲ追徵ス

第九條 市長ハ左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ入所ヲ拒否シ又ハ退所  
ヲ命ズルコトアルベシ

一 定員ニ充テタルトキ

二 申告書ニ不實ノ記載ヲ爲シ又ハ身元調査ニ際シ虛偽ノ申立ヲ爲  
シタルコトヲ發見シタルトキ

三 使用料ヲ滞納シ其ノ他本條例ニ違反シ又ハ本條例ニ基テ指示ニ  
從ハザルトキ

四 其ノ他市長ニ於テ入所ノ必要ナシト認ムルトキ

第十條 本條例施行ニ關シ必要ナル事項ハ市長之ヲ定ム

ハ一日ニ付五十錢ヲ減額ス

條例第四條第二項ノ規定ニ依ル使用料ハ別表ニ之ヲ定ム但シ之ニ依  
リ難キモノハ其ノ都度市長之ヲ定ム

第六條 條例第五條ノ規定ニ依ル手数料左ノ如シ

- 一 診斷書、檢案書、證明書 一通 二圓
- 二 生命保險其ノ他特殊ノ場合ニ關スルモノ 一通 五十錢
- 三 其ノ他ノモノ 一通 一圓

第七條 條例第七條ノ規定ニ依リ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニ對シテ  
ハ使用料及手数料ヲ免除ス

一 公費ノ救助ヲ受クル者

二 前號ニ準ズベキ狀態ニ在リト認ムル者

三 其ノ他市長必要ト認ムル者

第八條 使用料ノ納付期日ハ入所當日、毎月一日、十一日及二十一日  
トシ次ノ納付期日ノ前日迄ノ分ヲ納付セシム但シ納付期日休日ニ當  
ルトキハ之ヲ繰下ケ

第九條 使用料納付後退所又ハ死亡シタルトキハ其ノ翌日分以後ニ相  
當スル既納料金ハ之ヲ還付ス

第十條 左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ使用料又ハ手数料ハ之  
ヲ後納セシムルコトヲ得

一 診療ノ結果ニ非ザレバ料金ヲ算定シ難キトキ

二 應急ノ診療ヲ要シ料金ヲ前納セシメ難キトキ

三 市長料金ヲ前納シ難キ事情アリト認ムルトキ



第十一條 本細則施行ニ關シ必要ナル事項ハ市長ノ承認ヲ經テ所長之ヲ定ム

手術料、注射料及處置料

種別	單位	金額
手術	一回	七〇〇〇
開腹術	一回	三〇〇〇
膿胸手術	一回	三〇〇〇
ギブスベツト	一回	三〇〇〇
橫隔膜神經捻除術	一回	二〇〇〇
痔切	一回	五〇〇
同	一回	三〇〇
同	一回	二〇〇
腕切	一回	三〇〇
人工氣胸治療	一回	二〇〇
レントゲン寫眞	一回	四〇〇
レントゲン寫眞燒付	一枚	一〇〇
處置料其ノ他		一〇〇

市民病院條例

制定 昭五、三、三一條例五  
最近改正 昭一八、四 條例三

本市會ノ議決ヲ經大正十四年大阪市條例第七號大阪市市民病院條例左ノ通改正シ昭和五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

大阪市市民病院條例

第一條 大阪市市民病院ハ本市住民ニシテ中産以下ノ患者ノ診療及醫學的研究ヲ爲ス所トス  
前項ニ該當セスト雖市長ニ於テ特別ノ事情アリト認ムル者ニ對シテハ之カ診療ヲ爲スコトアルヘシ  
第二條 診療ヲ受ケムトスル者ハ市長ノ承認ヲ受ケヘシ  
前項ノ者ニ對シテハ身元調査ヲ行ヒ又ハ必要ナル證明書ヲ提出セシムルコトアルヘシ  
第三條 本院ニ設置スヘキ診療科ニ關シテハ市長之ヲ定ム  
第四條 診療ヲ受クル者ニ對シテハ左ノ範圍ニ於テ市長ノ定ムル使用料ヲ徵收ス  
一 入院料 食費ヲ含マサルモノ 一日 金三圓以内  
食費ヲ含ムモノ 一日 金四圓以内  
二 診察料(有効期間三月) 金五十錢以内  
三 手術又ハ處置料 金五十圓以内  
四 藥價又ハ治療材料 一種又ハ一日 金二十五錢以内  
診療上特ニ費用ヲ要シ前項ニ依リ難キトキ又ハ特別ノ設備ヲ要スル場合ニ於テハ別ニ市長ノ定ムル使用料ヲ徵收ス

第十三類 保健衛生 第一章 診療及研究施設

九五〇(九五二缺)

レントゲン治療	一回	二五〇
太陽燈治療	一回	五〇
検査料(結核以外ノモノ)	一回	五十錢以下
齒科治療	一回	二十五錢以下
其ノ他ノ治療	一回	五圓以下
注射		
普通藥皮下、筋肉靜脈内注射	一回	二圓以内
リンゲル氏液注射	一回	三圓以内
ロツク液注射	一回	同
葡萄糖液注射	一回	同
グフテリイ血清注射	一回	同
アルゼンベンツォールソーダ注射	一回	五圓以内
リビオドール注射	一回	十圓以内
死體防腐劑注射	一回	十五圓以内

第五條 診断書、検査書、證明書又ハ處方箋ノ交付ヲ請求スル者ニ對シテハ一通ニ付金二圓以内ニ於テ市長ノ定ムル手数料ヲ徵收ス但シ法令ノ規程ニ依リ取扱フモノニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第六條 使用料及手数料ハ之ヲ前納セシム但シ市長ニ於テ特別ノ事由アリト認ムルトキハ此ノ限ニ在ラス

第七條 市長必要ト認ムルトキハ使用料又ハ手数料ヲ減免スルコトアルヘシ

第八條 虚偽ノ申立ニ依リ使用料又ハ手数料ノ減免ヲ受ケタルコトヲ發見シタルトキハ之カ料金ヲ追徵ス

第九條 市長ハ左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ診療ヲ拒否シ又ハ退院ヲ命スルコトアルヘシ

一 診療定員ニ充チタルトキ  
二 身元調査ニ際シ虚偽ノ申立ヲ爲シタルコトヲ發見シタルトキ  
三 使用料又ハ手数料ヲ滞納シ其ノ他本院ニ關スル規定ニ違反シタルトキ  
四 本院ノ診療科ニ於テ診療スヘカラサル者又ハ特ニ設置セル他ノ診療所ニ於テ診療スヘキ者ナルトキ

第十條 市長必要アリト認ムルトキハ本市内ニ事務所ヲ有スル健康保險法ニ依ル保險者又ハ大阪市共済組合其ノ他之ニ準スヘキ團體ノ委託ヲ受ケ其ノ被保險者又ハ團體員及其ノ家族ニシテ本市内ニ居住スル者ノ診療ヲ爲スコトアルヘシ  
前項ノ場合ニ於テハ市長ハ其ノ使用料又ハ手数料ヲ減額スルコトヲ



市民病院條例施行細則

制定 昭 五、三、三一 告示 六八  
最近改正 昭一八、四 告示 二二九

大正十四年大阪市告示第二百二號大阪市立市民病院條例施行細則左ノ通  
改正シ昭和五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

大阪市立市民病院條例施行細則

第一條 市立市民病院並附屬診療所ノ名稱及位置左ノ如シ  
市民病院  
南市民病院 大阪市住吉區旭町一丁目  
北市民病院 大阪市此花區西野下之町  
上町市民病院 大阪市東區粉河町

附屬診療所

東 診療所 大阪市東成區西今里町二丁目  
西 診療所 大阪市港區市岡元町四丁目

東診療所ハ南市民病院、西診療所ハ北市民病院ノ所管トス

附屬診療所ニ在リテハ入院患者ハ之ヲ取扱ハス

第一條ノ二 大阪市立市民病院條例(以下條例ト爲ス)第一條第二項ノ規定ニ依ル診療ハ市長ニ於テ應急處置ノ必要アリト認ムル者及市住民ニ非サル本市吏員及雇員ニ限ル

第二條 診療ヲ受ケムトスル者ハ診療券ヲ請求スヘシ

第三條 前條ノ請求アリタルトキハ請求者ノ身元調査ヲ行ヒ診察券ヲ交付ス

前項ノ場合ニ於テ所轄區長、警察署長、常務方面委員又ハ町會聯合會

長ノ身元證明書ヲ提出セシムルコトアルヘシ

第四條 診察券ノ交付ヲ受ケタル者ハ市長ノ定ムル手續ニ從ヒ診療ヲ受ケヘシ

第五條 本院並附屬診療所ニ左ノ診療科ヲ置ク但シ上町市民病院及附屬

診療所ニ在リテハ一部ノ診療科ヲ置カサルコトアルヘシ

診療所ニ在リテハ一部ノ診療科ヲ置カサルコトアルヘシ

内 科

婦 人 科

外 科

小 兒 科

皮膚科

耳鼻喉科

レントゲン科

第六條 條例第四條ノ規定ニ依ル使用料左ノ如シ

一 入院料

食費ヲ含マサルモノ

甲種 一日 二圓五十錢

乙種 一日 一圓六十錢

丙種 一日 一圓

食費ヲ含ムモノ

甲種 一日 三圓二十錢

乙種 一日 二圓三十錢

丙種 一日 一圓七十錢

二 診察料

三 藥 價

〔大例一三號〕

〔大例一三號〕

水藥、散藥、丸藥

頓服藥

手術料及處置料ハ別表ニ之ヲ定ム

條例第四條第二項ノ規定ニ依ル特別設備ノ使用料及前各項ノ規定ニ依

リ難キ使用料ハ其ノ都度市長之ヲ定ム

第七條 條例第五條ノ規定ニ依ル手数料左ノ如シ

一 生命保険其ノ他特殊ノ場合ニ關スル診斷書又ハ證明書

二 其ノ他ノ診斷書、證明書、檢案書、處方箋

第八條 入院料ノ納付期日ハ入院當日、毎月一日、六日、十一日、十六

日、二十一日及二十六日トシ次ノ納付期日迄ノ分ヲ前納セシム但シ納

付期日休日ニ當ルトキハ之ヲ繰下シ

第九條 入院料納付後退院又ハ死亡シタルトキハ其ノ翌日分以後ニ相當

スル既納ノ料金ハ之ヲ還付ス

第十條 左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ使用料又ハ手数料ハ之ヲ

後納セシムルコトヲ得

一 診療ノ結果ニ非サレハ料金を算定シ難キトキ

二 應急ノ診療ヲ要シ料金を前納セシメ難キトキ

三 市長ニ於テ料金を前納シ難キ事情アリト認ムルトキ

第十一條 條例第七條ノ規定ニ依リ使用料又ハ手数料ヲ免除スヘキ者ハ

左ノ各號ノ一ニ該當シ且本人又ハ保護者ヨリ之ヲ免除ヲ申請スル者タ

ルコトヲ要ス

一 公費ノ救助ヲ受クル者

二 前號ニ準スル状態ニ在リト認ムル者

第十三類 保健衛生 第一章 診療及研究施設

三 國民體力法ニ依ル検査ノ結果發見セラレタルトラホーム罹患者

四 其ノ他市長ニ於テ必要ト認ムル者

第十二條 條例第七條ノ規定ニ依リ使用料又ハ手数料ヲ減額スヘキ者ハ

左ノ各號ノ一ニ該當シ且本人又ハ保護者ヨリ之ヲ減額ヲ申請スル者タ

ルコトヲ要ス

一 年齢十八歳未滿ノ兒五人以上ヲ有スル者

二 國民體力法第十二條ニ依リ療養ヲ命セラレタル者

三 其ノ他市長ニ於テ必要ト認ムル者

前項ニ依リ減額スヘキ金額ハ市長別ニ之ヲ定ム

第十三條 削除

第十四條 前二條ノ規定ニ依リ使用料又ハ手数料ノ減免ヲ爲スヘキ場合

ト雖モ法令、規則、規約其ノ他ニ依リ療養費ノ支給ヲ受クル者ニ對シ

テハ所定ノ使用料又ハ手数料ヲ徴收ス但シ療養費ノ額カ所定ノ料金を

達セサルトキハ其額ニ止ム

第十四條ノ二 條例第十條第一項ノ規定ニ依ル診療ハ當該保險者又ハ團

體ノ申請ヲ俟チテ市長其ノ許否ヲ定ム

前項ノ規定ニ依リ診療ヲ爲スヘキトキハ受診患者ハ當該保險者又ハ團

體ノ發スル所屬員又ハ其ノ家族タルコト其ノ他必要事項ニ關スル證據

ヲ提示スヘシ

第十五條 本則施行ニ關シ必要ナル事項ハ市長ノ承認ヲ經テ院長之ヲ定

ム

別表 藥治料



血清	身體	尿	尿、糞、便、咯痰	結核皮膚反應	検査料	巴布劑	貼布藥	坐藥	點耳藥	點眼藥	撒布藥	塗布藥	吸入藥	器法藥	洗滌藥	含嗽藥
反應検査	檢査	學(的)性檢査	檢査	檢査		(同)	(同)	(同)	(同)	(同)	(同)	(同)	(同)	(同)	(同)	(一劑)
		至自		至自				至自				至自				
一〇〇	一〇〇	一〇五	〇五〇	〇五〇		〇一〇	〇〇五	〇〇五	〇二〇	〇二五	〇二〇	〇〇五	〇二五	〇二五	〇二五	〇二五

血液	細菌學的培養	細菌學的刺檢	胃液、十二指腸液	心臟機能	電氣變性反應	血糖	直腸鏡	アッシュンハイム氏	妊娠反應	視力	尿道鏡	膀胱鏡	母乳	喉頭鏡	道鏡	同
檢査	檢査	檢査	檢査	檢査	檢査	檢査	檢査	檢査	檢査	檢査	檢査	檢査	檢査	檢査	檢査	檢査
至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自
一〇五	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	三〇〇	三〇〇	二〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	二〇〇	一〇四

瀉	吸入	注射	胃腸洗滌	灌腸	洗腸	外科	外科	外科	外科	外科	外科	外科	外科	外科	外科	外科	外科
料	料	料	料	料	料	料	料	料	料	料	料	料	料	料	料	料	料
至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自
一〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇

鎖骨、肋骨骨折固定	副木	ギア	關節傷	關節直伸	嬰幼兒保溫器	產婦人科	子宮洗滌	子宮洗滌	分鏡	點眼洗眼	トコ	眼科	義眼	尿道膀胱洗滌	尿道膀胱洗滌	尿道膀胱洗滌
檢査	檢査	檢査	檢査	檢査	檢査	檢査	檢査	檢査	檢査	檢査	檢査	檢査	檢査	檢査	檢査	檢査
至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自
二〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇











鞏膜穿鑿術	眼球內容除去術	眼球內鐵片除去術	毛樣體剝離術	虹彩切除術	瞳孔形成術	眼瞼手術	後鞏膜切開術	淚器手術	翼狀贅片除去術	霰粒腫摘出術	角膜膜搔爬術	角膜周溝切開術	トヲコトマ手術	電氣分解術	麥粒腫切開術	角膜異物除去術
至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自
五三〇〇〇〇	四二〇〇〇〇	四二〇〇〇〇	四二〇〇〇〇	三一〇〇〇〇	三一〇〇〇〇	三〇〇〇〇〇	二一〇〇〇〇	二〇〇〇〇〇	一五〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	五三〇〇〇〇	五三〇〇〇〇	五三〇〇〇〇	五二〇〇〇〇	三一〇〇〇〇	二一〇〇〇〇

鞏丸摘出術	尿瘻手術	精系腫瘍摘出術	陰囊水腫手術	外尿道切開術	鼠蹊腺腫摘出術	良性皮膚腫瘍摘出術	包皮莖手術	內尿道切開術	攝護腺膿瘍切開術	鼠蹊腺炎切開術	膀胱穿刺術	陰囊水腫穿刺術	白內障手術	眼窩腫瘍摘出術	斜視手術	眼球摘出術
至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自
五二〇〇〇〇	五二〇〇〇〇	三一〇〇〇〇	三一〇〇〇〇	三一〇〇〇〇	二一〇〇〇〇	二〇〇〇〇〇	一五〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	五〇〇〇〇〇	五三〇〇〇〇	三一〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	五三〇〇〇〇	五三〇〇〇〇

氣管縫合術	アデノイド手術	鼻茸手術	咽後膿瘍手術	上下甲介切除術	扁桃腺周圍膿瘍切開術	扁桃腺切除術	鼓膜切開術	腎臟結石摘出術	腎臟摘出術	腎臟被膜剝離術	攝護腺摘出術	輸尿管移植術	膀胱結石摘出術	輸尿管結紮術	膀胱結石碎石術	陰莖切斷術
至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自
一〇五〇〇〇〇	一〇五〇〇〇〇	一〇三〇〇〇〇	一〇五〇〇〇〇	一〇五〇〇〇〇	一〇五〇〇〇〇	一〇五〇〇〇〇	一〇五〇〇〇〇	一〇五〇〇〇〇	一〇五〇〇〇〇	一〇五〇〇〇〇	一〇五〇〇〇〇	一〇五〇〇〇〇	一〇五〇〇〇〇	一〇五〇〇〇〇	一〇五〇〇〇〇	一〇五〇〇〇〇

喉頭摘出術	耳鼻喉科頭蓋腔內手術	慢性中耳炎手術	乳嚙突起鑿開術	軟口蓋縫合術	前額竇蓄膿症手術	上顎竇蓄膿症根治手術	喉頭及氣管切開術	扁桃腺摘出術	喉頭氣管及食道手術	耳後瘻孔縫合術	慢性篩骨蜂窩炎手術	鼻中隔粘膜炎有窓手術	口咽腔手術	上顎竇蓄膿症鼻內手術	喉頭內手術
至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自
一〇五〇〇〇〇	一〇五〇〇〇〇	七三〇〇〇〇	七三〇〇〇〇	五三〇〇〇〇	五三〇〇〇〇	三二〇〇〇〇	三二〇〇〇〇	三一〇〇〇〇	三一〇〇〇〇	二一〇〇〇〇	二一〇〇〇〇	二一〇〇〇〇	二一〇〇〇〇	二〇五〇〇〇	二〇五〇〇〇



産院條例

制定 昭五、三、三一 告示 六  
最近改正 昭一八、四、 條例 四

本市會ノ議決ヲ經大阪市立産院條例左ノ通相定メ昭和五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

大阪市立産院條例

第一條 大阪市立産院ハ本市住民ニシテ中産以下ノ妊婦、産婦、褥婦及生兒ノ診療、助産並母性ノ醫學的相談ニ應ジ且産科ニ關スル學術的研究ヲ爲ス所トス

第二條 診療又ハ助産ノ手當ヲ受ケムトスル者ハ市長ノ承認ヲ受ケヘシ

第三條 診療又ハ助産ノ手當ヲ受ケル者ニ對シテハ左ノ範圍ニ於テ市長ノ定ムル使用料ヲ徴收ス

- 一 入院料(食費ヲ含ム) 一日 五 圓以内
- 二 削除
- 三 手術又ハ處置料 五十 圓以内
- 四 藥價又ハ治療材料 一種又ハ一日 二十五錢以内
- 五 助産料 十 圓以内

産院條例施行細則

制定 昭五、三、三一 告示 六九  
最近改正 昭一八、四、 告示 一三〇

大阪市立産院條例施行細則左ノ通相定メ昭和五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

大阪市立産院條例施行細則

第一條 大阪市立産院條例(以下條例ト稱ス)第一條第二項ノ規定ニ依ル診療及助産ノ手當ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニ對シ之ヲ爲ス

- 一 市長ニ於テ應急處置ノ必要アリト認ムル者
- 二 本市吏員及雇員並其ノ家族
- 三 本市立乳兒院患者ニシテ入院治療ヲ必要トスル滿二歳未滿ノ乳

幼兒

前項第三號ニ該當スル者ニ對スル診療ハ四月一日ヨリ九月末日迄ノ間ニ空床アル場合ニ限ル

第二條 診療又ハ助産ノ手當ヲ受ケムトスル者ハ診察券ヲ請求スヘシ

第三條 前條ノ請求アリタルトキハ請求者ノ身元調査ヲ行ヒ診察券ヲ交付ス

前項ノ場合ニ於テ所轄區長、警察署長、常務方面委員又ハ町會聯合會長ノ身元證明書ヲ提出セシムルコトアルヘシ

第四條 條例第三條第一項ノ規定ニ依ル使用料ヲ定ムルコト左ノ如シ

- 一 入院料(食費ヲ含ム) 一日 五 圓
- 特種 一日 三圓五十錢
- 甲種 一日 三圓五十錢

シテハ一通ニ付二圓以内ニ於テ市長ノ定ムル手数料ヲ徴收ス

第五條 使用料及手数料ハ之ヲ前納セシム但シ市長ニ於テ特別ノ事由アリト認ムルトキハ此ノ限ニ在ラス

第六條 市長必要ト認ムルトキハ使用料又ハ手数料ヲ減免スルコトアルヘシ

第七條 虚偽ノ申立ニ依リ使用料又ハ手数料ノ減免ヲ受ケタルコトヲ發見シタルトキハ之ノ方料金ヲ追徴ス

第八條 市長ハ左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ診療又ハ助産ノ手當ヲ拒否シ又ハ退院ヲ命スルコトアルヘシ

- 一 定員ニ充テタルトキ
- 二 身元調査ニ際シ虚偽ノ申立ヲ爲シタルコトヲ發見シタルトキ
- 三 使用料又ハ手数料ヲ滞納シ其ノ他本院ニ關スル規定ニ違反シタルトキ
- 四 特ニ設置スル他ノ診療所又ハ産院ニ於テ診療又ハ助産ノ手當ヲ受ケヘキモノナルトキ
- 五 其ノ他市長ニ於テ必要アリト認ムルトキ

第九條 本條例施行ニ關シ必要ナル事項ハ市長之ヲ定ム

附則 大正十一年大阪市條例第七號産院使用料及手数料條例ハ之ヲ廢止ス

- 乙種 一日 二 圓
- 丙種 一日 一 圓
- 二 削除
- 三 藥價又ハ治療材料 一種一日 二十 錢
- 水藥、散藥、丸藥 一回 二十 錢
- 頤服藥 一劑 二十 錢
- 含嗽、洗滌、點眼材料其ノ他之ニ類スルモノ 一劑 二十 錢
- 膏藥、膠球其ノ他之ニ類スル材料 一劑又ハ一箇 二十 錢
- 四 助産料 十 圓

手術料及處置料ハ別表ニ之ヲ定ム

前二項ノ規定ニ依リ難キ使用料ハ其ノ都度市長之ヲ定ム

第五條 條例第四條ノ規定ニ依ル手数料ヲ定ムルコト左ノ如シ

- 一 生命保險其ノ他特殊ノ場合ニ關スル診療書又ハ證明書 一通 二 圓
- 二 其ノ他ノ診療書、證明書、檢案書、處方箋 一通 一 圓

第六條 入院料ノ納付期日ハ入院當日、毎月一日、六日、十一日、十六日、二十一日及二十六日トシ次ノ納付期日迄ノ分ヲ前納セシム但シ納付期日休日は當ルトキハ之ヲ繰下リ

第七條 入院料納付後退院又ハ死亡シタルトキハ其ノ翌月分以後ニ相



第十三類 保健衛生 第一章 診療及研究施設

第八條 左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ使用料又ハ手数料ハ之ヲ後納セシムルコトヲ得

第九條 條例第六條ノ規定ニ依リ使用料又ハ手数料ヲ免除スヘキ者ハ左ノ各號ノ一ニ該當シ且本人又ハ保護者ヨリ之カ免除ヲ申請スル者タルコトヲ要ス

第十條 條例第六條ノ規定ニ依リ使用料又ハ手数料ヲ減額スヘキ者ハ左ノ各號ノ一ニ該當シ且本人又ハ保護者ヨリ之カ減額ヲ申請スル者タルコトヲ要ス

第十一條 削除

第十二條 前二條ノ規定ニ依リ使用料又ハ手数料ノ減免ヲ爲スヘキ場合ト雖法令其ノ他ニ依リ療養費又ハ分娩費ノ支給ヲ受クヘキ者ニ對シテハ所定ノ使用料又ハ手数料ヲ徴收ス但シ療養費又ハ分娩費ノ額カ所定ノ料金ニ達セサルトキハ其ノ額ニ止ム

Table of medical procedures and fees. Columns include: 斷頭術, 除, 不定型的胎兒縮小術, 整形, 痔, 乳房炎, 內週, 人工早産, 人工流産, 側會陰切開術, 外轉, 臍帶, 其他ノ手術, 處置料. Rows include categories 甲 and 乙 with associated fees.

第十三類 保健衛生 第一章 診療及研究施設

第十三條 本細則施行ニ關シ必要ナル事項ハ保健局長之ヲ定ム

附則 大正十一年大阪市政府第五十七號產院使用料及手数料條例ニ依ル料金ニ關スル件ハ之ヲ廢止ス

Table of surgical procedures and fees. Columns include: 手術料, 腹式帝王切開術, 子宮外妊娠, 子宮筋腫, 卵巢筋腫, 吐瀉, 症, 盲腸炎, 蟲様突起炎等ヲ兼メルモノ, 前記症狀ニシテ施術ノ輕易ナルモノ, 鉗子, 鑷子, 穿額術及碎頭器ニ依ル挽出術, 骨盤單位, 子宮, 腕, 骨盤單位挽出術. Rows include categories 丙, 丁, 戊, 己, 庚 with associated fees.

〔大例二三號〕

Table of special treatments and fees. Columns include: 特別治療, 普通過, 深部, 太陽, 熱氣, 半身, 特別診斷, 妊娠, 反, 應, 視, 影, 至自. Rows include categories 丙, 丁, 戊, 己, 庚 with associated fees.



乳兒院條例

制定 昭五、三、三一 條例七  
最近改正 昭一八、四 條例五

本市會ノ議決ヲ經大阪府立乳兒院條例左ノ通相定メ昭和五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

大阪府立乳兒院條例

第一條 大阪府立乳兒院ハ本市住民ニシテ中産以下ノ乳幼兒ノ保育、診療其ノ他之カ養護ニ關スル事項ヲ取扱ヒ且乳幼兒ニ關スル醫學的研究ヲ爲ス所トス

第二條 保育ヲ委託シ又ハ診療ヲ受ケムトスル者ハ市長ノ承認ヲ受ケルヘシ

第三條 保育ニ付テハ使用料ヲ徵收セス

第四條 診療ヲ受クル者ニ對シテハ左ノ範圍ニ於テ市長ノ定ムル使用料ヲ徵收ス

- 一 入院料(食費ヲ含マス) 一日 二圓五十錢以内
- 二 削除
- 三 藥價 一種又ハ一日 二十五錢以内
- 四 手術又ハ處置料 一回 五圓以内

診療上特ニ費用ヲ要シ前項ニ依リ難キ場合ニ於テハ別ニ市長ノ定ム

大正十四年大阪府條例第八號乳兒院使用料及手数料條例ハ之ヲ廢止ス

乳兒院條例施行細則

制定 昭五、三、三一 告示 七〇  
最近改正 昭一八、四 告示 一三一

大阪府立乳兒院條例施行細則左ノ通相定メ昭和五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

大阪府立乳兒院條例施行細則

第一條 大阪府立乳兒院條例(以下條例ト稱ス)第ニ條第二項ノ規定ニ依ル診療ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニ對シテ之ヲ爲ス

一 市長ニ於テ應急措置ノ必要アリト認ムル者

二 本市吏員及雇員ノ乳幼兒

第二條 保育ヲ委託セムトスル者ハ之ヲ申請スヘシ

第三條 前條ノ規定ニ依ル申請又ハ請求アリタルトキハ申請者又ハ請求者ノ身元調査ヲ行ヒ保育ノ受託ヲ承認シ又ハ診察券ヲ交付ス

第四條 使用料及手数料左ノ如シ

- 一 入院料
  - 甲種 一日 一圓六十錢
  - 乙種 一日 一圓

ル使用料ヲ徵收ス

第五條 診斷書、證明書又ハ處方箋ノ交付ヲ請求スル者ニ對シテハ一通ニ付金二圓以内ニ於テ市長ノ定ムル手数料ヲ徵收ス

第六條 使用料及手数料ハ之ヲ前納セシム但シ市長ニ於テ特別ノ事由アリト認ムルトキハ此ノ限ニ在ラス

第七條 市長必要ト認ムルトキハ使用料又ハ手数料ヲ減免スルコトアルヘシ

第八條 虛偽ノ申立ニ依リ使用料又ハ手数料ノ減免ヲ受ケタルコトヲ發見シタルトキハ之カ料金ヲ追徵ス

第九條 市長ハ左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ保育ヲ拒否スルコトアルヘシ

- 一 定員ニ充チタルトキ
- 二 身元調査ニ際シ虛偽ノ申立ヲ爲シタルコトヲ發見シタルトキ
- 三 保育上支障アリト認ムル疾病アルトキ
- 四 本院ニ關スル規定ニ違反シタルトキ
- 五 其ノ他市長ニ於テ必要アリト認ムルトキ

第十條 市長ハ左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ診療ヲ拒否シ又ハ退院ヲ命スルコトアルヘシ

- 一 前條第一號、第二號、第四號及第五號ニ該當スルトキ
- 二 使用料又ハ手数料ヲ滞納シタルトキ
- 三 本院ニ於テ診療スヘカラサル者又ハ特ニ設置セル他ノ診療所ニ於テ診療スヘキ者ナルトキ

附則

二 削除

三 藥價又ハ治療材料 一種一日、一回又ハ一劑 二十錢

四 手術又ハ處置料 二十錢以上五圓以下

手数料

一 生命保險其ノ他特殊ノ場合ニ關スル診斷書又ハ證明書

二 其ノ他ノ診斷書、證明書又ハ處方箋

第五條 前條使用料中手術又ハ處置料及條例第四條第二項ノ規定ニ依ル使用料ハ市長別ニ之ヲ定ム

第六條 入院料ノ納付期日ハ入院當日、毎月一日、六日、十一日、十六日、二十一日及二十六日トシ次ノ納付期日迄ノ分ヲ前納セシム

第七條 入院料納付後退院又ハ死亡シタルトキハ其ノ翌日分以後ニ相當スル既納ノ料金ハ之ヲ還付ス

第八條 左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ使用料又ハ手数料ハ之ヲ後納セシムルコトヲ得

- 一 診察ノ結果ニ非サレハ料金ヲ算定シ難キトキ
- 二 應急ノ診療ヲ要シ料金ヲ前納セシメ難キトキ
- 三 市長ニ於テ料金ヲ前納セシメ難キ事情アリト認ムルトキ



第十三類 保健衛生 第一章 診療及研究施設

トヲ要ス

- 一 公費ノ救助ヲ受クル者
  - 二 前號ニ準スル状態ニ在リト認ムル者
  - 三 其ノ他市長ニ於テ必要ト認ムル者
- 第八條 條例第七條ノ規定ニ依リ使用料又ハ手数料ヲ免除スヘキ者ハ前條各號ノ一ニ該當シ且保護者ヨリ之方免除ヲ申請スル者タルコトヲ要ス
- 第九條 條例第七條ノ規定ニ依リ使用料又ハ手数料ヲ減額スヘキ者ハ左ノ各號ノ一ニ該當シ且保護者ヨリ之方減額ヲ申請スル者タルコトヲ要ス

- 一 年齢十八歳未満ノ兒五人以上ヲ有スル者
  - 二 其ノ他市長ニ於テ必要ト認ムル者
- 前項ニ依リ減額スヘキ金額ハ市長之ヲ定ム
- 第十條 前二條ノ規定ニ依リ使用料又ハ手数料ヲ減免スヘキ場合ト雖法令其ノ他ニ依リ療養費ノ支給ヲ受クヘキ者ニ對シテハ所定ノ使用料又ハ手数料ヲ徴收ス但シ療養費ノ額力ヲ定ノ料金ニ達セサルトキハ其ノ額ニ止ム

第十一條 本則施行ニ關シ必要ナル事項ハ所管局長之ヲ定ム

附則

大正十四年大阪市告示第八十二號乳兒院使用料及手数料條例ニ依リ料金ノ件ハ之ヲ廢止ス

於テ指導スヘキ者ナルトキ其ノ他市長ニ於テ必要アリト認ムルトキハ其ノ指導ヲ拒否スルコトアルヘシ

第五條 本條例施行ニ關シ必要ナル事項ハ市長之ヲ定ム

附則

本條例ハ昭和十三年十一月一日ヨリ之ヲ施行ス

保健所條例施行細則

制定 昭二三、一〇、二六告示五二五 最近改正 昭一八、四、告示一五〇

大阪市保健所條例施行細則左ノ通相定メ昭和十三年十一月一日ヨリ之ヲ施行ス

大阪市保健所條例施行細則

- 第一條 大阪市保健所條例(以下條例ト稱ス)第一條第二項ノ規定ニ依リ指導ハ本市住民ノ保健衛生ニ影響ヲ及ボス業務ニ從事スル者及應急ノ必要アリト認ムル者ニ限ル
- 第二條 指導ヲ受ケントスル者ハ市長ノ承認ヲ受クヘシ
- 第三條 條例第三條第一項但書ノ規定ニ依リ使用料ノ徴收ハ使用者カ左ノ各號ノ一ニ該當セサル場合ニ限ル
- 一 貧困ノ爲公費ノ救助ヲ受クル者
  - 二 前號ニ準スヘキ状態ニ在リト認ムル者
- 第四條 前條ノ規定ニ依リ使用料ヲ徴收スヘキ場合ト雖左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ之ヲ減額スルコトアルヘシ
- 一 年齢十八歳未満ノ兒五人以上ヲ有スル者

第十三類 保健衛生 第一章 診療及研究施設

保健所條例

一一二四

制定 昭二三、一〇、二六條例二二 最近改正 昭一八、四、條例八

本市會ノ議決ヲ經大阪府保健所條例左ノ通相定ム

大阪府保健所條例

第一條 大阪府保健所ハ保健所法ニ依リ本市住民ノ體位向上ノため保健上必要ナル指導ヲ爲ス所トス

本市住民ニ非スト雖市長必要アリト認ムル者ニ對シテハ之カ指導ヲ爲スコトアルヘシ

第二條 本所ニ於テハ左ノ事項ニ付指導ヲ行フ

- 一 衛生思想ノ涵養ニ關スル事項
- 二 栄養ノ改善及食物ノ衛生ニ關スル事項
- 三 衣服、住宅其ノ他ノ環境ノ衛生ニ關スル事項
- 四 妊産婦及乳幼兒ノ衛生ニ關スル事項
- 五 疾病ノ豫防ニ關スル事項
- 六 其ノ他健康ノ増進ニ關スル事項

第三條 指導ハ之ヲ無料トス但シ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノニ限り市長必要ト認ムルトキハ使用料ヲ徴收スルコトアルヘシ

- 一 衛生上ノ試験、検査其ノ他ノ業務ニシテ特ニ費用ヲ要スルモノ
- 二 エツクス線裝置其ノ他ノ設備ノ使用ニシテ特ニ費用ヲ要スルモノ

前項但書ノ使用料ハ五圓以内ニ於テ市長之ヲ定ム

第四條 本所ニ於テ指導スヘカラサル者又ハ特ニ設置セル他ノ施設ニ

二 其ノ他市長必要ト認ムル者

前項ノ規定ニ依リ減額スヘキ金額ハ市長別ニ之ヲ定ム

第五條 條例第三條第二項ノ規定ニ依リ使用料左ノ如シ

大陸版	一枚	二圓五十錢
四ツ切	一枚	二圓
六ツ切	一枚	一圓五十錢
八ツ切	一枚	一圓三十錢
キヤビネ	一枚	一圓
間接撮影(四十枚以上)	一枚	三十錢

二 衛生上ノ試験検査其ノ他ノ業務ニシテ特ニ經費ヲ要スルモノハ其ノ實費

第六條 使用料ハ前納スヘシ但シ市長ニ於テ料金ヲ前納シ難キ事情アリト認ムルトキハ後納セシムルコトアルヘシ

第七條 左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ所轄區長、警察署長、常務方面委員又ハ町會聯合會長ノ身元證明書ヲ提出セシムルコトアルヘシ

一 指導ヲ受クル資格ニ疑アルトキ

二 使用料ノ輕減ヲ爲シ又ハ後納セシムルトキ

三 其ノ他市長必要ト認ムルトキ

第八條 本細則施行ニ關シ必要ナル事項ハ所管局長之ヲ定ム



健康相談所條例

制定 昭七、一二、一四條例二一  
最近改正 昭一八、四 條例九

本市會ノ議決ヲ經大阪市長健康相談所條例左ノ通相定メ昭和七年十二月十五日ヨリ之ヲ施行ス

大阪市長健康相談所條例

第一條 大阪市長健康相談所ハ本市住民ノ結核ノ豫防並治療ニ關スル相談及指導ヲ行フ所トス

市長必要ト認ムルトキハ前項以外ノ措置ヲ爲シ又ハ本市住民ニ非サル者ニ對シテモ本所ヲ使用セシムルコトアルヘシ

第二條 本所ヲ使用セントスル者ハ市長ノ承認ヲ受クヘシ  
前項ノ者ニ對シテハ身元調査ヲ爲シ又ハ必要ナル證明書ヲ提出セシムルコトアルヘシ

第三條 本所ハ使用料及手数料ヲ徵收セス但シ市長必要ト認ムルトキハ五圓以内ノ使用料又ハ手数料ヲ徵收スルコトアルヘシ  
特ニ費用ヲ要シ又ハ特殊ノ事項ニシテ前項ニ依リ難キモノノ使用料及手数料ハ市長別ニ之ヲ定ム

第四條 市長ハ左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ診療ヲ拒否スルコトアルヘシ  
一 定員ニ充テタルトキ  
二 身元調査ニ際シ虚偽ノ申立ヲ爲シタルコトヲ發見シタルトキ  
三 本所ノ使用ヲ適當ナラズト認ムルトキ  
四 其ノ他市長ニ於テ必要アリト認ムル者

二 前號ニ準スヘキ状態ニ在リト認ムル者  
第六條 前條ノ規定ニ依リ使用料又ハ手数料ヲ徵收スヘキ場合ト雖左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ之ヲ減額スルコトアルヘシ  
一 年齢十八歳未満ノ兒五人以上ヲ有スル者  
二 其ノ他市長必要ト認ムル者

第七條 削除  
第八條 法令、規則、規約其ノ他ニ依リ診療費ノ給付ヲ受クル者ニ對シテハ第九條及第十條所定ノ使用料及手数料ヲ徵收ス但シ診療費ノ額カ所定ノ料金ニ達セサルトキハ其ノ額ニ止ム

第九條 條例第三條第一項但書ノ規定ニ依ル使用料及手数料左ノ如シ  
使用料  
エツクス線寫眞  
大陸版 一枚 二圓五十錢  
四ツ切 一枚 二圓  
六ツ切 一枚 一圓五十錢  
八ツ切 一枚 一圓三十錢  
キヤビネ 一枚 一圓  
間接撮影(四十枚以上) 一枚 三十錢  
手数料  
一 生命保険其ノ他特殊ノ場合ニ關スル診斷書又ハ證明書 二 圓  
二 其ノ他ノ診斷書、證明書、檢案書 一 圓

第十三類 保健衛生 第一章 診療及研究施設

第五條 本條例施行ニ關シ必要ナル事項ハ市長之ヲ定ム

健康相談所條例施行細則

制定 昭九、三、三一告示二二一  
最近改正 昭一八、四 告示一五一

昭和七年大阪市長告示第二三六號大阪市長健康相談所條例施行細則左ノ通改正シ昭和九年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

大阪市長健康相談所條例施行細則

第一條 大阪市長健康相談所ヲ分チテ左ノ二種トス  
一 健康相談所  
二 小兒健康相談所

小兒健康相談所ニ於テハ十六歳以下ノ者ニ限リ取扱フモノトス  
第二條 診察ヲ受ケントスル者ハ診察券ヲ請求スヘシ  
巡回診察ヲ受ケントスル者ハ其ノ旨申出ツヘシ

第三條 前條ノ規定ニ依リ請求アリタルトキハ請求者ノ身元調査ヲ行ヒ診察券ヲ交付シ必要アリト認ムル者ニ對シテハ巡回診察ヲ爲ス  
前項ノ場合ニ於テハ所轄區長、警察署長、常務方面委員又ハ町會聯合會長ノ身元證明書ヲ提出セシムルコトアルヘシ

第四條 (削除)

第五條 大阪市長健康相談所條例(以下條例ト稱ス)第三條第一項但書ノ規定ニ依ル使用料又ハ手数料ノ徵收ハ使用者カ左ノ各號ノ一ニ該當セサル場合ニ限ル  
一 貧困ノ爲公費ノ救助ヲ受クル者

〔大例一三號〕

第十條 條例第三條第二項ノ規定ニ依ル使用料及手数料ハ其ノ都度市長之ヲ定ム

第十一條 使用料及手数料ハ之ヲ前納スヘシ但シ市長ニ於テ料金ヲ前納シ難キ事情アリト認ムルトキハ後納セシムルコトアルヘシ

第十二條 本則施行ニ關シ必要ナル事項ハ所管局長之ヲ定ム

性病相談所條例

制定 昭一三、七、二八條例一〇  
最近改正 昭一八、四

本市會ノ議決ヲ經大阪市長性病相談所條例左ノ通相定ム

大阪市長性病相談所條例

第一條 大阪市長性病相談所ハ本市住民ニシテ梅毒、淋病及軟性下疳ニ罹リ又ハ其ノ疑アル者ニ對シテ相談及診療ヲ行ヒ且性病ニ關スル醫學的研究ヲ爲ス所トス

本市住民ニ非スト雖市長ニ於テ特別ノ事情アリト認ムル者ニ對シテハ之カ取扱ヲ爲スコトアルヘシ

第二條 相談又ハ診療ヲ受ケントスル者ハ市長ノ承認ヲ受クヘシ  
前項ノ者ニ對シテハ必要ナル調査ヲ爲スコトアルヘシ

第三條 診療ヲ受クル者ニ對シテハ左ノ範圍ニ於テ市長ノ定ムル使用料ヲ徵收ス  
一 削除  
二 藥 價 一種一日、一回又ハ一劑 二十錢以内  
三 手術又ハ處置料 五圓以内



四 検査料

特ニ費用ヲ要シ又ハ特殊ノ事項ニシテ前項ニ依リ難キモノノ使用料ハ市長別ニ之ヲ定ム

第四條 診断書、證明書及検査書ノ交付ヲ請求スル者ニ對シテハ一通二圓以内ニ於テ市長ノ定ムル手数料ヲ徴收ス

第五條 使用料及手数料ハ之ヲ前納セシム但シ市長ニ於テ特別ノ事由アリト認ムルトキハ此ノ限ニ在ラス

第六條 市長必要ト認ムルトキハ使用料又ハ手数料ハ之ヲ減免スルコトアルヘシ

第七條 虚偽ノ申立ニ依リ使用料又ハ手数料ノ減免ヲ受ケタルコトヲ發見シタルトキハ之ノ方料金ヲ追徴ス

第八條 市長ハ左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ診療ヲ拒否スルコトアルヘシ

一 身元調査ニ際シ虚偽ノ申立ヲ爲シタルコトヲ發見シタルトキ

二 本所ニ於テ診療スヘカラサル者又ハ特ニ設置セル他ノ診療所ニ於テ診療スヘキ者ナルトキ

三 其ノ他市長ニ於テ必要アリト認ムルトキ

第九條 本條例施行ニ關シ必要ナル事項ハ市長之ヲ定ム

附則 本條例ハ昭和十三年七月二十八日ヨリ之ヲ施行ス

性病相談所條例施行細則

制定 昭二三、七、二八告示三五二  
最近改正 昭一八、四、告示一五二

大阪市立性病相談所條例施行細則左ノ通相定メ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

大阪市立性病相談所條例施行細則

第一條 本市住民ニ非スト雖應急處置ノ必要アリト認ムル者ニ對シテハ大阪市立性病相談所條例(以下條例ト稱ス)第一條第二項ノ規定ニ依リ取扱フ爲ス

第二條 診療ヲ受ケントスル者ハ診療券ヲ請求スヘシ

第三條 左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ條例第二條第二項ノ規定ニ依リ必要ナル調査ヲ爲ス

一 相談又ハ診療ヲ受クル資格ニ疑アルトキ

二 使用料又ハ手数料ノ減免ヲ爲ストキ

三 其ノ他市長必要ト認ムルトキ

前項ノ場合所轄區長、警察署長、常務方面委員又ハ町會聯合會長ノ身元證明書ヲ提出セシムルコトアルヘシ

第四條 條例第三條第一項及第四條ノ規定ニ依リ使用料及手数料左ノ如シ

一 削除

二 藥價  
水藥、散藥、洗滌藥 二十錢  
一種一日又ハ一劑 二十錢  
塗布藥、膠球其ノ他之ニ類スル材料 二十錢  
一劑又ハ一劑 二十錢  
三 手術又ハ處置料

〔大例一三號〕

〔大例一三號〕

三十錢以上

五圓以内

一圓

五十錢

四 検査料

梅毒血清反應検査

尿検査

手数料

一 生命保険其ノ他特殊ノ場合ニ關スル診断書又ハ證明書

二 其ノ他ノ診断書、證明書、検査書

使用料ニシテ前項第二號乃至第四號ニ依リ難キモノハ別ニ之ヲ定ム

第五條 左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ條例第五條但書ノ規定ニ依リ使用料及手数料ハ之ヲ後納セシムルコトアルヘシ

一 診療ノ結果ニ非サレハ料金ヲ算定シ難キトキ

二 應急ノ診療ヲ要シ料金ヲ前納セシメ難キトキ

三 其ノ他市長已ムヲ得サル事由アリト認ムルトキ

第六條 左ノ各號ノ一ニ該當スル市住民ニ對シテハ條例第六條ノ規定ニ依リ使用料又ハ手数料ヲ免除スルコトアルヘシ

一 貧困ノ爲公費ノ救助ヲ受クル者

二 前號ニ準スヘキ状態ニ在リト認ムル者

三 其ノ他市長必要ト認ムル者

第七條 左ノ各號ノ一ニ該當スル市住民ニ對シテハ條例第六條ノ規定ニ依リ使用料又ハ手数料ヲ減額スルコトアルヘシ



生活科學研究所條例

本市會ノ議決ヲ經大阪府立生活科學研究所條例左ノ通相定メ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

大阪府立生活科學研究所條例

第一條 本所ハ市民生活ノ科學的研究並ニ其ノ指導ヲ以テ目的トシ左ノ事項ヲ處理ス

一 市民生活ノ科學化及合理化ニ關スル調査研究並ニ之ニ關聯スル検査

二 市民生活ノ科學的指導

三 其ノ他市長ニ於テ必要ト認ムル事項

第二條 本所ニ検査、證明其ノ他ヲ依頼セントスル者ハ市長ノ許可ヲ受ケ左ノ範圍内ニ於テ市長ノ定ムル手数料ヲ納付スベシ

一 醫學的検査

二 理化學的検査

三 證明

前項各號ニ依リ難キ事項ノ手数料ニ付テハ其ノ都度市長之ヲ定ム

第三條 市長ハ適當ト認ムル者ニ對シ一月百圓以内ノ使用料ヲ納付セシメテ本所ノ設備ヲ使用セシムルコトヲ得

設備使用ニ付特別ノ材料又ハ費用ヲ要スル場合ハ前項ノ使用料ノ外

別ニ實費ヲ徴收ス

第四條 左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ使用ヲ許可セズ又ハ其ノ使用許可ヲ取消スコトアルベシ

一 公益ヲ害シ又ハ建物並ニ附屬物ヲ毀損シ若ハ管理上支障ヲ來ス虞アリト認ムルトキ

二 本條例又ハ本條例ニ基ク指示ニ違背スルトキ

三 其ノ他市長ニ於テ必要ト認ムルトキ

第五條 左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ手数料又ハ使用料ヲ減免スルコトアルベシ

一 官公署又ハ公共團體ノ依頼又ハ使用ニ係ルトキ

二 市長ニ於テ公益上又ハ獎勵上若ハ特別ノ事由ニ因リ必要ト認ムルトキ

第六條 既納ノ手数料又ハ使用料ハ之ヲ還付セズ但シ市長ニ於テ特別ノ事由アリト認ムルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第七條 設備使用者其ノ他ノ入所者建物、設備其ノ他ノ物件ヲ毀損又ハ滅失シタルトキハ市長ノ定ムル所ニ從ヒ之ヲ原狀ニ復シ又ハ其ノ損害ヲ賠償スベシ

使用者ハ其ノ使用スル場所ニ於テ生シタル一切ノ事故ニ付其ノ責任ズルモノトス

第八條 本所設備ノ使用ニ因リ又ハ本條例ニ基ク處分ニ因リ生シタル損害ニ付本市ハ一切其ノ責任ニ任ゼズ

第九條 本條例施行ニ關シ必要ナル事項ハ市長之ヲ定ム

附則

昭和十一年大阪府條例第二十七號大阪府立衛生試驗所手数料條例ハ之ヲ廢止ス  
昭和十二年大阪府條例第二十一號今次事變出征軍人家族等ニ對スル本市施設使用ノ特例ニ關スル條例第一條中「衛生試驗所」ヲ「生活科學研究所」ニ改ム

生活科學研究所條例施行細則

制定 昭一七、九、一七 告示三四七

大阪府立生活科學研究所條例施行細則左ノ通相定メ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

大阪府立生活科學研究所條例施行細則

第一條 大阪府立生活科學研究所條例(以下條例ト稱ス)第二條第一項ニ依ル手数料左ノ如シ

種類	適	要	手数料
醫學的検査	イ、普通身體検査 ロ、綜合身體検査(身體、 壓、血液、尿、糞便) ハ、診断書又ハ證明書 イ、レントゲン透視	イ、普通身體検査	一件 五十錢
		ロ、綜合身體検査(身體、 壓、血液、尿、糞便)	一件 五十圓
		ハ、診断書又ハ證明書	一通 五十錢
		イ、レントゲン透視	一件 五十錢
	ムーバー(四ツ切)	一件	一圓

種類	適	要	手数料
醫學的検査	血液、血清、 精、腦脊液、 骨髓、 シメルグリ ン検査	イ、ツベルクリン反應	一件 二十錢
		ロ、血液型検査	一件 三十錢
		ハ、赤血球沈降反應検査	一件 三十錢
		ニ、微毒血清反應検査	一件 一圓
		但シ二件以上ハ一件毎ニ七十五錢	
		ホ、腦脊液其ノ他ノ検査	一件 一圓
		但シチフス、パラチフス凝集反應検査ハ無料	
		イ、簡易ナル検査	一件 五十錢
		五、略痰検査	
		二、レントゲン検査	ロ、レントゲン寫眞



六 尿検査	口、蛋白質及糖ノ定量検査其ノ他之ニ類スルモノ イ、寄生蟲検査	一件 一圓
七 糞便検査	口、潜血反應検査 ハ、複雑ナル検査 但シ赤痢菌検査ハ無料	一件 三十錢 一件 五十錢 一件 一圓
八 胃内容物検査	イ、簡易ナル検査 ロ、消化力検査其ノ他之ニ類スルモノ	一件 一圓 一件 三圓
九 乳汁検査	イ、性状検査 ロ、衛生的検査 ハ、定量分析其ノ他之ニ類スルモノ	一件 一圓 一件 一圓 一件 十圓五錢
十 細菌検査	イ、顯微鏡的検査 ロ、細菌數計算 ハ、簡易ナル培養検査 ニ、複雑ナル培養検査 ホ、動物検査(動物ノ代價ヲ含マズ)	一件 五十錢 一件 一圓 一件 一圓 一件 五圓 一件 五圓

十一 水及氷検査	イ、水ノ飲料適否其ノ他之ニ類スルモノ ロ、水ノ製造用適否其ノ他之ニ類スルモノ ハ、氷雪ノ食用適否其ノ他之ニ類スルモノ イ、療養泉タルノ見込検査其ノ他之ニ類スルモノ	一件 一圓 一件 三圓 一件 二圓 一件 三圓
十二 鑛泉検査	ロ、定量分析 ハ、醫療效用判定 イ、酒類ノ定量分析 ロ、酢、醬油、味噌、食鹽等ノ定量分析 ハ、茶、珈琲等ノ定量分析 ニ、肉類及肉製品ノ定量分析 ホ、穀類、蔬菜、果實及其ノ製品ノ定量分析 ヘ、菓子、飴、砂糖、蜜及其ノ製品ノ定量分析 ト、清涼飲料検査其ノ他之ニ類スルモノ	一件 七圓 一件 七圓 一件 七圓 一件 七圓 一件 七圓 一件 六圓 一件 六圓 一件 六圓 一件 六圓 一件 六圓
十三 飲食品検査	チ、衛生的検査 リ、檢査證明封緘紙貼附ノ爲ニスル検査	一件 五圓 一件 四圓
十四 飲食品法定規	イ、簡易ナルモノ	一件 三圓

格検査	ロ、複雑ナルモノ イ、衛生的検査其ノ他之ニ類スルモノ	一件 五圓
十五 化粧品検査	ロ、定性分析及簡易ナル定量分析 ハ、複雑ナル定量分析	一件 七圓 一件 十五圓
十六 著色料検査	衛生的検査 イ、酸數、鹼化數等検査	一件 五圓 一件 三圓
十七 油類検査	ロ、普通品質検査其ノ他之ニ類スルモノ ハ、複雑ナル品質検査其ノ他之ニ類スルモノ ニ、特別検査 イ、藥局方適否其ノ他之ニ類スルモノ	一件 五圓 一件 十圓 一件 十五圓 一件 三圓
十八 藥品検査	ロ、簡易ナル定性分析其ノ他之ニ類スルモノ ハ、簡易ナル定量分析其ノ他之ニ類スルモノ ニ、複雑ナル検査	一件 七圓 一件 十圓 一件 十五圓
十九 消毒藥検査	イ、殺菌、殺蛆及殺鼠検査 ロ、殺菌検査	一件 八圓 一件 十圓
二十 消毒器械検査	イ、消毒器械類ノ簡易ナル検査	一件 五圓

二十一 檢温器検査	ロ、消毒器械類ノ複雑ナル検査 但シ二箇以上ハ一箇ヲ増ス毎ニ二十錢	一件 十圓 一件 三十錢
二十二 飲食用器具ノ衛生的検査	但シ檢査證明封緘紙貼附ノ爲ニスル検査ハ一件四圓	一件 五圓
二十三 含有成分中一検査	イ、定性分析 甲、簡易ナルモノ 乙、複雑ナルモノ 丙、特別ナルモノ ロ、定量分析 甲、簡易ナルモノ 乙、複雑ナルモノ	一件 二圓 一件 三圓 一件 五圓 一件 三圓 一件 六圓 一件 三圓 一件 六圓
二十四 封緘紙	酒、酢、醬油、消毒箸其ノ他之ニ類スル飲食物食器類ニ貼付スルモノ	第一號紙一枚 第二號紙一枚 第三號紙一枚 第四號紙一枚 第五號紙一枚 一圓 二圓 三圓 五圓 一錢



二十五 検査 報告 書 謄本	邦文	一枚	一錢
		一枚	五十錢
但シ二枚以上ハ半枚ヲ増ス毎ニ二十錢	一通	一枚	三十錢
		一枚	一圓
翻譯文		一枚	二圓

第二條 條例第二條第二項ニ依ル料金左ノ如シ

種類	摘要	手数料	
		種類	金額
細菌培養基	ブイオン(肉汁培養)	十瓦	十錢
	ペプトン水		
	ラクムモルケ		
	膽汁培養基		
	ゲラチン		
	アガル文ガ(斜面寒天)		
	グリセリンアガル	十瓦	三十錢
	葡萄糖アガル		

二 細菌染色液		三 試薬
遠藤氏フクシニアガル		定規ヨード液
マラヒットグリュンアガル		定規過マンガン酸カリウム液
ドルガルスキー氏培養基		
血清斜面培養基		
液状血清		
フクシン液		
メチレン青液		
チールメルセン氏液		
レフレル氏液		
ガベツト氏液		
		定規カリ液
		定規鹽酸液
		定規硝酸液
		定規クロールナトリウム液
		定規蓆酸液

五 鑑定	四 質疑	五 鑑定
定規次亜硫酸ナトリウム液	石鹼液	
但シ四百瓦以内ヲ増ス毎ニ二圓五十錢増徴	ニールンデル氏試薬	
	エスパツハ氏試薬	
	フェーリン氏試薬	

前項ノ手数料中最高最低ノ限度ヲ定メタルモノニ付テハ其ノ範圍内ニ於テ依頼ノ都度市長之ヲ定ム條例第二條第三項ニ規定スル手数料ニ付テモ亦同シ

第三條 検査、鑑定ノ爲提出シタル資料ハ之ヲ還付セズ但シ特別ノ事由アリト認ムル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第四條 設備ヲ使用セントスル者ハ第一號乃至第三號様式ニ依ル願書ヲ提出スベシ

第五條 條例第三條ノ規定ニ依ル設備使用料左ノ如シ

一 研究室 一月 十五圓

(附屬器具及電気水道料ヲ含ム)

二 家事實習室 一日一回 十圓

(實習用具及調味料費ヲ含ム)

第六條 條例第三條第二項ノ規定ニ依リ徴收スベキ材料及費用ノ實費ハ使用ノ都度市長之ヲ定ム

第七條 條例第五條ニ依リ同種多數ノ検査、證明ノ手数料ノ減額ハ左表ニ依ル

人員別	第一號表	
	身體検査	糞便検査
一人	一件	一件
二人	一件	一件
三人	一件	一件
四人	一件	一件
五人	一件	一件
六人以上	一件	一件
二十人以上	一件	一件
五十人以上	一件	一件
一百人以上	一件	一件
二百人以上	一件	一件
三百人以上	一件	一件
四百人以上	一件	一件
五百人以上	一件	一件
六百人以上	一件	一件
七百人以上	一件	一件
八百人以上	一件	一件
九百人以上	一件	一件
一千人以上	一件	一件



第二號表

検査済證明封紙ノ貼附	
種別	枚數
第一號紙	一枚
第二號紙	一枚
第三號紙	一枚
第四號紙	一枚
第五號紙	一枚
一萬未満	一厘二
一萬以上	一厘三
五萬未満	一厘四
五萬以上	一厘五
十萬以上	一厘六
十萬以上	一厘七
十萬以上	一厘八
十萬以上	一厘九
十萬以上	一厘

左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ手数料ヲ免除スルコトアルベシ  
 一 公費ノ救助ヲ受クル者保健衛生ニ關スル検査其ノ他ヲ依頼スルトキ  
 二 本市有給吏員並ニ雇傭員(従業員ヲ含ム)及市立學校、幼稚園、圖書館ノ教職員並ニ雇傭其ノ他之ニ準ズル者ノ任用、採用等ノ爲普通身體検査ヲ行フトキ  
 前項第一號ニ依リ手数料ノ免除ヲ受ケントスルトキハ所轄區長、警察署長、方面委員等ノ身元證明書ヲ提出セシムルコトアルベシ  
 第八條 手数料及使用料ハ前納スベシ但シ左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ之ヲ後納セシムルコトアルベシ

行細則ハ之ヲ廢止ス

第一號様式

研究室使用願

私儀左記ニ依リ大阪市立生活科學研究所研究室ヲ使用致度候間御許可被成下度此段及御願候也

記

一 研究室

二 研究事項

三 使用期間

追而御許可相成候上ハ諸規則等遵守可致ハ勿論係員ノ御指示ニ從ヒ使用可致決シテ御迷惑相掛申間敷候

昭和 年 月 日

住所

職業

願出人 氏

名印

大阪市長 殿

一 繼續的ニ検査及検査済證明封紙ノ貼附ヲ依頼スルトキ  
 二 官公署又ハ公共團體ノ依頼又ハ使用ニ係ルトキ  
 三 其ノ他市長ニ於テ特ニ必要アリト認ムルトキ  
 第九條 本所員ニシテ上司ノ許可ヲ經官公署其ノ他ヨリ検査、鑑定等ノ囑託ヲ受ケタル場合ニ於テ検査、鑑定等ヲ爲サントスルトキハ相當ノ實費ヲ定メ當人ヨリ之ヲ納付セシムベシ  
 第十條 左ノ各號ノ一ニ該當スル手数料又ハ使用料ハ條例第六條但書ノ規定ニ依リ其ノ全部又ハ一部ヲ還付スルコトアルベシ  
 一 本所ノ都合ニ依リ依頼事項ヲ處理シ得ザルニ到リタルトキ又ハ處理ニ著手前依頼ノ取消又ハ變更ヲ願出タルトキ  
 二 設備使用開始前ニ許可ノ取消又ハ變更ヲ願出テ相當ノ理由アリト認ムルトキ  
 三 不可抗力ニ依リ設備ノ使用不能トナリタルトキ  
 四 條例第四條各號ノ一ニ該當シ市長還付ノ必要アリト認ムルトキ  
 第十一條 依頼事項處理ノ爲所員ノ出張ヲ要スル場合ハ本市旅費條例ニ依ル旅費相當額ヲ徵收ス  
 第十二條 設備使用者ハ本所員ノ指揮ヲ受ケベシ  
 研究室使用者ニシテ研究員ヲ設置セントスル者ハ第四號及第五號様式ニ依ル願書及誓約書ニ履歷書添附ノ上之ヲ提出スベシ  
 第十三條 本細則施行ニ關シ必要ナル事項ハ所長之ヲ定ム

附則

昭和十一年大阪市告示第七十四號大阪市立衛生試驗所手数料條例施行

第二號様式

家事實習室使用願

私儀左記ニ依リ大阪市立生活科學研究所家事實習室ヲ使用致度候間御許可被成下度此段及御願候也

記

一 家事實習室

二 使用ノ目的及方法

三 使用日時

四 使用人員

追而御許可相成候上ハ諸規則及係員ノ御指示ヲ遵守可致ハ勿論使用場所ニ於テ生シタル一切ノ事故ニ付其ノ責ニ可任御迷惑相掛申間敷候

昭和 年 月 日

住所

職業

願出人 氏

名印

大阪市長 殿



第十三類 保健衛生 第一章 診療及研究施設  
第三號様式

講堂使用願

私儀左記ニ依リ大阪市立生活科學研究所講堂ヲ使用致度候間御許可被成下度此段及御願候也

記

- 一 講 堂
- 二 使用目的及方法
- 三 使用 日 時
- 四 入 場 豫 定 人 員

追而御許可相成候上ハ諸規則及係員ノ御指示ヲ遵守可致ハ勿論使用場所ニ於テ生シタル一切ノ事故ニ付其ノ責ニ可任決シテ御迷惑相掛申間敷候

昭和 年 月 日

住所

職業

願出人 氏

名印

大阪市長 殿

第十四類 保健衛生 第一章 診療及研究施設  
第四號様式

研究員設置願

私儀左記ニ依リ研究員設置致度候間御許可被成下度誓約書及研究員履歷書相添此段及御願候也

記

- 一 研究 事項
- 二 研究 期間 自 年 月 日 至 年 月 日 間
- 三 研 究 室
- 四 研 究 員
- 五 研究員トノ關係

昭和 年 月 日

住所

職業

願出人 氏

名印

年月日生

大阪市長 殿

第五號様式

五錢收 入印紙

誓約書

私儀大阪市立生活科學研究所研究員設置御許可相成候上ハ諸規則及御指示等遵守可致ハ勿論研究員トシテ一切ノ行爲竝ニ研究室及其ノ設備等ノ滅失毀損ニ付一切ノ責ニ可任決シテ御迷惑相掛申間敷此段誓約候也

尙保證人ハ願出人ノ一切ノ責ニ付連帶シテ保證可致候

昭和 年 月 日

住所

職業

願出人 氏

名印

年月日生

住所

職業

保證人 氏

名印

年月日生

住所

職業

保證人 氏

名印

年月日生

大阪市長 殿

第十三類 保健衛生 第一章 診療及研究施設

團體檢診施設使用條例

〔大例一三號〕

本市會ノ議決ヲ經團體檢診及救療施設使用條例左ノ通相定ム

制定 昭一三、四、一條例 四  
最近改正 昭一八、四、一條例 二

- 團體檢診施設使用條例
- 第一條 本施設ハ本市在住壯丁、中小商工業従事員其ノ他市民ノ體位向上ノタメ團體檢診ノ依頼ニ應スルヲ以テ目的トス
  - 第二條 本市住民ニ非スト雖市長必要アリト認ムルトキハ其ノ依頼ニ應スルコトアルヘシ
  - 第三條 檢診ヲ依頼セントスル者ハ市長ノ承認ヲ受クヘシ
  - 第四條 前項ノ者ニ對シテハ必要ナル調査ヲ爲スコトアルヘシ
  - 第五條 檢診ヲ依頼スル者ニ對シテハ團體員一人ニ付一圓以内ニ於テ市長ノ定ムル使用料ヲ徵收ス
  - 第六條 一 檢診料 團體員一人ニ付 二圓以下  
二 救護料 一班一回 二十圓以下
  - 第七條 特殊ノ事情ニ依リ前項ニ依リ難キモノニ付テハ市長別ニ之ヲ定ム
  - 第八條 公用ニ供シ又ハ公益ヲ目的トスルモノニシテ市長ニ於テ特別ノ事由アリト認ムルトキハ使用料ヲ減免スルコトアルヘシ
  - 第九條 第五條 虛偽ノ申立ニ依リ使用料ノ減免ヲ受ケタルコトヲ發見シタルトキハ之ヲ追徵ス
  - 第十條 第六條 市長ハ左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ檢診ヲ拒否スルコトアルヘシ
  - 第十一條 依頼者定數ニ充テタルトキ



- 二 調査ニ際シ虚偽ノ申立ヲ爲シタルコトヲ發見シタルトキ
  - 三 本施設ノ規定ニ違反シタルトキ
  - 四 特ニ設置スル他ノ施設ニ屬スル事項ナルトキ
  - 五 其ノ他市長ニ於テ必要アリト認ムルトキ
- 第七條 本條例施行ニ關シ必要ナル事項ハ市長之ヲ定ム  
附則
- 本條例ハ昭和十三年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

團體檢診施設使用條例施設細則

制定 昭一三、四、一告示一三三  
最近改正 昭一八、四、告示一五三

團體檢診及救療施設使用條例施行細則左ノ通相定メ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

- 第一條 團體檢診施設使用條例施行細則(以下條例ト稱ス)第一條第一項ノ團體檢診トハ十人以上ノ團體ニ對スル檢診ヲ謂フ
- 第二條 條例第二條第一項ノ規定ニ依リ市長ノ承認ヲ受ケントスル者ハ左ノ事項ヲ具シ申出ツヘシ
  - 一 依頼ノ目的
  - 二 檢診日時、場所
  - 三 依頼者ノ住所、職業、氏名、年齢
  - 四 其ノ他必要ナル事項
- 第三條 前條ノ申出アリタルトキハ調査上必要ナル證明書ヲ提出セシム

第二章 公園及運動場

公園管理規則

制定 昭一、三、二規則一

本市會ノ議決ヲ經昭和七年大阪市規則第一號公園管理規則左ノ通改正ス

大阪市の公園管理規則

- 第一條 公園ニ於テハ左ノ行爲ヲ禁止ス
    - 一 魚鳥ヲ殺傷又ハ捕獲スルコト
    - 二 樹木及花卉等ヲ折損又ハ採取スルコト
    - 三 諸設備ヲ毀損スルコト
    - 四 焚火ヲ爲シ若ハ火技ヲ弄シ其ノ他危険ノ遊戯ヲ爲スコト
    - 五 許可ナクシ牛馬諸車ヲ入ルルコト
    - 六 行商ヲ爲スコト
    - 七 濫ニ廣告ヲ爲シ又ハ宣傳ビラ等ヲ配布スルコト
    - 八 其ノ他風致ヲ害スルコト
    - 九 管理上ノ必要ニ依リ市長ノ禁止シタル行爲ヲ爲スコト
  - 第二條 大阪城公園城内ニ於テハ寫眞ノ撮影ヲ禁止ス但シ許可ヲ受ケタル者ハ此ノ限ニ在ラス
  - 第三條 公園ノ開閉時間其ノ他必要ナル事項ハ市長之ヲ定ム  
附則
- 本規則ハ昭和十一年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

ルコトアルヘシ  
第四條 條例第三條第一項ノ規定ニ依ル使用料左ノ如シ

- 一 檢診料
    - 四十人迄 一人ニ付 三十五錢
    - 四十一人以上二百人迄 一人ヲ増ス毎二十錢ヲ加フ
    - 二百人以上 一人ヲ増ス毎二十五錢ヲ加フ
  - 二 間接撮影(四十枚以上) 一枚ニ付 三十錢
- 條例第三條第二項ノ規定ニ依ル使用料ハ其ノ都度市長之ヲ定ム
- 第五條 使用料ハ前納セシム但シ市長料金ヲ前納シ難キ事情アリト認ムルトキハ此ノ限ニ在ラス
- 第六條 檢診場所ノ設備費及特ニ要シタル費用ハ依頼者ニ於テ之ヲ負擔スルモノトス
- 第七條 本細則施行ニ關シ必要ナル事項ハ保健局長之ヲ定ム

〔大例一三號〕

〔大例一三號〕

公園使用條例

制定 昭七、二、一七條例二二

本市會ノ議決ヲ經公園使用條例左ノ通相定メ昭和八年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

公園使用條例

- 第一條 公園地域内ノ土地及本市工作物ハ本條例ノ定ムル所ニ依リ特ニ之ヲ使用セシムルコトヲ得
- 第二條 土地又ハ本市工作物ヲ使用セントスル者ハ其ノ所在地、公園ノ名稱、使用地積、使用ノ目的及方法、營業ノ種類並使用期間ヲ具シ(使用地ニ工作物ヲ設置セントスル者ハ其ノ仕様書及圖面ヲモ添付シ)許可ヲ受クヘシ  
使用ノ許可ヲ受ケタル者引續キ使用セントスルトキハ使用期間滿了三十日前迄ニ前項ニ依リ許可ヲ受クヘシ
- 第三條 使用料ハ左ノ標準ニ依リ市長之ヲ定ム但シ公益上其ノ他市長ニ於テ已ムヲ得サル事由アリト認ムル者ノ使用ニ付テハ之ヲ減免スルトヲ得
  - 一 土地 一月 一坪 時價ノ千分ノ一以上
  - 二 工作物 一月 一坪 時價ノ千分ノ三以上
 日ヲ以テ期間ヲ定メタル使用料ハ前項料金ノ三十分ノ一ヲ以テ一日ノ使用料トス
- 第四條 廣告其ノ他特殊工作物設置ノ爲使用スルモノノ使用料ハ前條料金ノ三倍ニ達スル迄増額スルコトヲ得
- 廣告ノ爲ノ使用ニシテ廣告ノ面積カ敷地面積ヨリ廣キトキハ廣告物ノ



廣告トシテ利用シ得ヘキ面積ニ依リ使用料ヲ算定ス

第五條 左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ事故發生ノ日ヨリ特別使用料トシテ前二條ノ使用料金ノ五倍ニ達スル迄徴收スルコトアルヘシ

一 本條例ニ依リ許可ヲ受ケヘキ事項ニ付其ノ許可ヲ受ケスシテ爲シタルトキ

二 返還期日ニ返還ヲ爲ササルトキ

第六條 使用料ノ徴收期左ノ如シ

一 年ヲ以テ使用ヲ許可シタルモノハ會計年度ニ依リ其ノ年度分ヲ四月中ニ徴收ス但シ四月以後新ニ許可シタルモノハ初年度分ニ限り許可ノ日ヨリ十日以内ニ徴收ス

二 月又ハ日ヲ以テ使用ヲ許可シタルモノハ許可ノ日ヨリ十日以内ニ金額ヲ徴收ス但シ十五日未滿ノ使用ニ付テハ即納セシム

第七條 既納ノ使用料ハ之ヲ還付セス但シ第十六條及第二十一條第五號ノ場合ハ使用物件返還ノ日ノ翌日ヨリ日割計算ニ依リ還付ス

第八條 使用料ノ納付ヲ延滞シタルトキハ徴收期日ノ翌日ヨリ完納ノ日迄一日百圓ニ付金四錢ノ割合ヲ以テ延滞金ヲ徴收ス

第九條 土地又ハ本市工作物ノ使用許可ヲ取ケタル者ハ本市ノ指定スル保證金ヲ許可ノ日ヨリ五日以内ニ納付スヘシ

第十條 第二條ノ許可ヲ受ケタル者使用ノ目的、方法及營業ノ種類ヲ變更セントスルトキハ許可ヲ受ケヘシ

第十一條 本市工作物ノ構造及設備ハ使用者ニ於テ變更スルコトヲ得ス但シ特ニ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラス

係ル工作物及業務ニ付検査スルコトアルヘシ

使用者ハ前項検査ヲ拒ムコトヲ得ス

第十九條 土地又ハ本市工作物ノ使用方法、營業ノ種類若ハ業務ニシテ公益上其ノ他本市ニ於テ必要ナルト認ムルトキハ之カ改良又ハ撤去ヲ命スルコトアルヘシ

使用者前項ノ措置ヲ了シタルトキハ其ノ旨届出ツヘシ

第二十條 左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ土地又ハ本市工作物ノ使用許可ハ其ノ效力ヲ失フ

一 土地使用者カ使用地ニ設置シタル工作物ノ所有權ヲ喪失シタルトキ

二 土地使用者許可ヲ得スシテ使用許可後六十日以内ニ使用ヲ開始セサルトキ

三 本市工作物ノ使用者許可ヲ得スシテ六十日以上業務ヲ休止シタルトキ

第二十一條 左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ使用許可ヲ取消スコトアルヘシ

一 第十條乃至第十五條ノ規定ニ違反シタルトキ

二 第十八條ノ検査ヲ拒ミタルトキ

三 第十九條ノ命ニ應ゼサルトキ

四 保證金又ハ使用料ノ期間内ニ納付セサルトキ

五 本市ノ都合上必要アルトキ

第二十二條 本條例ニ依リ許可ノ取消又ハ第十九條ノ規定ニ依リ使用者ニ命シタル事項ニ關シ使用者ニ損害ヲ及ホスコトアルモノモ本市ハ其ノ責

第十二條 土地使用者カ使用地ノ原形ニ著シキ變更ヲ加ヘントスルトキ又ハ工作物ヲ設置セントスルトキハ其ノ仕様書及圖書ヲ添ヘ許可ヲ受ケヘシ許可ヲ受ケ設置シタル工作物ノ變更又ハ修繕ヲ爲サントスルトキ亦同シ

前項ニ依リ許可ヲ受ケタル工事竣工シタルトキハ其ノ旨直ニ届出ツヘシ

第十三條 使用地ニ設置シタル土地使用者ノ工作物ノ所有權ヲ取得シタル者ハ當該土地ノ使用ニ付テハ第二條ニ依リ直ニ許可ヲ受ケヘシ

第十四條 使用地ニ設置シタル土地使用者ノ工作物ノ質權、抵當權又ハ賃借權ノ目的ト爲サントスルトキハ其ノ許可ヲ受ケヘシ

第十五條 使用者其ノ使用ニ係ル土地又ハ本市工作物ヲ第三者ヲシテ使用者セシムルコトヲ得ス

第十六條 使用者使用期間内ニ其ノ使用ニ係ル土地又ハ本市工作物ヲ返還セントスルトキハ豫メ其ノ許可ヲ受ケヘシ

第十七條 左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ使用者ハ其ノ使用ニ係ル土地又ハ本市工作物ヲ原狀ニ回復シ其ノ旨届出ツヘシ

一 使用期間滿了シタルトキ

二 第二十條第三號ニ依リ許可ノ效力ヲ失ヒタルトキ

三 第二十一條ニ依リ使用許可ノ取消アリタルトキ

四 第十六條ノ許可アリタルトキ

使用者前項ノ手續ヲ了セサルトキハ使用者ノ負擔ヲ以テ本市之ヲ代行スルコトアルヘシ

第十八條 本市必要アルトキハ土地若ハ本市工作物又ハ使用者ノ所有ニ

〔大例一三號〕

〔大例一三號〕

〔大例一三號〕

〔大例一三號〕

〔大例一三號〕

〔大例一三號〕

〔大例一三號〕

〔大例一三號〕

〔大例一三號〕

〔大例一三號〕

〔大例一三號〕

〔大例一三號〕

〔大例一三號〕

〔大例一三號〕

〔大例一三號〕

〔大例一三號〕

〔大例一三號〕

〔大例一三號〕

公園使用條例施行細則

制定 昭七、二二、一七告示三四四

公園使用條例施行細則左ノ通相定メ昭和八年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

第一條 條例第二條ノ規定ニ依リ使用許可ヲ受ケントスル者ハ別記様式ノ願書ニ使用土地ノ位置及區域ヲ表示シタル圖面ヲ添付シ願出ツヘシ

第二條 土地又ハ本市工作物ノ使用者カ住所又ハ氏名ヲ變更シタルトキハ運帶ナク其ノ旨届出ツヘシ但シ氏名ヲ變更シタルトキハ戸籍抄本ヲ

附則

第二十三條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニ付テハ五圓以下ノ過料ヲ科スルコトアルヘシ

一 第二條、第十條乃至第十五條ニ違反シタル者

二 第十八條ノ検査ヲ拒ミタル者

第二十四條 本條例施行ノ爲必要ナル事項ハ市長之ヲ定ム

附則

明治三十四年大阪府條例第一號公園地地使用料條令ハ之ヲ廢止ス



第十三類 保健衛生 第二章 公園及運動場

添付スヘシ  
**第三條** 相續ニ因リ土地又ハ本市工作物ノ使用ヲ承繼シタルトキハ相續ノ日ヨリ十日以内ニ戶籍抄本ヲ添付シ其ノ旨届出ツヘシ  
**第四條** 條例第十三條ノ規定ニ依ル願書ニハ競賣ニ因ル取得ノ外前使用者ノ連署ヲ要ス  
**第五條** 條例第十六條ノ規定ニ依リ土地又ハ本市工作物ヲ返還セントスル者ハ返還スヘキ日ノ三十日前迄ニ願出ツヘシ但シ特殊ノ事由アリト認ムルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラス  
**第六條** 土地使用者ハ工作物ノ一部又ハ全部ノ所有權ヲ喪失シタルトキハ七日以内ニ其ノ旨届出ツヘシ但シ一部ノ場合ニ在リテハ殘部ト區別別記様式

公園内土地使用願

一 所在地 何區 何町  
 一名 稱 何公園  
 一 使用地積 何坪  
 一 使用目的 何々  
 一 使用方法 (工作物ヲ設置セントスルトキハ「別紙」仕様書及圖面ノ通り「ト」記入ノコト)  
 一 營業ノ種類 何々  
 一 期間 自何年何月何日何年(又ハ月、日)間  
 至何年何月何日何年(又ハ月、日)間  
 右公園使用條例ニ依リ出願候也  
 年 月 日

公園特殊施設使用條例

注意 市長宛  
 公園使用條例第十二條ノ規定ニ該當スル出願ニ付テハ其ノ旨願書ニ附記スルコト)  
 公園内工作物使用願  
 一 所在地 何區 何町  
 一名 稱 何公園  
 一 工作物ノ種類 何々 (建物ニ付テハ「木造瓦葺二階建一棟」「鐵筋混凝土三階建一棟」等ノ如ク其ノ構造ヲ記入ノコト)  
 一 使用目的 何々  
 一 使用方法 何々  
 一 營業ノ種類 何々  
 一 使用期間 自何年何月何日何年(又ハ月、日)間  
 至何年何月何日何年(又ハ月、日)間  
 右公園使用條例ニ依リ出願候也  
 年 月 日  
 市長宛 住所 出願人氏 名  
 市長宛 住所 出願人氏 名

制一定昭一一、三、二條例一四  
 最近改正 昭二八、一〇 條例一七

〔大例一三號〕

〔大例一三號〕

本市會ノ議決ヲ經大阪府公園特殊施設使用條例左ノ通相定ム  
 大阪府公園特殊施設使用條例  
**第一條** 公園特殊施設ヲ使用セントスル者ハ市長ノ許可ヲ受クヘシ  
**第二條** 使用ノ許可ヲ受ケタル者ハ左表ノ範圍内ニ於テ市長ノ定ムル使用料若ハ入場料ヲ納付スヘシ

名	稱	使用料	
		使	用
音樂堂	天王寺公園	晝間	一回 四十五圓以内
		夜間	一回 六十圓以内
	中之島公園	晝間	一回 十二圓以内
		晝夜間	一回 十五圓以内
	天王寺公園	晝間	一回 十八圓以内
		晝夜間	一回 二十五圓以内
	中之島公園	晝間	一回 十二圓以内
		晝夜間	一回 十二圓以内
	櫻宮公園	晝間	一回 十二圓以内
		晝夜間	一回 十二圓以内
扇町公園	晝間	一回 十二圓以内	
	晝夜間	一回 十二圓以内	
新淀川公園 (自轉車競技場ヲ含ム)	晝間	一回 七圓以内	
	晝夜間	一回 七圓以内	

第十三類 保健衛生 第二章 公園及運動場

水泳場	庭球場	野球場	備考	
			使用ハ運動ヲ目的トスルモノニ限ル	目的トスルモノニ限ル
眞田山公園 (飛込池)	中之島公園	眞田山公園 (五十米)	軟式	一回 二十圓以内
			硬式	一回 四十圓以内
眞田山公園 (飛込池)	扇町公園	眞田山公園 (五十米)	軟式	一回 二十圓以内
			硬式	一回 四十圓以内
眞田山公園 (飛込池)	下福島公園	眞田山公園 (五十米)	軟式	一回 二十圓以内
			硬式	一回 四十圓以内
眞田山公園 (飛込池)	蘆原公園	眞田山公園 (五十米)	軟式	一回 二十圓以内
			硬式	一回 四十圓以内
眞田山公園 (飛込池)	新淀川公園	眞田山公園 (五十米)	軟式	一回 二十圓以内
			硬式	一回 四十圓以内
眞田山公園 (飛込池)	櫻宮公園	眞田山公園 (五十米)	軟式	一回 二十圓以内
			硬式	一回 四十圓以内
眞田山公園 (飛込池)	中之島公園	眞田山公園 (五十米)	軟式	一回 二十圓以内
			硬式	一回 四十圓以内
眞田山公園 (飛込池)	扇町公園	眞田山公園 (五十米)	軟式	一回 二十圓以内
			硬式	一回 四十圓以内
眞田山公園 (飛込池)	眞田山公園 (五十米)	眞田山公園 (五十米)	軟式	一回 二十圓以内
			硬式	一回 四十圓以内
眞田山公園 (飛込池)	眞田山公園 (五十米)	眞田山公園 (五十米)	軟式	一回 二十圓以内
			硬式	一回 四十圓以内

一一四五

一一四四